むかわ町
まちづくり計画

「人と自然が輝く清流と健康のまち」

平成２４年３月

むかわ町

むかわ町　まちづくり計画

『人と自然が輝く清流と健康のまち』

平成 24 年３月

むかわ町

“人と自然が輝く清流と健康のまち”をめざして

むかわ町は、これまでの合併による旧町の諸制度の統合や事務事業の調整が整い、新町調整期から新町形成期の新しい時代に入り、節目として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

この節目を迎える中、新しいむかわ町の創造と自立を目指し、町民と行政が協働でまちづくりを進め、未来につなげていくために必要な「まちづくりの設計図」として、「むかわ町まちづくり計画」を策定いたしました。

本計画は、合併時に策定した「新町建設計画」を継承・発展させ、さらなる飛躍を図るために、将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」として定め、その実現のための基本的な姿勢として、まちに潜在する力と協働の力を重ねた「むかわ力」を結集し、向上させていくための人材育成を指針と定め、まちづくりを進めていくこととしております。

この計画の策定にあたっては、町民アンケートやまちづくり委員会、地域協議会等を通して、多くの町民の皆様から、これからのまちを創っていくうえで貴重なご意見、ご提言をいただきました。

今後は、この計画に基づき、町民の皆様と協働の地域づくりの推進を図り、町民と行政が目的と目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら地域の課題解決に取り組むまちづくりを推進してまいります。

むかわ町に住むことが誇りとなり、このまちに住み続けたい、住んで良かったと感じることができるまちを創るためには、「むかわ力」が必要となります。今後とも町民皆様方の積極的なまちづくりへのご参加とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきましたまちづくり委員の皆様をはじめ、地域自治区地域協議会委員の皆様、様々な形で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成 24 年３月

むかわ町長　山田憲造

ごあいさつ

むかわ町まちづくり委員会は、将来にわたり「このまちに住んで良かった、このまちに生まれて良かった」と思えるまちづくりを進めるため、町政運営の主要施策のうち、専門的分野（特定の行政課題等）について調査・研究を行い、魅力ある地域づくりや地域活性化の推進に資することを目的に設置されました。

委員会では、町から計画策定の検討について付託を受け、少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、むかわ町を取り巻く現状を踏まえて、「自立・個性」を活かしたまちづくりをめざして、10 年後のむかわ町のあるべき姿、新しいむかわ町のあり方について、議論を重ねていくとともに、さらに当委員会自らが主催した「住民経過報告・意見交換会」でいただいた多くのご意見等も含めて、町民の思いとしてまとめた「提言書」を町へ提出いたしました。

また、町長から諮問された「むかわ町まちづくり計画（素案）」については、町と共催で開催した「住民説明会」での参加者からのご意見等も参考にさせていただきながら、委員会で慎重な審議を行い、付帯意見を添えて答申をさせていただきました。

本計画の策定にあたり、これまで委員会で議論してきた思いや提言が新しいまちづくり計画の土台となり、そして「新町形成期から新町安定期」に向けたむかわ町の礎（いしずえ）となり、町民一人ひとりの行動の指針として、意識の向上と具体的な取り組みに結び付くことを期待いたします。

私たちは、この計画の推進にあたり、私たち自らが行動を起こすことによって「協働のまちづくり」が大きなうねりとなるように、第一歩を踏み出していきたいと思います。

最後に、貴重な時間をさいて委員会に参加し、活発な議論をしてくださった各委員に感謝申し上げます。

平成 24 年３月

むかわ町まちづくり委員会

委員長　数矢伸二

～目　　次～

第１章　はじめに

１　まちづくり計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（３）計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）まちの概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）まちを取りまく社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）これからのまちづくりに必要な課題と視点・・・・・・・・・・　７

（４）地域資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（５）土地利用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（６）将来人口の推計・就業人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２章　基本理念

１　将来のまちの姿（まちの理念・方針）・・・・・・・・・・・・・・・１３

（１）計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（２）基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

（３）まちづくりの指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

２　まちづくりの目標（まちの目標）・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（１）めざす目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

３　こだわりプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（１）こだわりプロジェクトの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・２１

（２）こだわりプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第３章　基本目標

１　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（１）基本目標の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）計画及び施策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

２　全体計画（分野別計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（１）充実した安全・安心なくらし・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）元気みなぎる産業・経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
（３）未来につなぐ夢と希望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２

３　地域計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
（１）地域の特色・誇り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７

第４章　計画の進行管理の考え方

１　計画の進行管理の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

第５章　付属資料

１　町民アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７

２　まちづくり委員会のまちづくりに対する思い・・・・・・・・・１５０

３　まちづくり委員会関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

４　地域計画諮問書・答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２

５　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５

第１章　　はじめに

1　まちづくり計画について

（１）計画策定の目的

むかわ町は、平成 18 年３月に合併し誕生した町です。以来、“人と自然が輝く清流と健康のまち”を町の将来像に据え、新町の建設に取り組んできました。
合併後５年を経て諸制度の統合や住民サービスに係る事務事業の調整が落ち着きを見せてきたこと、合併以降の各種施策の点検と昨今の社会状況の変化に対応する新たな施策展開の必要性が生まれてきたことから、ここに町の総合計画となる「むかわ町まちづくり計画」を策定することとしました。

策定にあたっては、誰もが「いつまでもこのまちに住み続けたい」と思える〝我がまちの姿〟を意識し、私たち町民一人ひとりがこの計画の内容を理解・共有できるよう、町民アンケートの調査結果、地域ごとの意見交換会で出された意見、さらに、町民の代表によるむかわ町まちづくり委員会がまとめた「これからのまちづくりに関する提言」などを十分に踏まえ、私たち町民が共に考え策定を進めました。

本町を取り巻く社会・経済環境は依然として厳しく、農林水産物の輸入自由化と長引く不況により価格低迷・生産コスト割れの実態にあります。また、担い手不足などによる第１次産業の将来不安が顕在化し、産業構造として脆弱な体質です。一方、多角的貿易体制及び経済連携への動きがある中、国内の基本的な政策しだいでは一層の厳しい環境におかれる懸念があります。さらに、未だ歯止めのかからない少子化や厳しい雇用環境など、少子高齢化の進行と若年層の流出で過疎化を阻止できないという悩みを抱えています。

また、総ての市町村が国際化や情報化への対応が求められる中で、各地で環境保全と住民生活の両立を重視した資源循環型社会や充実した福祉社会への移行が進められており、これらの社会情勢とその変化、方向を的確に見据えるとともに、国が進める経済構造改革、地域主権や行財政改革の流れの中にあって、本町の地域特性を活かしながら、町勢のさらなる発展と生活の安定が持続するまちの実現をめざす必要があります。

このような状況の中、私たち町民が共に支えあい、より自立したまちとして進んでいくためには、私たちが必要とする生活を人まかせにするのではなく、自らの責任において選択をし、自らが行動をおこしていかなければなりません。また、町民と行政が一体となって取り組んでいくとともに、町民同士がお互いのために行動することが求められます。

そのために必要なものが「協働」です。まちづくりにおける協働とは、「町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し連携や協力をして、地域の公共的な問題の解決をめざすものです。
新しいむかわ町をめざし、私たち町民一人ひとりが、自分ができることに取り組み、協力していくことが重要となっています。

そこで、私たちの愛する〝我がまち〟むかわ町を未来へつなげていくために、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を持つとともに、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「まちづくりの設計図」が必要なことから、本町のめざすべき将来像を掲げるとともに、その将来像の実現に向けて必要な方策を示すものとして、『むかわ町まちづくり計画（以下、本計画と称す。）』を策定します。

（２）計画の性格

「まちづくり計画」は、むかわ町の長期的な発展の方向として基本理念と将来像を明らかにし、その目標達成のために必要な施策を示すものです。
本計画は、私たち町民と行政が協働で進めていく本町のまちづくりについて、その施策展開の基本目標を示すとともに、これからの〝我がまちを形成する〟方向性を示す性格をもち、あわせて、むかわ町が行うすべての政策・施策・事業の根拠となる『本町の最上位』の行政計画という役割もあります。
また、国、北海道の関連する計画と整合性を保ち、私たち町民と行政との連携を一層強め、地域振興を着実に進める際の指針ともなる計画です。

（３）計画の構成と期間

まちづくり計画は、「基本理念」・「基本目標」で構成します。

①　基本理念

基本理念は、これからのむかわ町がめざしていく姿を明らかにし、私たち町民が共に歩んでいくため、まちの「将来像」とその実現に向けた姿勢である「まちづくりの指針」を示すとともに、「めざす目標」を定めています。

□こだわりプロジェクト
本計画の実施にあたり、まちづくりの基本理念の実現に向かって確実に進めていくため、こだわっていきたい３つの思いをプロジェクトとして位置づけ、基本目標に掲げる施策に反映し、本計画の効果的な展開と成果をめざしていきます。

■計画期間 … 平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

②　基本目標

□全体計画（分野別計画）
基本目標の全体計画は、基本理念で定めた「まちづくりの指針」や「めざす目標」の実現に向けた基本的な施策内容を明らかにし、各個別分野で取り組むべき具体的な事業の計画を立てています。

□地域計画
むかわ町全体が調和のとれた発展をめざし、自然や文化などそれぞれの地域の特色や個性を活かしながら、共に支えあう住みよいまちづくりを進めるため、地域自治区ごとに今後めざしていく地域の姿とその実現に向けた目標、取り組むべき事業の計画を定めています。

■計画期間　…　平成23年度～平成32年度（10年間）
※計画期間の中間で、必要な場合は見直しを図ります。

○主要事業のマネジメント

基本目標に定めた施策・事業の効果の検証と調整を図り、財政的な裏付けをもって計画的に実施することを目的に毎年度実施します。

■期間 … 毎年度見直しを実施（ローリング方式）

《まちづくり計画の構成図》

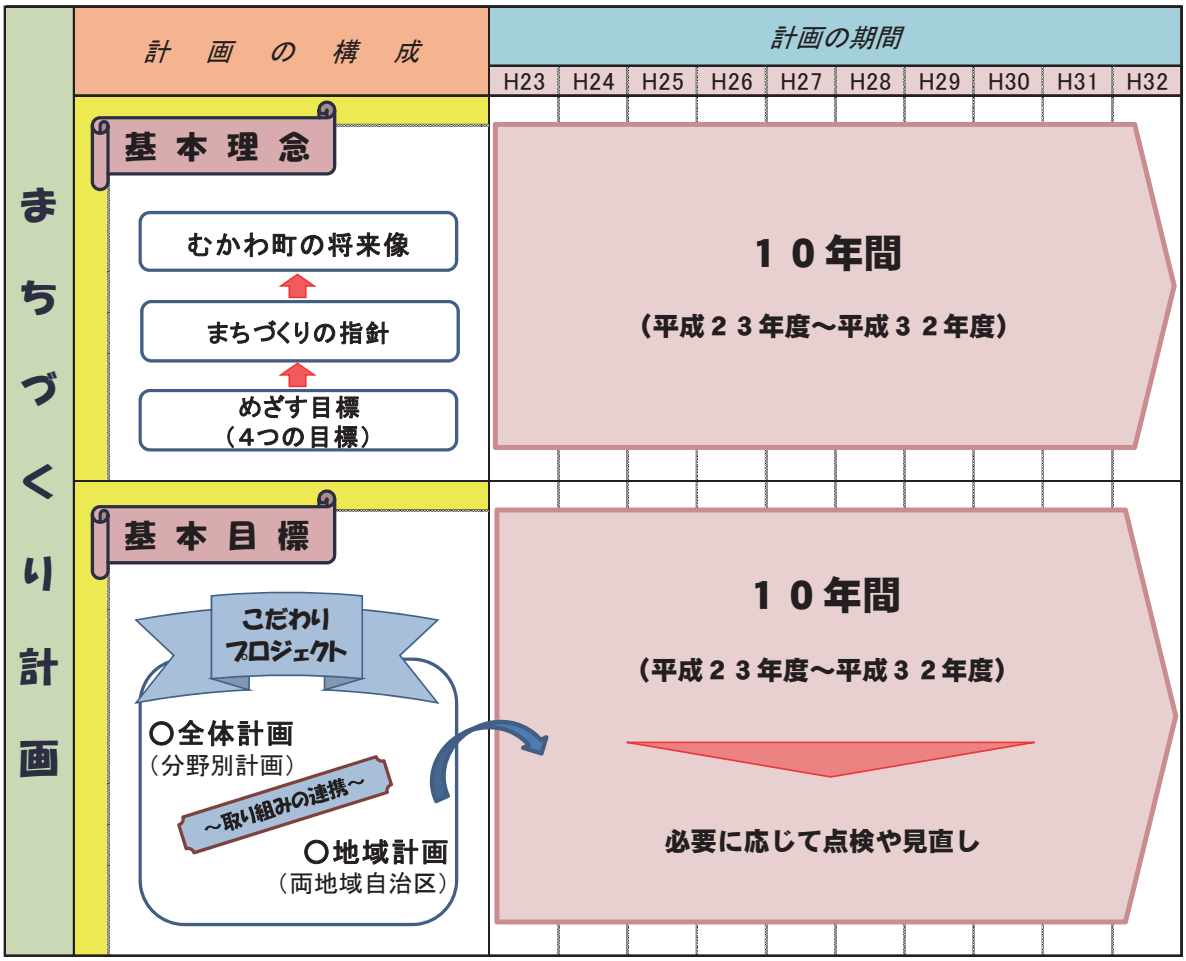

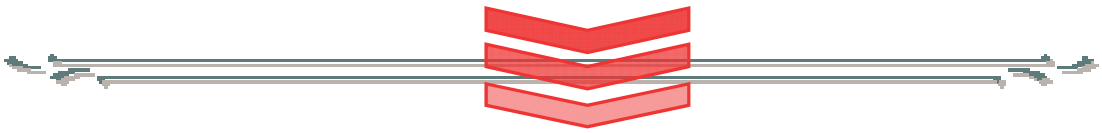

【参考：計画の実現に向けた取り組み】

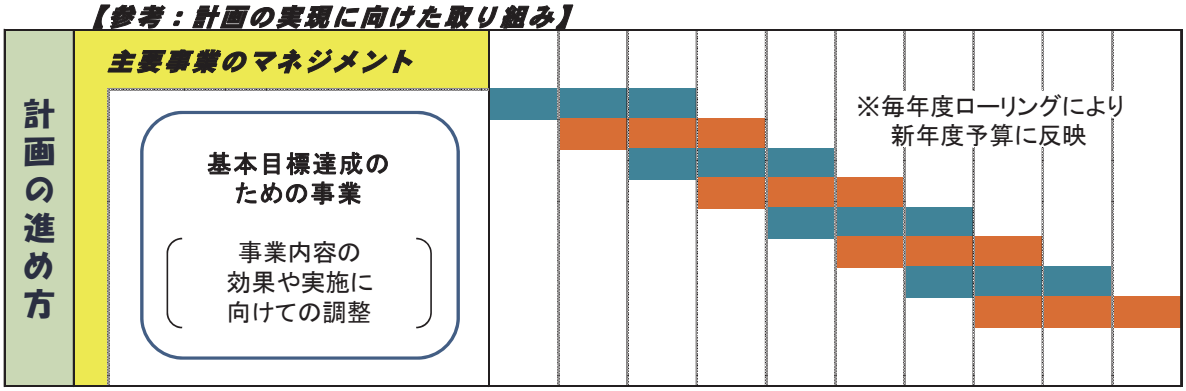

2　計画策定にあたって

（１）まちの概況

①　位置・地勢

むかわ町は、道央圏の胆振管内東部に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や、空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の重要な要所にあります。

面積は、712.91 平方㎞で胆振管内で一番の面積を有し、細長い地形をしています。東西及び北部の三方を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川鵡川が南北に縦走しており、森林（もり）・川・海、そして平地と多彩な自然環境に恵まれています。

気候は、北部は内陸性気候に属し気温の寒暖の差がやや大きい傾向にありますが、南部は太平洋の影響を受け温かく、積雪寒冷の厳しい北海道にあっては、比較的温暖で過ごしやすい地域のひとつに数えられています。

②　沿革

先住民族アイヌの人たちが、狩猟を糧とし暮らしていた地へ、江戸時代後期に蝦夷地警護と対策を目的に、八王子千人同心が駐屯し開墾と警護にあたりました。

明治に入り入植が盛んになり、木材業を中心に本格的な開拓期を迎え人々は定着し、明治 26 年から米づくりがはじまり、水田開発、道路、用水路づくりが村ぐるみで進められました。

明治 28 年、苫小牧外 15 ヶ村戸長役場から鵡川流域８村（旧鵡川町・旧穂別町・占冠村）が分村し、鵡川外７ヶ村戸長役場が鵡川に設置されたのが旧鵡川町の開町で、昭和 28 年に町制を施行しました。

明治 45 年に鵡川村より分村し、似湾村外３ヵ村戸長役場が置かれたことで旧穂別町が開町となり、昭和４年に穂別村に改称、同 37 年に町制を施行しました。

分村以降、旧町はそれぞれの個性と文化を培ってきましたが、94 年の時を経て平成 18 年３月 27 日、再びひとつのまちとして新設合併し、むかわ町が誕生しました。

③　人口・世帯

むかわ町の人口は、若年層の流出や、出生数より死亡数が大きい自然減により、減少傾向で推移しています。年齢構成別では、少子化が進む一方で高齢者人口が増加傾向にあり、少子高齢化に拍車がかかっています。また、一世帯当たりの人員数も減少し続けており、核家族化が進んでいます。

平成 23 年１月末現在の住民基本台帳による人口、世帯数では、9,660 人、4,460 世帯（一世帯あたり人口 2.17 人）であり、65 歳以上人口の構成比は 32.0％で約３人に１人となり、超高齢化社会となっています。

④　就業構造

平成 17 年国勢調査におけるむかわ町の就業人口は、第１次産業が 1,638 人、第２次産業が 1,266 人、第３次産業が 2,733 人となっています。全就業者数は、昭和 60 年には

7,427 人を数えましたが、年々その数は減少し、平成 17 年では 5,664 人と、昭和 60 年から 23.7%の減少となっています。

産業別の構成比は、第１次産業が 28.9%、第２次産業が 22.4%、第３次産業が 48.3%となっており、昭和 60 年と対比して、第１次産業は減少傾向、第２次産業は概ね横ばい傾向、第３次産業は増加傾向にあります。全国及び北海道の平均と比較して、第１次産業就業者の比率が極めて高くなっています。

⑤　社会・経済

むかわ町は、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や日高・十勝方面へ接続する交通の重要な要所であり、平成 15 年には高規格幹線道路日高自動車道鵡川 IC が開通し、また、平成 23 年に開通した道央と道東を結ぶ北海道横断自動車道（道東自動車道／夕張～十勝清水間）むかわ穂別 IC により、広域的な生活圏域の拡大など産業・観光面からも期待されています。

産業は、農林水産業など第１次産業を中心に発展してきましたが、経済の国際化の進展に伴い、これまでの地域間競争に加え国際競争が本格化してきた現在、本町の経済を支える産業は、農畜産物の輸入自由化、水産物、木材などの輸入量増加、外国産競走馬の出走レースの拡大など、依然として厳しい環境にあります。

国際化に対応できる経済活力の維持・発展のため競争原理に基づく、規制緩和が金融・流通など様々な分野で実施されていますが、消費者には価格低下などの効果がある反面、商工業者などには価格競争や流通販売の多様化など大きな課題を投げかけています。

さらに、生産年齢人口とりわけ青年層の流出に伴い、産業後継者の確保や従事者の高齢化といった不安があります。

⑥　財政

むかわ町の行政は、合併した平成 18 年から平成 22 年までの５年間を合併調整期※1 と位置づけ、旧町から引き継いだ大型建設事業を実施する一方で、合併による行政経費削減効果を発揮するため、職員数、物件費及び補助費などの抑制に取り組んできました。

しかし、世界的経済不況による地域経済の低迷により、税収の伸び悩みなど財源確保が難しくなる反面、医療制度改革等の影響により地域医療体制の確保など新たな課題の対応や公債費の負担比率※2 が高まり、財政は厳しい状況にあります。

このため、より一層の行政経費削減を進めるとともに、公債費負担の適正化など、財政構造の改善を進め、健全な財政運営に努めていく必要があります。

◇むかわ町の位置

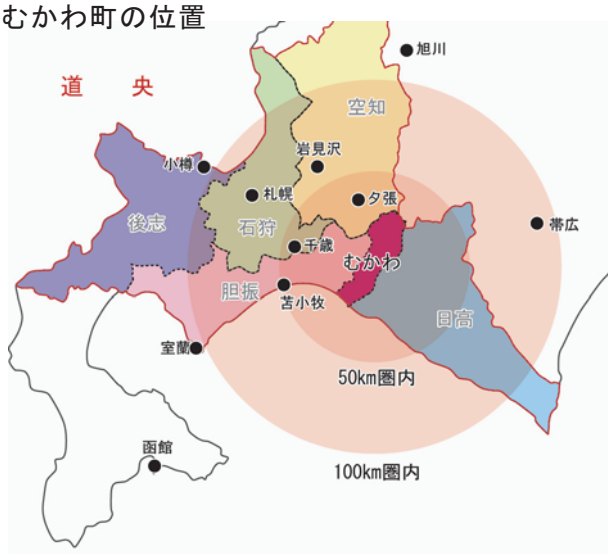

※１　旧町の課題解決や一体感を促進するため、新町のまちづくりの基本的な基盤整備などを調整する期間

※２　公債費（借金の返済額）の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。

（２）まちを取りまく社会環境

①　国の計画における北海道の位置付け

北海道が新たな時代の先駆者として豊かな経済社会づくりのための先駆的・実験的な取り組みに挑戦していくため、北海道全域の持続可能な開発をいかにして進め、我が国の課題を解決するか、その道筋を示すものとして、「新たな北海道総合開発計画（国土交通省北海道局、平成 20 年 5 月）」が答申されています。

計画の期間は、平成 20 年度から概ね平成 29 年度までです。

この計画は、今後の北海道開発の戦略的目標として、以下の３つを掲げ、多様な主体の連携協働によって、効果的に計画を推進することとしています。

○アジアに輝く北の拠点　～　開かれた競争力ある北海道の実現
○森と水の豊かな北の大地　～　持続可能で美しい北海道の実現
○地域力ある北の広域分散型社会　～　多様で個性ある地域から成る北海道の実現

②　北海道の計画における周辺市町村の位置付け

平成 20 年度より概ね 10 年間を期間とし、北海道が目指す姿と道筋を明らかにするものとして、「新・北海道総合計画」（平成 19 年 12 月　北海道策定）が策定されています。

この計画は、「人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道」を目指す姿としています。

また、本町を含む地域は「道央連携地域」と位置づけされ、石狩地域、後志地域、空知地域、胆振地域、日高地域の５つの地域で構成されています。

本町が含まれる胆振地域は、石油精製、紙・パルプ、自動車部品などの製造業や稲作や野菜、花卉、酪農、畜産などの農業、スケトウダラ、ホタテ、ホッキなどの水産業、温泉を中心とした観光産業などが展開されている地域と特色づけられています。

地域づくりの方向として、「北海道をリードするものづくり産業や先端技術、環境・リサイクル産業の展開」「大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開」など７つの方向性が掲げられています。

――『道央連携地域の地域づくりの方向性』――

１．北海道をリードするものづくり産業や先端技術、環境・リサイクル産業の展開
２．大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開
３．雪氷、バイオマス※などを活用した新エネルギーの導入
４．湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興
５．アイヌ文化の保存・伝承や炭坑遺産の活用などによる地域づくりの推進
６．安心して暮らせる地域医療の確保
７．高速交通ネットワークや港湾の整備などによる国内外との交流や物流の拠点づくり

＜北海道未来創造プラン（新北海道総合計画）４　地域の姿より＞

※　バイオマスは、生物資源（バイオ）の量（マス）をあらわしていて、動植物から生まれた再利用可能な資源のことを意味します。

（３）これからのまちづくりに必要な課題と視点

①　これからのまちづくりに必要な課題

将来のまちの姿を考えるうえで、必要な改善点や検討すべき点を整理して、取り組んでいくべき考え方をまとめたものです。

○主要課題１

暮らしていくこと・守っていくことの大切さ（防災・減災・生活基盤・生活環境）

むかわ町で安心して住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりが求められています。このため、いつ起きてもおかしくない災害に対し、これまで以上に地域の防災力の向上と減災機能の充実を進めていく必要があります。また、予防重視の健康づくりや福祉・医療サービスの充実はもちろんのこと、安心して子どもを育てられる子育てへの支援、高齢者・障がい者の介護・自立支援環境づくりの充実を進めていくとともに、生活に欠かせない居住環境の提供や公共交通手段の充実、豊かな自然環境を保全し、受け継いでいく必要があります。

○主要課題２

働いていくこと・つながりあうことの大切さ（産業・経済）

むかわ町が発展していくためには、農業・林業・水産業の第１次産業、まちの活気を支える商工業の活性化や、各産業間の連携、さらにまち独自の商品開発をする起業への支援など特色ある活動と高度化する情報社会へ向けた取り組みが必要です。

また、本町を訪れ楽しみたいと思われるまちづくりをめざし、余暇や体験を通じ、我がまちを親しめる新たな施策など、地域の特性を活かした今までとは違った幅広い視点での対応も必要です。

○主要課題３

育てていくこと・自立していくことの大切さ（教育・地域自治）

少子高齢化社会が進行していく中で、むかわ町で育つ子どもたちを地域で育てる仕組みづくりが必要です。このため、まちを担っていく世代と経験豊富な高齢者が、まちづくり活動に積極的に参加し、交流を通して、その経験と知恵を受け継ぐことのできる場や機会が必要です。

また、住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、地域自治区、自治会・町内会単位のコミュニティ活動をはじめとする多様な町民活動を一層促進し、地域主権時代※に対応した自立したまちづくりに向け、小規模自治体だからこそできる協働体制の確立を進め、共に考え、共に行動するまちをめざす必要があります。このことからも、今後のまちづくりを進めていく上で、人材育成は重要な課題と言えます。

さらに、むかわ町だけでは完結できない・完結はするが他の自治体と連携し取り組むことで私たち町民にとってより効果があるものについては、広域的な連携を視野に入れたまちづくりを推進していく必要があります。

※　地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。

②　これからのまちづくりに必要な視点

主要な課題を踏まえ、今後まちづくりを進めていくうえで、考えていかなければならないポイントを整理し、まとめたものです。

□視点１－ 安心と快適

私たち町民も町外者も含め、誰もが心身ともにまちの良さを実感し、安心と快適な環境のまちづくりの推進をめざす視点

□視点２－ 交流と活気

私たち町民同士の交流をはじめ、町内外も含めた様々な交流を通じた、暮らしと産業のにぎわいと活気の創出をめざす視点

□視点３－ 調和と創造

豊かな自然や歴史・文化を守り育て、私たち町民の暮らしの中で密接に関わるとともに、これらを活かした新たなまちづくりの推進の視点

□視点４－ 連携と協働

様々な課題に対応するため、個人・家族・企業・地域・団体・行政がそれぞれの立場や力を互いに役割分担をした連携や協力によるまちづくりの推進の視点

□視点５－ 自立と個性

私たち町民や地域などが持つ能力や潜在的な力を「個性」として磨き、その個性を活用したり、活かしていくことと、また、個性豊かな地域づくりを進めるにあたり、地域が必要とする生活を人任せにするのではなく、自らが行動を起こし、自らの責任において、地域が選択し、対応できるような地域の自立をめざしていく視点

～ 新町まちづくり計画＜新町建設計画：平成 17 年 2 月策定＞での基本的視点 ～

○ひとがひとをよぶまちづくり
- 人口減少傾向の抑制に対する誰もが住みたいと思える魅力ある地域づくり
- 地域づくりを支える元気な人が新しい人を引きつける人づくり

○新たな価値観による農林漁業の振興と高速道路網の活用による活性化
- 基幹産業である農林漁業を取り巻く厳しい経営環境下での若年層の流出
- 住民にとって生きがいと魅力ある産業としての振興・育成
- 交流人口や定住人口の増加を図るための新規産業の誘致・振興

○健康・福祉の充実と少子・高齢化対策の推進
- 少子高齢化の進行に伴う住民が一体となった健康・福祉のまちづくり
- 医療と福祉、保健機能との結びつきを強化し、とくに地域医療の充実
- 少子化対策として若者の定住促進と子育て支援等の福祉対策を総合的に推進

○自然環境の保全、居住環境の整備
- 若者の定着を図るために、地域の魅力と愛着の育成
- 本町の自然環境とこの中で育まれた生活文化の保全と継承
- 交流を育む道路整備や快適な居住環境を提供する上・下水道の普及、公園等整備

○住民参加のまちづくりの充実
- 地方分権のもと、これまで以上の地域の自立と住民の参加
- 行政と住民との協働による分担と責任による自主、自立のまちづくりを推進

（４）地域資源の活用

むかわ町の個性を活かし、私たち町民がその生い立ちや住まい、身の回りに誇りと愛着を持って暮らしていくためには、私たちを取り巻く身近な地域の資源（生活、環境、伝統など）に着目し、互いを尊重するとともに再評価し、活用していくことが重要です。

まちの地域資源には、例えば次のようなものが挙げられます。

〔まちの発展を支える主な地域資源〕

	鵡川地区	穂別地区
共　通	・むかわ町民 ・むかわ町に関わる人 （町出身者、町にゆかりのある人、町内で働く・訪れる人） ・清流鵡川 ・“むかわ”という名称	
交　通	・日高自動車道－鵡川ＩＣ ・（ＪＲ日高本線）鵡川駅舎	・道東自動車道－むかわ穂別ＩＣ
個性・風物・風景	・群生面積全国一たんぽぽ公園 ・シシャモのすだれ干し ・高校野球でのまちおこし ・サクラソウの群生 ・鵡川河口干潟	・森と化石とロマン ・健康 ・ヘルシーフードタウン ・木質ペレットの生産 （木質バイオマス燃料）
イベント、行事	・たんぽぽフェスティバル ・むかわ地蔵まつり ・ししゃもあれとぴあinむかわ ・鵡川ししゃもファミリー駅伝	・ほべつ道民の森・つつじと アスパラの春まつり ・ﾏｻﾞｰｽﾞ・ﾌｫﾚｽﾄ（町民植樹祭） ・Arimori Cupマラソン大会 ・穂別流送まつり
観光・交流資源	・鵡川温泉「四季の館」（道の駅） ・たんぽぽ公園 ・ししゃもパーク ・ホテル四季の風 ・ぽぽんた市場（特産物直売所） ・ふれあい農園 ・運動公園パークゴルフ場 ・生涯学習センター報徳館	・オロロップ渓谷 ・銀河鉄道の里 ・旧国鉄富内駅舎（登録有形文化財） ・中村記念館（登録有形文化財） ・町営キャンプ場 ・樹海温泉はくあ ・ほべつ道民の森 ・穂別博物館、地球体験館 ・穂別ふれあいパークゴルフ場
特産品	・鵡川ししゃも（地域団体商標） ・むかわ米 ほほえみ ・畑作物（スズマル大豆など） ・野菜（トマト、ほうれん草、カボチャ、長いも、カンロ、 アスパラキャベツ、レタス、ニラ、馬鈴薯など） ・花卉（夢シリーズ） ・むかわ和牛 ・軽種馬	・ほべつメロン（地域団体商標） ・雪氷室低温貯蔵米「雪瑞穂」 ・しいたけ「華太鼓」

（５）土地利用の方向性

むかわ町の面積は 712.91 平方 km で、地目別の土地利用構成では、山林が 79.4%と最も多く、田（5.4%）、畑（2.7%）と続きます。一方、宅地は 0.8%と少なく、自然的な土地利用面積が大半を占めています。

農業振興地域は 162.26 平方km（町域の 22.8%）、都市計画区域は 108.65 平方km（同 15.2%）となっています。

＜土地利用のめざす方向＞

むかわ町の将来像に向けて、町域を「森林・清流ゾーン」・「農業ゾーン」・「海浜・河口ゾーン」に区分し、我がまちの特色を活かした個性あふれるまちをめざします。

また、区分したゾーンの中に、商工業や住宅・福祉・医療・教育機能などの住環境の中核をなす２つの「市街地ゾーン」を位置づけ、それらの機能を各種の交通軸で結び、市街地間連携と広域連携を充実させるとともに、人と自然が共生する土地利用を推進します。

①　森林・清流ゾーン

むかわ町の中央部に位置し、日高山系から太平洋へ下る一級河川鵡川の流域に広がる私たちの生命の根幹となるゾーンです。

私たちの生命を維持していくために不可欠なきれいな空気は、緑豊かな森林（もり）で育まれています。森林の保全・活用・ふれあいという利用区分を明確化し、適正な管理を行い森林生産力の向上を図り、森林（もり）から川、海までの環境を系統的に保全し、多様な動植物の生態系の維持に努めるとともに、森林機能を重視した多面的利用を図ります。

また、清流鵡川は、私たちの生活に必要な水を供給する貴重な資源であり、流域農業の水資源や海浜部への栄養豊かな河川水を供給する役割も担っており、農業ゾーン・市街地ゾーンの土地利用においても、河川環境の保全を図ります。

②　農業ゾーン

むかわ町の主要な基幹産業である農業を振興するうえで、水田・畑作・花卉・酪農・畜産・軽種馬等の生産の基盤となるゾーンです。

歴史的に積雪が少なく、気候が温暖であり、さらに清流鵡川の豊かな水源を保全活用し、私たちの健康な体を育む様々な地場産品を生産するとともに、交通利便性を活かした我がまちの特産品として流通する地域です。

美しいふるさと景観の創造と農業環境の変化に適格に対応できるような農用地の多面的利用、保全に努めるとともに、基盤整備による生産性の向上、地域の特色を活かした農産品の開発・販売、農業体験交流などを進め、活気ある農業・農村づくりに取り組みます。

③　海浜・河口ゾーン

清流鵡川の特長で、町魚「柳葉魚（ししゃも）」が遡上するなど豊富な太平洋沿岸の漁業の場となるゾーンです。

海岸域や漁業集落への環境保全や希少な渡り鳥が飛来し、多様な生物が生息する鵡川河口干潟の資源保護に努めつつ、海浜機能を活かした交流の機会の創出を図ります。

また、漁港の整備など生産基盤の整備充実を図り、良好な漁場を活用した資源管理型の栽培漁業の振興を進め、活気ある漁業・漁村づくりに取り組みます。

④　市街地ゾーン

地域自治区の市街地を核としたゾーンです。

２つの市街地は、幹線道路で相互に連携するとともに高速道路で都市部との広域連携を図り、また、いつ起きてもおかしくない自然災害に備え、防災機能を整備充実し、安全な市街地づくりを推進します。

さらに、環境保全型の生活基盤整備や生活環境づくりを推進し、むかわ町の貴重な資源である、清流鵡川の河川環境と水源である日高山系に連なる森林地帯の水質保全を図り、併せて水産業の場である鵡川河口、太平洋の環境保全を図ります。

なお、ゾーン内の遊休地については、自然環境の維持保全を基本とした利活用に配慮していきます。

土地利用のめざす方向のイメージ

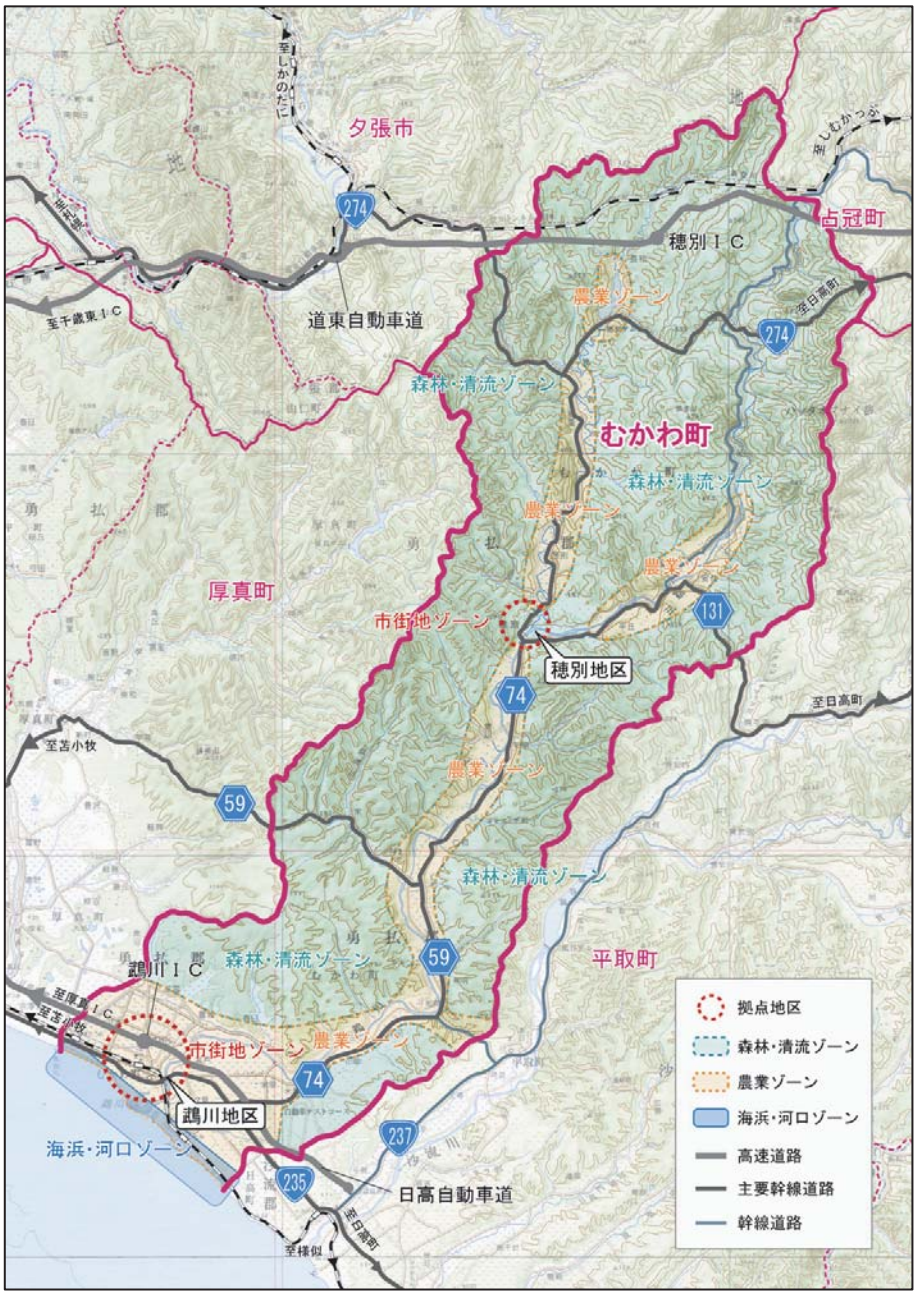

（６）将来人口の推計・就業人口

①　将来人口の推計

平成 23 年１月末のむかわ町の人口は、9,660 人、世帯数は 4,460 世帯です。合併時の平成 17 年度末は、10,468 人、4,566 世帯でした。この５年間で、人口は 808 人、世帯数は 106 世帯減少しています。

今後も人口、世帯数の低下傾向に歯止めがかからない中で、むかわ町の将来の人口、世帯数は、以下の表のとおり、推計されています。

＜参考（国の計値）＞

表 むかわ町の将来の人口、世帯数（実勢及び国の推計）

	現　況			推　計	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
人　口	11,197	10,602	9,746	9,315	8,637
世 帯 数	4,301	4,353	4,127	4,085	3,930
世帯人員	2.60	2.44	2.36	2.28	2.20

※現況は国勢調査実績値（各年 10 月１日）
※平成 27 年以降の人口は、厚生労働省（社会保障・人口問題研究所）の推計値
※平成 27 年以降の世帯数は、人口／世帯人員で算定
※平成 27 年以降の世帯人員は、平成 17～22 年の５年変化率（0.94）を乗じて算定。

②　就業人口

就業人口の推移（国勢調査結果）

（単位：人、％）

	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	参　考（H17結果）	
総　人　口	14,068	12,871	11,967	11,197	10,602		
就業者総数	7,427	6,838	6,477	5,865	5,664	全国	全道
第１次産業	2,582	2,207	1,891	1,684	1,638		
構成比	34.8	32.3	29.2	28.7	28.9	4.8	7.7
第２次産業	1,807	1,728	1,630	1,386	1,266		
構成比	24.3	25.3	25.2	23.6	22.4	26.1	19.0
第３次産業	3,035	2,899	2,953	2,793	2,733		
構成比	40.9	42.4	45.6	47.6	48.3	67.2	71.3
就　業　率	52.8	53.1	54.1	52.4	53.4	48.1	46.3

※就業者総数には、分類不能を含む。

第２章　　基　本　理　念

1　将来のまちの姿（まちの理念・方針）

むかわ町のまちづくりは、現在、むかわ町で生活する 9,700 人の私たち町民が今後とも安心して暮らせるまちの実現を目指し、私たちが共に支えあい協働で取り組んでいく主要な課題と推進していく視点を踏まえ、施策の展開を図ることとします。

（1）計画の体系

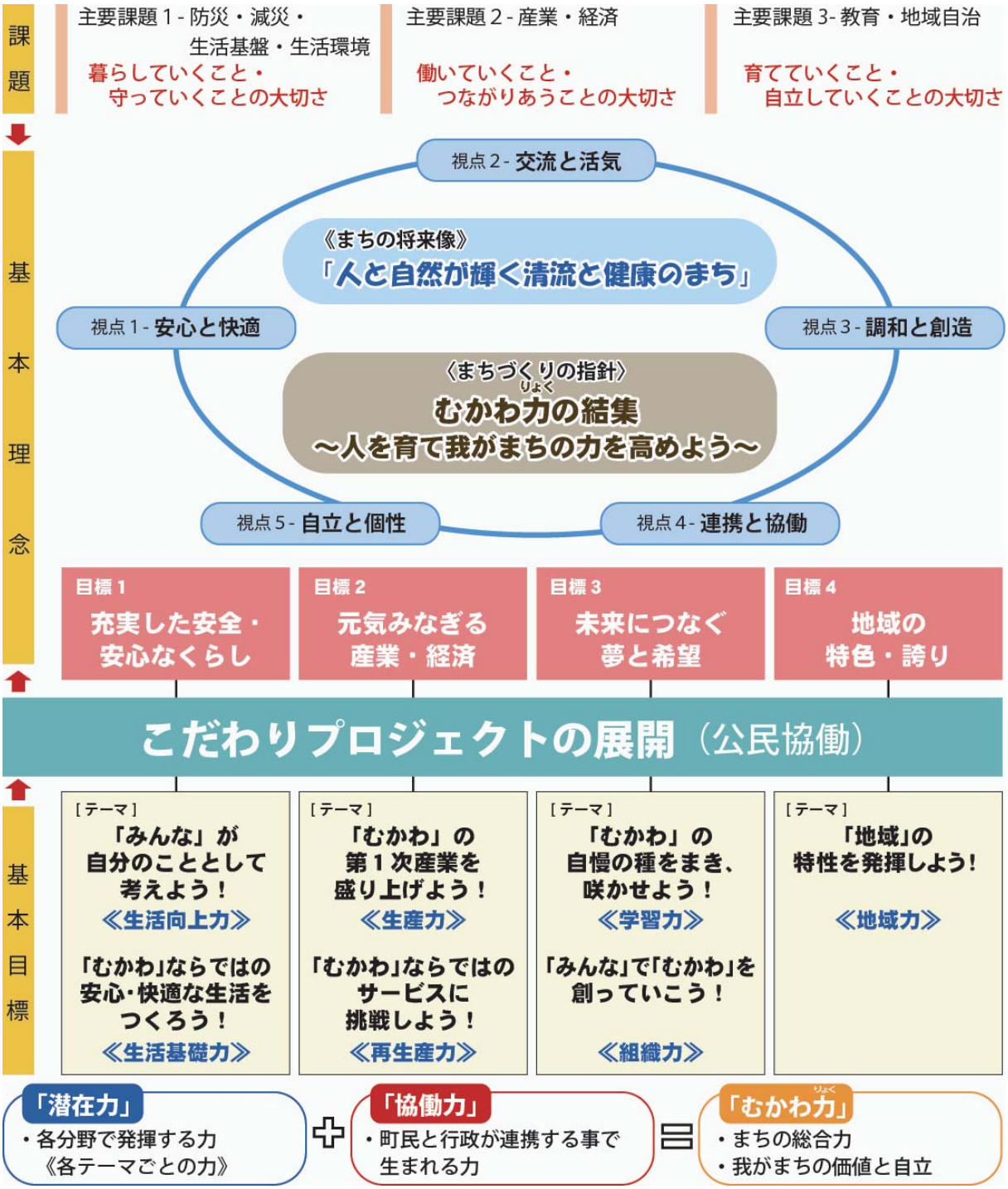

（２）基本理念

※基本理念＝私たち町民と行政がまちづくりへの思いを共有し、同じ方向で進めるために、むかわ町が「めざすべきまちの姿」をイメージ・象徴的に示したものです。

＝ まちの将来像 ＝

「人と自然が輝く清流と健康のまち」

基　本　理　念

住みよい〝我がまち〟を築き上げていくために、まちの中心的役割を担う私たち町民が、豊かな心と健やかな体を共に育んでいくことが必要です。

そのためには、きれいな空気を生む緑豊かな「森林（もり）」、多くの水産資源を育てる「海」、そしてこれらを結びつなげ、豊かな作物の実りと町魚である柳葉魚が遡上する「川（清流鵡川）」といった、恵まれた自然を財産として保ち、将来につなげ残していくことが私たち町民の責務です。

また、清流鵡川は２つの地域自治区をつなぐ共通の川であり、両地区に等しく恩恵を与え、まちを支える背骨の役割を果たしています。

人も自然も「健康」であることが、最終的にはまちの地域や産業、住んでいる私たち町民を輝かせることにつながるとの思いを込め、まちの将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、町民と行政が力を合わせて、豊かな自然の中で、安心して、いきいきとした生活が営めるまちづくりを進めていきます。

①　基本理念の背景

○新町建設計画策定時の思い

旧町の２町がこれまで取り組んできたまちづくりの考え方をさらに発展させ、協力して地域の活性化が図られるよう新町の将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、住民と行政が力を合わせて豊かな自然の中で、生き生きとした生活が営めるまちづくりを推進しています。

・合併時に策定した新町まちづくり計画（新町建設計画）において、旧町から引き継いだ思いと新しいまちに対する期待を込め、新町の将来像として定められたものです。
・合併後５年が経過し、まだ新町建設計画期間中であり、まちの基本理念は、最終的なまちづくりの目標であり、到達点と考えたときに５年間で達成できるものではありません。
・このことから、新町建設計画で掲げた将来像を継承し、新しいまちづくり計画の基本理念も同様に定めることとしました。

（３）まちづくりの指針

※まちづくりの指針＝まちの将来像を実現していくため、今後のまちづくりに対する取り組みの「基本的な姿勢」を示したものです。

≪まちづくりの指針≫

「むかわ力（りょく）の結集」～人を育て我がまちの力を高めよう～

①　基本的な考え方

むかわ町を取り巻く社会環境の変化に対応していくためには、町政運営や財政面でも、厳しい社会情勢を跳ね返し、これらに負けない、いわゆる足腰の強い「自立」したまちづくりを進めるとともに、むかわ町特有の「個性」言い換えれば、私たち町民や地域などが持つ能力、潜在的な力を出し合いながら、様々な課題や問題の解決に向けて、私たち町民と行政が共通の認識に立ち連携していくことで、地域課題を解決し地域としての価値を創造していく取り組みが必要です。

このことから、本町が独自に有する資源や条件など、まちならではの個性を活かしながら、それぞれの分野で発揮する力（＝「潜在力」）と私たち町民と行政がお互いの役割を尊重し、協力して課題解決を図る力（＝「協働力」）を結集し、我がまちの力（＝「むかわ力（りょく）」）を高め、まちの将来像の実現と自立へ向けたまちづくりをめざすこととします。

また、同時に次世代へつなげていく財産として、むかわ力（りょく）を向上させていく人材を育成する必要があることから、「まちの力と人材育成」をキーワードにまちづくりの指針を定めます。

②　「むかわ力（りょく）」について

むかわ町は豊かな潜在力を持っており、今求められる事は自らのニーズと特性を知る私たち町民が、自らの創意工夫と責任で持てる潜在力を発揮して、〝我がまちの価値〟を高め、自立していく力（＝「まちの総合力」）です。

まちの「潜在力」	＋	私たちの「協働力」	＝	我がまちの力「むかわ力（りょく）」
□各分野で発揮する力		□町民と行政が連携する事で生まれる力		□まちの総合力 □我がまちの価値と自立

③　「人を育てる」にこめた思い

人は、助け合って生きており、社会を形成しています。
社会とは、支えあう仕組みです。
家族を中心とした社会がしだいに大きな社会になり、地域やまちという社会をつくり、互いが助け合いながら生きています。
この当たり前の事が、とても大切であり、幸せなことです。
これからのむかわ町を支える次世代の育成はもちろんのこと、あらゆる場面に備え、ともに助け合う意識を持ち、その気持ちをいつまでもお互いが大切にできる〝我がまちの人〟を育てるという思いが込められています。

2　まちづくりの目標（まちの目標）

（１）めざす目標

※めざす目標＝まちの将来像とまちづくりの指針を実現していくため、取り組みの「具体的な目標」を掲げたものです。なお、それぞれの目標に対して、その「目標に向かうテーマ」を定めています。

◎目標１

充実した安全・安心なくらし

まちづくりに「必要な課題」との関係
暮らしていくこと・守っていくことの大切さ （防災・減災・生活基盤・生活環境）
これからの「まちづくりの視点」との関係
【安心と快適】【連携と協働】【自立と個性】

災害に対する防災・減災機能や生活基盤・生活環境と福祉医療分野の充実は、私たち町民の日常の安全、安心な暮らしを支える基本となるものです。日常生活圏の生活基盤・生活環境が確実に整備され、必要な福祉サービスが利用できる環境を築くことは、町民一人ひとりが地域・在宅で安心して暮らすための基本です。これらの充実を通し、私たち町民が笑顔で安心して暮らし、まちにさわやかな風が吹き、日々健康に暮らすことのできるまちづくりをめざします。

＝＝＝　目標に向かうテーマ　＝＝＝

○「みんな」が自分のこととして考えよう！

私たちの生活におけるすべてが基本となるむかわ町の自然環境の保全と適切な利活用に努めるとともに、健康づくり、子育て・高齢者・障がいのある人への支援、地域福祉及び医療の一層の充実を図り、必要なサービスを選択し、利用することが可能な福祉社会の実現に向けて、私たち町民一人ひとりがみな、自分のこととして考える福祉のまちづくりを確実なものとします。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「生活向上力」**
・毎日を暮らしていくために、より良い方向へ進もうとする力

○「むかわ」ならではの安心・快適な生活をつくろう！

むかわ町内外を結ぶ道路交通網や私たちの生活に不可欠な上下水道・住環境などの生活基盤の整備、安全安心な生活を支える治山治水・防犯・消防・救急、そして、いつ起きてもおかしくない災害に対し、日頃から十分に備えを行い、発生直後の迅速な対応で被害を最小限におさえる防災・減災、そのために地域情報を発信する環境を整え、むかわ町ならではの快適な生活を確実なものとします。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「生活基礎力」**
・毎日を暮らしていくための根底にある力

◎目標２

元気みなぎる産業・経済

まちづくりに「必要な課題」との関係
働いていくこと・つながりあうことの大切さ（産業・経済）
これからの「まちづくりの視点」との関係
【交流と活気】【連携と協働】【自立と個性】

産業、経済分野の振興は、日高山脈から太平洋に至る清流鵡川の豊かな水、澄んだ空気、恵みの自然環境に育まれた安全安心な自然資源を保全活用し、生産物、商品・サービスやそれらを生産・提供する事業所・従事する人が、誇りと生きがいを持っていつも輝き、元気で健康に働くまちづくりをめざします。

＝＝＝ 目標に向かうテーマ ＝＝＝

○「むかわ」の第１次産業を盛り上げよう！

むかわ町の大地と水に根ざした農業・林業・水産業を振興し、地域の発展と資源の活用が将来にわたり共存する、持続可能で安全安心な生産物の供給、安定した経営が行われる元気な第１次産業を盛り上げます。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「生産力」**
・自然物に手を加えて、生活に必要な物をつくりだしていく力

○「むかわ」ならではのサービスに挑戦しよう！

私たち町民に身近な生活用品を提供し、語らいやふれあいがあり、市街地の活気を支える商工業、起業・雇用や国内外各地から人、情報、文化を持ち込む交流人口の推進などを確実なものとし、町中が活気あるむかわ町を創るため、むかわ町ならではの商工業、サービス業に挑戦します。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「再生産力」**
・生産された物に手を加え、また新たな生産を生みだしていく力

◎目標３

未来につなぐ夢と希望

まちづくりに「必要な課題」との関係
育てていくこと・自立していくことの大切さ（教育・地域自治）
これからの「まちづくりの視点」との関係
【調和と創造】【連携と協働】【自立と個性】

将来のむかわ町を支え、魅力あるまちとして発展していくためには、次の時代を担っていく子ども達や各分野の後継者の育成とともに、その成果を発揮できるような学習の場や活動支援が必要であり、将来に不安を残さない堅実なまちづくりが重要です。そのために、豊かな自然環境の維持、まちの歴史・文化を知り、守り育てることで豊かな感性を育み、今まで以上に私たち町民と行政が一緒になって取り組み、人とまちが輝きを増し、町中に笑顔あふれるまちづくりをめざします。

＝＝＝ 目標に向かうテーマ ＝＝＝

○「むかわ」の自慢の種をまき、咲かせよう！

町民それぞれが自分のライフスタイル※に合わせて、自らが学び・高めあう学習システムを構築し、むかわ町の自然や産業、歴史・文化に学び様々な体験を通じて、生きる力や人を思いやるやさしさ、健やかな身体を培う基礎をつくり、毎日に生きがいを持ち、未来への確かな夢を育むとともにまちを誇れるふるさと教育を推進します。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「学習力」**
・これまでの経験を基にして、常に新しい発見や適応の方法を身につけていこうとしていく力

○「みんな」で「むかわ」を創っていこう！

町民同士のつながりやふれあいを深め、まちづくり活動への参加を推進するため、地域コミュニティを積極的に支援し、多様な機会を通じて私たち町民と行政の意思疎通と意向の把握に努め、むかわ町は住みやすいと感じられるまちづくりを進めます。
また、効率的な行財政運営により行政サービスの安定的な提供と町民意向の実現に向けた取り組みを進め、共に知恵を出し、汗をかく、みんなで進める協働のまちづくりを推進します。

■実現するためのまちの潜在力は・・・・・**「組織力」**
・共通の目標を達成していくために、互いの役割を尊重しながら、共に行動し、全体として整ったまとまりをつくりだしていく力

※　生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

◎目標４

地域の特色・誇り

まちづくりに「必要な課題」との関係
育てていくこと・自立していくことの大切さ（教育・地域自治）
これからの「まちづくりの視点」との関係
【調和と創造】【連携と協働】【自立と個性】

自然や文化など、それぞれの地域の特色をお互いに認め合い、その個性を活かしながら、私たち町民と行政が連携して住みよいまちづくりを進めるため、地域自治区ごとに、今後めざしていく地域の姿を掲げ、その実現に向けた目標と取り組みを整理し、まち全体が調和のとれた発展をめざします。

＝＝＝ 目標に向かうテーマ ＝＝＝

○「地域」の特性を発揮しよう！

地域計画

むかわ町の２つの地域自治区において、両地域の特性や課題を踏まえて、めざす目標と推進する取り組み等を整理し、「地域計画」として策定しました。

地域計画では、２つの地域自治区の「目指すべき地域像」を明確にし、キャッチフレーズを定め、地域や行政、協働で推進する取り組みをまとめています。

□穂別地域自治区・鵡川地域自治区

・めざすべき地域像・キャッチフレーズ

穂別地域自治区　→　笑顔とぬくもりのあるまちほべつ

鵡川地域自治区　→　絆を育み　明日を拓く人と地域が輝く鵡川

・めざす目標と具体的な取り組み

■まちの潜在力～**「地域力」**

・地域自治区の互いの個性を認め合い、両地域の自然や文化などの特色を活かし、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力

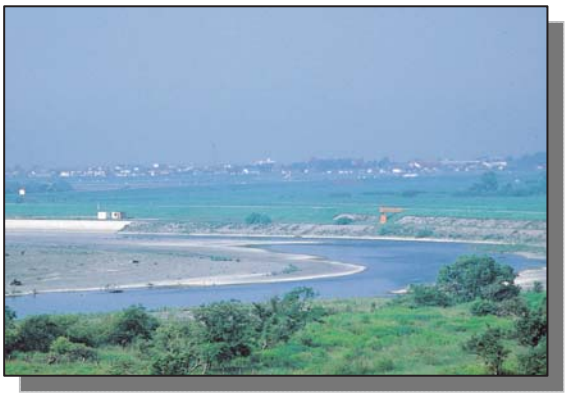

3　こだわりプロジェクト

（１）こだわりプロジェクトの位置づけ

こだわりプロジェクトってなぁに？

まちづくり計画を実践していくにあたり、私たち町民が掲げたまちの「基本理念」の実現のため、「基本目標」で掲げた各分野ごとの取り組みの連携を深め、本計画の効果的な展開と成果をめざしていくため、計画期間にこだわっていきたい３つの思いをプロジェクトとして掲げていきます。

◇基本理念

まちの将来像	「人と自然が輝く清流と健康のまち」
まちづくりの指針	『むかわ力の結集』～人を育て我がまちの力を高めよう～

私たち町民は、〝我がまち〟のここにこだわっていきます！

- 愛着と誇りの持てるまちとしていくため、「人」とのつながりを大切にします。
- そのために、このまちに存在するあらゆる資源の「健康」を推進していきます。
- 互いを尊重し役割分担をする中で、個性を活かし自立に向けた「まち」を創ります

◇基本目標

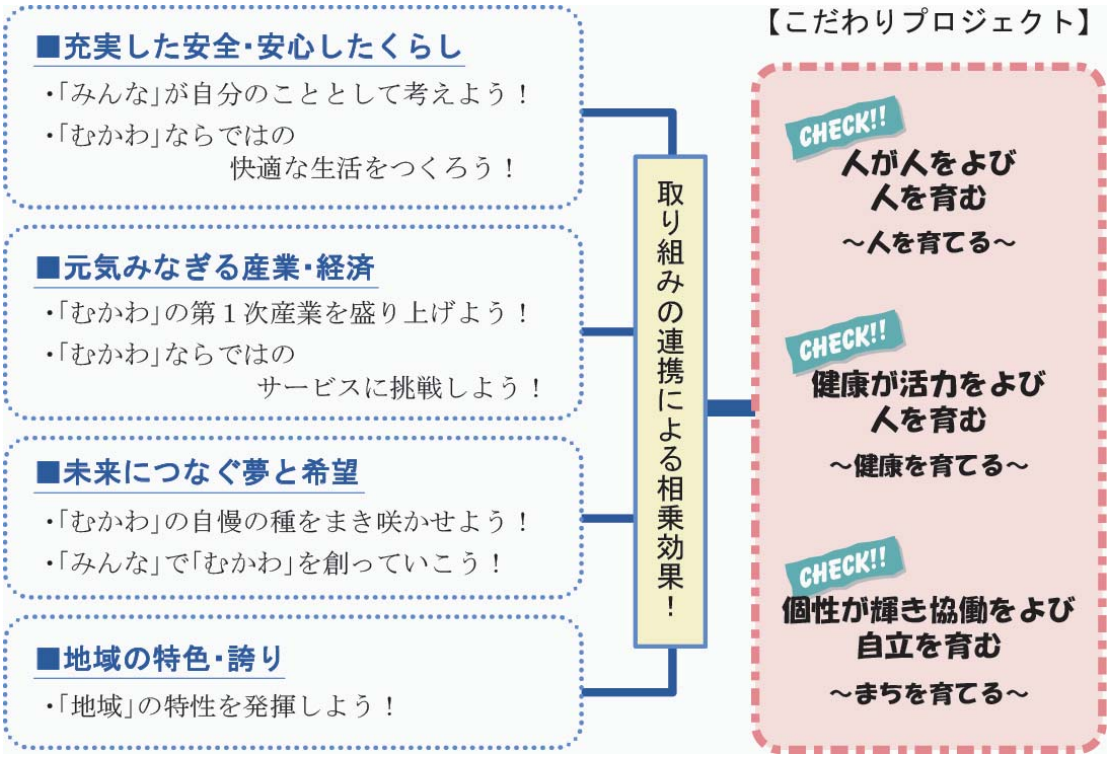

（２）こだわりプロジェクト

こだわりプロジェクト

人が人をよび人を育む
～人を育てる～

まちを形成していくのは人であり、魅力あるまちが人をつくっていくことから、むかわ町に関わる人（住む人・働く人・来る人）が、強い絆で結ばれ、むかわ力を高めていくまちづくりをめざしていきます。

健康が活力をよび人を育む
～健康を育てる～

むかわ町に関わる地域資源（人や産業など）が、元気にあふれ支えあうことで、新たな人材を育成しむかわ力を高めていくまちづくりをめざしていきます。

個性が輝き協働をよび自立を育む
～まちを育てる～

むかわ町のあらゆる個性を最大限に活かし、各々の個性を尊重しながら、協力していくことで、むかわ力を高めていくまちづくりをめざしていきます。

具体的な方向性（プログラム）

○日常生活からの健康維持と豊かな生活プログラム

- 自然環境と共生する健やかな体と心づくり
- 食育チャレンジ（食を意識した生活習慣点検など）
- 安心安全な食の提供と充実
- 産業基盤の充実と町内経済循環の促進

“我がまち”の『人づくり』まちが自立していくために…

○地域資源を発揮した人材育成プログラム

- 自然環境を活かした体験や人材を通した交流の推進
- 情報基盤を活用した町内外への情報発信（移住と定住の推進など）
- 多角的産業の連携による起業チャレンジ
- 新たな担い手や各世代の支援を通した環境整備（くらし、世代間交流）

○協働によるまちづくりの推進プログラム

- 協働参画のルール化（基本条例の制定、自治会活動等支援など）
- 自然環境に配慮した魅力ある地域づくりチャレンジ
- 安心安全な地域づくりチャレンジ（防災、保健医療など）
- 行政経営の質的向上（積極的な情報提供、安定した財政運営）

第３章　基本目標

１　基　本　目　標

（１）基本目標の位置づけ

「基本目標」は、こだわりプロジェクトに掲げる「人づくり」「健康」「協働によるまちづくり」の考え方を意識し、「基本理念」を実現するために必要な具体的な取り組みの「目標に向かうテーマ」を定め、全体計画（各分野別計画）と２つの地域自治区で定めた地域計画で構成されています。

なお、計画期間の中間で必要な場合は見直しを図ります。

また、基本目標をまちづくりに反映させるため、まちづくりを進める主要事業については、効果や事業のあり方等について検討と調整を図り、毎年の予算に反映していきます。

（２）計画及び施策の全体像

１］こだわりプロジェクトの体系

こだわりプロジェクト

①

人が人をよび
人を育む
～人を育てる～

地域資源を
発揮した
人材育成
プログラム

- 自然環境を活かした体験や人材を通した交流の推進
- 情報基盤を活用した町内外への情報発信（移住と定住の推進など）
- 多角的産業の連携による起業チャレンジ
- 新たな担い手や各世代の支援を通した環境整備（くらし、世代間交流）

②

健康が
活力をよび
人を育む
～健康を育てる～

日常生活
からの
健康維持と
豊かな
生活プログラム

- 自然環境と共生する健やかな体と心づくり
- 安心安全な食の提供と充実
- 食育チャレンジ
  （食を意識した生活習慣点検など）
- 産業基盤の充実と町内経済循環の促進

③

個性が輝き
協働をよび
自立を育む
～まちを育てる～

協働による
まちづくりの
推進
プログラム

- 協働参画のルール化（基本条例の制定、自治会活動等支援など）
- 自然環境に配慮した魅力ある地域づくりチャレンジ
- 安心安全な地域づくりチャレンジ
  （防災、保健医療など）
- 行政経営の質的向上（積極的な情報提供、安定した財政運営）

相互に連携して推進

“我がまち”の『人づくり』　まちが自立していくために…

目標１　充実した安全・安心なくらし

目標に向かうテーマ	「みんな」が自分のこととして考えよう！≪生活向上力≫

取組みの例	
	■町民全員参加の健康づくり運動
	■保健・医療・福祉のサービスの一層の連携とすき間の解消
	■地域、行政、専門家の連携による見守り・連絡体制の充実

個別施策	①環境対策の推進	自然環境の保全 / 公害・地球温暖化対策 / ゴミの減量化とリサイクルの推進
	②健康づくりの増進	子育て支援の充実 / 働く世代等の健康づくり / 心の健康づくり / 地域で進める健康づくり支援
	③子育て支援	子育ての環境づくり / 子育て時期の親への支援 / 地域ぐるみで支える体制整備
	④高齢者支援	高齢者の生きがいづくりと日常生活の支援 / 地域ぐるみで支える体制整備 / 福祉サービスの充実
	⑤障がい者支援	自立した生活を支える地域づくり / サービス提供基盤の充実 / 障がいのある人がもっと働ける社会づくり
	⑥身近な地域福祉の向上	地域福祉の充実 / 福祉環境の充実 / 平等と安心した自立生活を支える福祉サービス
	⑦アイヌ支援	生活支援及び生活環境の整備 / アイヌ文化の振興
	⑧地域医療の推進	ー地域医療機能の整備と充実 / 地域医療体制の構築 / 医療・保健・介護・福祉の連携

※目標１　充実した安全・安心なくらし（続き）

目標に向かうテーマ	「むかわ」ならではの安心・快適な生活をつくろう！ ≪生活基礎力≫

取組みの例	
	■町民全員参加の地域の防災・減災対策、防犯運動 ■町民の参加協力による消防・救急活動、地域情報ネットワークづくり活動 ■生活道路、公園緑地、上下水道など身の回りの生活空間の長寿命化、維持管理活動

個別施策	①防災・減災対策の推進	防災体制の確立及び充実 / 地域防災力の向上 / 防災・減災機能の充実
	②消防・救急体制の充実	消防力の充実強化 / 救急体制の充実強化
	③防犯・交通安全の推進	防犯対策の推進 / 交通安全対策の推進
	④道路整備の推進	安心な道路づくり（整備と改良）/ 安心な道路の長寿命化（維持管理）
	⑤公共交通の確保	公共交通の維持と効率的な運行/バス利用者の利便性の向上策
	⑥安全な水対策の向上	安全な水対策の向上 / 普及率の向上 / 生活排水の適切な処理の推進
	⑦住みやすい環境の整備	公営住宅の長寿命化 / 用途に応じた計画的な整備
	⑧公園・緑地の整備	有効活用策と施設の長寿命化
	⑨治山・治水の推進	自然環境の保全と活用
	⑩地域情報化の推進	情報基盤の維持 / 情報基盤の有効活用

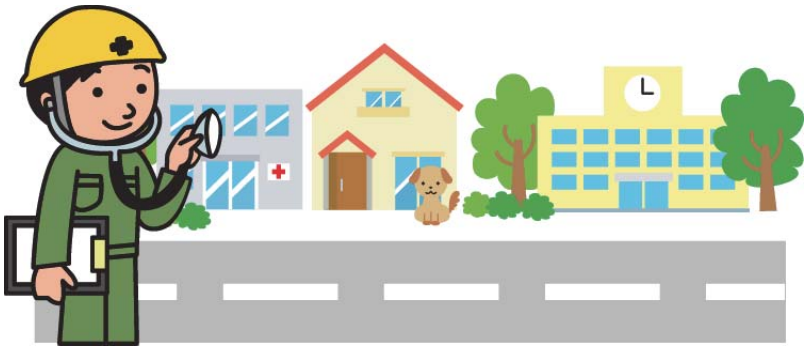

目標2　元気みなぎる産業・経済

目標に向かうテーマ	「むかわ」の第１次産業を盛り上げよう！≪生産力≫

取組みの例	
	■品質管理技術向上への取組みによる生産品の品質・信用の確立 ■町民のまちづくり活動や消費者、取引業者と連携した知名度、ブランドの確立 ■商工業者、消費者、流通業者との連携による新しい産品の開発と販路の開拓 ■世代交代、新規就労や異業種交流、人脈形成、経営体質改善など生産者の生産力強化、人材育成

個別施策		
	①農業振興	地域経営体化の促進 / 産地化の確立 / 農村活力の向上 / 多面的機能の維持
	②林業振興	豊かな森林づくりの推進 / 森林資源の有効活用 / 森林を育てる人材育成 / 森林を活かした教育・交流の推進
	③水産業振興	強い漁家づくり / 強い漁協づくり / ししゃも漁業振興対策 / 特産品の販売強化 / 鵡川漁港の整備

目標に向かうテーマ	「むかわ」ならではのサービスに挑戦しよう！≪再生産力≫

取組みの例	
	■おもてなし意識の充実と提供する商品、サービスの品質・信用の確立 ■町民のまちづくり活動や消費者と連携した知名度、ブランドの確立 ■１次産業生産者、消費者、流通業者との連携による新しい加工品の開発と販路の開拓 ■世代交代や起業推進、異業種交流、人脈形成、経営改善など商工業者自身の人材育成 ■商工業者自身がまちづくり活動の担い手となり、交流活動の推進と地域に親しまれる販売活動の充実

個別施策		
	①商工業、起業・雇用促進	中小企業の振興と起業促進 / 雇用の確保・創出と労働福祉の向上 / 地域経済の循環
	②移住・定住・交流人口対策	個性的な観光振興 / 移住・定住の促進 / 交流人口の推進 / 地域ブランドの有効活用

目標3　未来につなぐ夢と希望

目標に向かうテーマ	「むかわ」の自慢の種をまき、咲かせよう！≪学習力≫

取組みの例	
	■町民全員参加の生涯学習運動と地域交流の推進 ■未来を担う子どもたちの地域ぐるみでの学習環境の支援活動 ■郷土に根ざした地域固有の歴史・文化、スポーツの振興と地域交流、広域交流の推進

個別施策	①愛着と誇りを持てる教育の推進（学校教育系総括）	個性的な教育環境づくり / 個性と安心な学校づくり
	②幼児教育の推進	効果的な教育環境づくり / 家庭での教育支援
	③学校教育（小学校期）	基礎学力の向上を目指す環境づくり / 個性と安心な学校づくり
	④学校教育（中学校期）	基礎学力の向上を目指す環境づくり / 個性と安心な学校づくり
	⑤学校教育（高等学校期）	魅力ある高等学校づくり / 通学者の利便性確保
	⑥愛着と誇りを持てる教育の推進（社会教育系総括）	地域に根ざした学習環境づくり
	⑦青少年教育	効果的な学習環境づくり / 地域支援体制 / 海外交流・派遣
	⑧成人・家庭教育	効果的な学習環境づくり / 地域支援体制
	⑨高齢者教育	効果的な学習環境づくり / 地域支援体制
	⑩図書館事業の充実	図書館事業の充実
	⑪文化活動の振興	事業普及活動と団体活動への支援
	⑫地域文化財等の継承	地域文化財等の保護と活用策 / 化石の保護と活用策
	⑬スポーツ活動の振興	事業普及活動と団体活動への支援 / 活動の場提供と体育施設の長寿命化

※目標３　未来につなぐ夢と希望（続き）

目標に向かうテーマ	「みんな」で「むかわ」を創っていこう！≪組織力≫

取組みの例	
	■様々な地域活動の連携と地域づくり活動の連絡推進母体の充実 ■町民、事業者、行政による適切な役割分担と連携による まちづくりの推進 ■行財政運営の一層の効率化推進

個別施策	①愛着と誇りを持てる地域づくり（協働による地域づくり）	協働による地域づくりの推進 / 人材の確保と育成
	②愛着と誇りを持てる地域づくり（男女共同参画の推進）	男女共同参画の推進と環境整備
	③地域活動の推進	地域コミュニティ活動の推進
	④行政運営（広報・広聴）	広報・広聴の充実
	⑤行政経営（行財政運営の効率化）	適正な行政経営の推進 / 健全な財政経営の推進
	⑥行政経営（広域連携）	広域的な連携体制の維持・強化

目標4　地域の特色・誇り

目標に向かうテーマ	「地域」の特性を発揮しよう≪地域力≫

取組みの例	
	■豊かな鵡川流域の自然環境など地域資源を活かした活動 ■地域住民、各団体が連携し、協働で取り組む意識づくりと具体的活動

個別施策		
	①穂別・鵡川両地域自治区の地域計画	地域のめざす姿、キャッチフレーズ / 地域のめざす目標 / 具体的な取り組み 鵡川地域自治区の地域計画－**絆を育み明日を拓く人と地域が輝く鵡川** ・あふれる笑顔と思いやり ・まちに輝く魅力と活気 穂別地域自治区の地域計画－**笑顔とぬくもりのあるまち ほべつ** ・健康福祉の充実 ・自然環境と調和した産業の振興 ・快適に暮らせるまちの推進

２　全　体　計　画（分野別計画）

（１）充実した安全・安心なくらし

１－１　「みんな」が自分のこととして考えよう！

①環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
②健康づくりの増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
③子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
④高齢者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
⑤障がい者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
⑥身近な地域福祉の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
⑦アイヌ支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
⑧地域医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

１－２　「むかわ」ならではの快適な生活をつくろう！

①防災・減災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
②消防・救急体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
③防犯・交通安全の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
④道路整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
⑤公共交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
⑥安全な水対策の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
⑦住みやすい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
⑧公園・緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
⑨治山・治水・海岸対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
⑩地域情報化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１

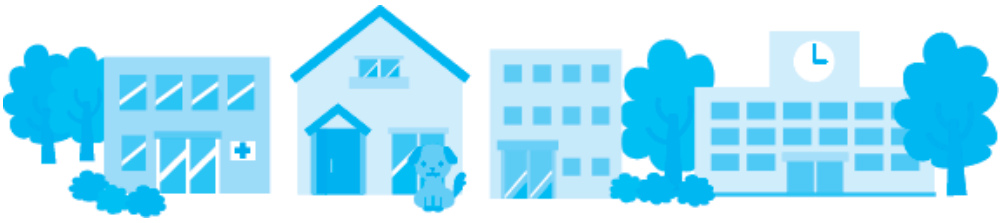

～ 分野別計画のつくり方（見かた）～

○個別分野の項目

【現状と課題】

現在の状況や今後の見通しから、計画期間中で「解決していくべき主な課題」を記載しています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

※主な課題は、次のめざすべき姿につながっています。

【めざすべき姿】

主な課題から、計画期間中でどのような状態をめざすのかを整理し、「めざしていくテーマ」を記載しています。

〔施策テーマ〕

※施策テーマは、次の主要な取り組みにつながっています。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施　策　名	事　業　名	実　施区　分
めざすべき姿で整理したテーマ	テーマから整理した対策	対策から整理した取り組み	取り組みの方法

誰がするの？
誰が取り組めば効果的なの？

- **協　働** ― 住民と行政が一体となって協力する取り組み
- **住　民** ― 住民が主体的に実施していく取り組み
- **行　政** ― 行政が実施すべき取り組み
- **民　間** ― 民間を活用することで、より効果が見込まれる取り組み

１－１　「みんな」が自分のこととして考えよう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
暮らしていくこと・守っていくことの大切さ （防災・減災・生活基盤・生活環境）	【安心と快適】【連携と協働】 【自立と個性】	「生活向上力」

①環境対策の推進

【現状と課題】

本町は、森林・川・海と豊かな自然に恵まれたまちであり、これらの自然環境と調和をして人々の暮らしが営まれてきました。しかし、産業構造や生活環境の変化などにより、農地や森林、水辺環境への影響が懸念されています。

特に地球温暖化防止、水源涵養※や自然災害防止など多面的な機能を有している森林の保全育成、さらには農業などの１次産業と密接に関わりのある河川の水質や水辺環境の保全が重要となっています。このように、環境に対する意識の高まりと継続が求められるなか、重要課題とされる地球温暖化は一人ひとりが環境への負荷を少なくさせる生活を心がけ、さらに地球温暖化防止に向けた多様な取り組みを発展させる必要があります。さらに今後持続可能な循環型社会形成に向けて、省資源や省エネルギー化などにより、環境への負荷を少なくするとともに、ゴミの減量化やリサイクルを進めていくことも求められています。

その一方でゴミ分別の細分化によりごみ焼却や不法投棄への課題が懸念されることから、まち挙げての啓発活動と合わせてパトロール体制の構築など防止対策を検討する必要があります。

また、公害は環境汚染の発生により、人の健康又は生活環境に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、特定開発行為又は特定工場の進出にあたっては、環境法令の遵守や規制等に向けた徹底等が必要です。

現在、環境汚染などの大きな公害問題は発生していませんが、苫東関連企業とは、北海道及び近隣自治体等と連携を図り、公害防止協定を締結しています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地球温暖化対策に対する周知啓発と公共施設への温室効果ガスの削減効果の高い暖房等システムの導入
・環境対策に係る町民への啓発活動及びパトロール体制の整備
・環境法令の遵守や規制等に向けた徹底等
・循環型資源リサイクルシステムの確立

※　森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して 洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。

【めさすべき姿】

豊かな自然と調和したまちとするために森林や河川、海岸などの自然環境を保全するとともに、衛生的で快適な生活とするため環境汚染や公害に対する対策を講じ、持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていきます。

〔施策テーマ〕

1　自然環境の保全を図ります

森林・川・海が創る豊かな自然環境の適切な保全と保護を進めるとともに、自然環境を活用した自然体験型観光等、自然と共生した取り組みの推進につとめます。

2　公害・地球温暖化対策を進めます

公害及び地球温暖化防止に私たち町民・事業者・行政が一体となって取り組み、地球環境にやさしく、環境への負荷を軽減する生活を心がけた循環型社会の構築をめざして、自然エネルギーの活用、バイオマスエネルギー※の有効活用を進めます。

3　ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります

私たち町民・事業者・行政が協働してごみの減量化につとめるとともに資源化に向けた取り組みを推進します。また、バイオマス資源の有効活用策や不法投棄に対する啓発活動の強化とパトロール体制の構築等の防止対策を検討し、地球環境にやさしい循環型社会をめざします。

また、産業廃棄物処理については、環境にやさしい循環システムの確立を検討し、環境重視型の適切な対応を図っていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
自然環境の保全	環境美化活動の推進	環境美化運動の拡大	協働
公害・地球温暖化対策	自然エネルギー等の活用	木質ペレットストーブの普及	行政
		太陽光発電システム等新エネルギーの導入と普及	行政
		防犯灯などへのLED照明の普及	行政
ゴミの減量化とリサイクルの推進等	リサイクル運動の推進	資源リサイクル運動の啓発と促進	協働
		資源ごみ分別回収の徹底	協働
		生ゴミ堆肥化システムの検討	行政
		廃油回収システムの検討	民間活用
	廃棄物処理対策の推進	不法投棄防止の啓発とパトロール体制の構築	協働

※バイオマスは、生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわしていて、動植物から生まれた再 利用可能な資源のことを意味します。 **バイオマスエネルギーとは**、バイオマスを原料 として作られるエネルギーのことです。

②健康づくりの増進

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行等により、子育て支援の重要性は高まっており、新たな健診や療育体制、子育てサポートシステムの検討、さらに関係者連携の拡充等、子育て支援体制の充実が必要となっています。

また、食生活の欧米化、ライフスタイルの変化による運動不足、ストレスなどが引き起こす高血圧、肥満、心臓病など生活習慣病の増加により、働き盛りの若い世代の死亡などが増加していますが、予防可能な疾患による死亡数も多く、学童期から食生活改善をはじめとする生活習慣予防対策に重点を置く必要があります。加えて、要介護者は筋・骨格系疾患、高血圧疾患、心疾患が原因となっているため、これらの予防対策を進め、健康寿命延伸を目指していく必要があります。

今後は、健康づくりに関する取り組みを一層充実することが大きな課題となっており、このためにも私たち町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、食生活や適度な運動など生活習慣を見直して、病気の発症や進行を予防することが重要であり、健康診断の受診機会や保健・栄養指導の機会拡充、健康づくり活動に職場や地域関係機関等と連携して町民と行政が協働による健康づくりの推進を取り組むことが必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

- 発達障がい児対策及び子育て支援対策として、新たな健診や療育体制、子育てサポートシステムの検討、関係者連携の拡充
- 糖尿病をはじめとする生活習慣病予防のために、成人期の検診受診率の向上と幼児期からの食育、虫歯予防対策の強化
- 介護予防のための普及啓発の強化
- だれもが安心して医療、福祉、健康サービスを受けられる協働による体制づくりの構築

【めざすべき姿】

子育てに対する経済的な負担やストレスを軽減するため育児指導や相談事業を充実し、心身ともに健やかな親子の育成支援を進めます。

また、私たち町民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防に対する意識を高め、自主的な健康管理や健康づくり活動を促進するため、健康づくりに関わる町民活動の支援など、まちぐるみで健康づくりを進め、人と自然が輝く清流と健康のまちの実現をめざします。

〔施策テーマ〕

1　子育て支援の充実を図ります

子どもの健康を守るため、健診等保健事業による健康状態の確認や子育て支援を妊娠・出産期から行い、育児指導や相談事業の充実を図るとともに、障がいや発達の遅れがある子どもに対しても、乳幼児期から成人期までの一環した支援を図ります。

また、健やかな成長発達への支援のために食育事業を推進し、幼少期から食習慣を培（つちか）っていくとともに育児の孤立化を防ぐために育児にかかる保護者同士の交流の場を支援するなど、育児支援の充実を図ります。

2　働く世代等の健康づくりを推進します

糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防に重点をおいて、健康診査から疾病予防活動を展開し、生活習慣病の重症化による脳血管疾病や心臓病などを予防していきます。特に健診後の保健指導の充実を図り、からだのメカニズムを知り、自ら生活習慣改善に取り組むことができる「自分の健康を自分でつくる」働く世代の健康づくりを推進するとともに、疾病の予防や悪化を防止します。また、がん健診の受診率向上の取り組みや事後支援を行い、早期発見・早期治療を推進していきます。

さらに、乳幼児から高齢者まで様々な世代において、町内医療機関と連携し、疾病予防と健康づくりに関わるとともに高齢者の健康づくりや社会参加を促し、健康寿命※の延伸を図ります。

加えて、乳幼児期からの健康的な生活習慣を確立するために、親世代や成人に対して食育をはじめとする健康管理の重要性を啓発し、健康相談体制の充実を図ります。

3　心の健康づくりの推進を図ります

心の健康を守るため、心の健康づくりに関する講演会等を通じた普及啓発や個別支援及び相談窓口の充実を図り、学齢期から思春期・働き盛りなど、各年代ごとにあわせたうつ対策や自殺予防対策を進め、個人や家族が孤立せずに解決できる地域づくりを進めます。

※　日常的に 介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のことをいいます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
子育て支援の充実	妊産婦支援	妊産婦・新生児訪問事業	行政
		妊婦健康診査還元事業	行政
	乳幼児支援	幼少期の食育推進事業	協働
		子育て支援事業	協働
		乳幼児健診	行政
		５歳児健診	行政
		幼児健診事後教室	協働
		幼児フッ素塗布事業	協働
		フッ素洗口事業	協働
	学童期支援	フッ素洗口事業（学童）	協働
		学童歯科保健教室	協働
		学齢期の食育推進事業	協働
	感染症予防対策	予防接種	行政
		各種予防接種の助成	行政
働く世代等の健康づくり	生活習慣病予防対策	特定健康診査等の推進	行政
		保健指導の充実	行政
		健診事後支援の充実	行政
		糖尿病予防の推進	行政
		ヘルスアップ教室	行政
		脳ドック助成	行政
		骨粗しょう症健診助成	行政
		肝炎ウイルス検査	行政
		健康ウォーキング	協働
	がん予防対策	各種がん健診の推進	行政
		各種がん健診の助成	行政
	高齢者支援	高齢者健康教育	行政
		後期高齢者健康診査	行政
		高齢者の健康づくり推進	協働
心の健康づくり	心の健康づくり対策	心の健康づくり推進事業	行政
		心の健康づくり講演会	行政
		回復者クラブ	協働
地域で進める健康づくり支援	地区組織活動支援	自主・自助グループ支援	行政
		保健推進員協議会	行政
		保健医療福祉推進協議会	行政

③子育て支援

【現状と課題】

全国的に少子化や核家族化が進行する中、本町においても少子高齢化が進行しております。少子化と子育て世代の暮らしに対する不安は、子ども達が育つ環境に大きな影響を与えることから、将来を担う子どもたちの心身の健全な成長は我がまちの大きな財産であり、子どもたちの育つ環境を整備することは、自治体の重要な役割となっています。

本町では、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、子育て支援医療費還元事業を高校卒業までの 18 歳まで拡大したほか、町内の常設保育所の１施設を幼児期の子どもたちを保育し、幼児教育を行う認定子ども園として平成 23 年４月に開園しています。また、子育て支援センター及び発達支援センターを両地区に配置して、子育て支援施策を推進しています。

しかし、子育てをしていくうえで、社会環境の著しい変化により依然として厳しい状況におかれており、多様な育児ニーズや地域ぐるみでの対応など、総合的な子育て支援対策の推進が重要であることから、保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、子ども達の健全育成に対応した子育て環境の向上を図る必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域における具体的な子育て支援策の推進
・地域の子育て力向上のための取り組み強化
・児童虐待防止強化に伴う安心して生活できる家庭環境整備への支援
・早期療育、発達支援の充実を図るための相談体制、関係機関との連携強化
・子育て環境向上に向けた関係機関等連携による体制整備（システムの構築）

【めざすべき姿】

子どもやその保護者を取り巻く社会環境や教育環境が著しく変化している中で、子育てに関するニーズの把握につとめ、子ども達が心身ともに健全に育つことができる環境づくりをまち全体で推進し、定住促進子育て支援住宅の整備や医療費還元等の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るための支援、さらには新しい保育サービスの実施や一人親家庭等への支援策の充実、子育て家庭に対する支援の場を地域ぐるみで作り上げ、子どもが健やかに生まれ育つ、子育てに最適なまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

1　子育ての環境づくりの充実を図ります

多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを育てることができるように新しい保育サービスの実施や受入環境の整備等により、保育サービスの充実を図ります。

また、支援センター等関係機関の相談窓口や相談体制の機能充実を図り、育児指導や相談事業、障がいや発達の遅れがある子どもに対しても、乳幼児期から成人期までの一環した支援を行うなど、関係機関が連携した子育て支援のネットワーク体制の構築を図ります。

2　子育て時期の親への支援を進めます

子育てに対するストレスや経済的な負担の軽減を図るため、子育て時期の親同士の交流と連携を進め、子育てサークルの組織化と育成を図るとともに、医療費還元事業など経済的負担面からも子育て世代に対する各種支援策を推進していきます。

3　地域ぐるみで支える体制整備を進めます

すべての子どもを地域で守り、育てるため、仲間づくりや情報提供を進めるとともに、各種関係団体等と連携し、地域の中で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み、育てる環境づくりを進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
子育ての環境づくり	保育事業の推進	認定こども園開設運営の支援	協働
		保育園の適切な運営と保育サービスの充実	行政
		地域保育所の適切な運営と保育サービスの充実	行政
		延長保育等の検討	協働
	子育て支援センター事業	子育ての専門的な相談体制及び相談窓口の充実	行政
		認定こども園併設運営の支援センターの相談支援	行政
	発達支援センター事業	発達障がい児の早期発見、早期支援体制の充実	行政
		発達障がい児の専門的な相談体制の充実	行政
		児童デイサービスの充実	行政
子育て時期の親への支援	地域の子育て支援	ファミリーサポート事業の検討	協働
		子育てサークルの組織化と育成	民間
	子どもの養育支援	こども（児童）手当の支給	行政
	医療費助成	医療費還元事業の推進	行政
	ひとり親家庭の支援	児童扶養手当、生活資金貸付等制度利用の促進	行政
地域ぐるみで支える体制整備	要保護児童対策	要保護児童対策地域協議会等との連携	協働
		虐待防止内容の周知、啓発	行政
	子育て等支援住宅の整備	子育て支援住宅整備事業	行政 民間

④高齢者支援

【現状と課題】

全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、本町においても 65 歳以上の高齢者の割合は年々増加しており、さらに一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、今後もさらに加速していくことが予測されます。

このことは、買い物や通院などの日常生活に対する不安や家族介護に関する悩みの増加にもつながっています。

しかし、町民総合意識調査の結果では、高齢になるほど、住み慣れた地域で住み続けたいという意向は強く、高齢者が安心して自立した生活をおくることができるよう支援することが求められています。

本町では、これまで「むかわ町高齢者福祉計画・むかわ町介護保険事業計画」に基づき、高齢者施策の推進、介護保険制度の運営につとめてきました。特に高齢者の生きがいづくりとして、高齢者が自ら学び研鑽を深める高齢者大学・ことぶき学級、老人クラブや健康保持のために取り組む各スポーツ活動、これまでの技術や経験を活かす、はつらつ人材センターへの支援等を行ってきました。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにまち全体で支え合う仕組みをつくるとともに、高齢者が単に福祉の受け手として社会から支えられるのではなく、自らもその知識、経験、技能を生かし、自らの健康づくりや高齢者が高齢者をサポートするなど、地域の指導者や一員として社会参加活動を行い、現役世代として活躍できるような生きがいづくりを促進する必要があります。

一方で、高齢者人口の増加に伴い、認知症の方や要介護認定者も増加しており、できるだけ介護が必要な状態にならないように健康づくりや介護予防に力を入れた取り組みをより一層進めるとともに、必要な介護サービスの充実を図る必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
・高齢者の健康づくりと介護予防の推進
・高齢者の自立生活支援と地域で支える仕組みづくり
・介護サービスの充実と介護者の負担軽減

【めざすべき姿】

私たち町民一人ひとりが積極的に健康づくり・生きがいづくりに取り組み、生涯現役として生き生きと豊かな生活をおくることができるように、高齢者の社会参加や健康づくりと介護予防を促進し、住み慣れた我がまちで安心して暮らし続けられる健康と福祉のまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

1　高齢者の生きがいづくりや日常生活の支援を進めます

高齢者の生きがいづくりや介護予防に向けた取り組みとして、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や能力を発揮できるような趣味やスポーツ、地域活動など、意欲を持って活動できる体制づくりを関係機関と連携しながら進めていきます。

なお、認知症予防を含めた介護予防の取り組みについては、必要な方が参加しやすい体制を検討し、内容も充実させて実施していきます。また、公共交通機関についても高齢者が利用しやすいような整備を図っていきます。

2　地域ぐるみで支えられる体制整備を進めます

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、行政施策の充実のみならず、民間やボランティア団体の協力、自治会・町内会など地域コミュニティを活用し、災害時を含めて日常的に地域における見守り・支援体制の整備を推進します。

特に認知症の方を見守る体制として、認知症サポーター養成の実施により理解者を増やし、地域のサポート体制を強化していく取り組みを進めていきます。その基盤として、地域包括支援センター機能の充実を図り、地域ネットワークの構築を推進していきます。

3　介護を受けながら安心して暮らす福祉サービスの充実を図ります

介護が必要になっても自宅で安心して生活できる体制をつくるために、高齢者の在宅サービスの充実を図ります。また、在宅の家族介護者の支援体制を充実し、介護者の負担が軽減できる体制の推進を図ります。

施設サービスについては、要介護者または家族の事情により、在宅介護が難しい高齢者の割合が高くなってきている状況があり、高齢者が身体状況の変化に応じて、安心して生活できる場を確保するための施設整備を進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
高齢者の生きがいづくりと日常生活の支援	介護予防事業の充実	介護予防教室	行政
		ねたきり予防教室	行政
		介護予防講演会	行政
		認知症予防プログラム	行政
	町内バス利用の推進	デマンドバス	行政
		バス廃止路線移送サービス事業	行政
	要援護者の交通手段確保	外出支援事業	行政
		有償運送（日和・愛誠会）	民間
		人工透析送迎	行政
	高齢者の働く場の確保	はつらつ人材センター	民間
		ボランティア活動	協働
	高齢者の学習・集う場の確保	高齢者大学	住民
		老人クラブ支援	住民
		いきいきふれあいサロン	協働
		常設サロンの検討	協働
地域ぐるみで支える体制整備	認知症高齢者支援事業の充実	認知症高齢者支援ネットワーク事業	協働
		東胆振ＳＯＳネットワーク	協働
	介護家族者の支援	介護者教室	行政
		むかわ町介護者と共に歩む会	住民
	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座	協働
	介護関係者の育成	介護サービス事業所職員研修	行政
		民生委員・保健推進員研修	行政
	緊急時・災害時の支援体制整備	災害時要援護者支援制度	協働
		緊急通報システム（ＧＰＳ）	行政
	虐待の早期発見・対応	虐待対応ネットワーク	協働
福祉サービスの充実	新規デイサービスの開設	新規開設デイサービス事業者への支援	民間
	デイケアの開設	厚生病院デイケアの新設	民間
	グループホームの増床	鵡川地区グループホームの建設	行政
		グループホーム運営管理	民間
	愛誠園の改築	愛誠園の改築補助	行政
	高齢者支援住宅の充実	公営住宅のバリアフリー化	行政
		シルバーハウジングの建設	行政

⑤障がい者支援

【現状と課題】

本町では、障害者自立支援法に基づき、障がいのある人などがその有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業が計画的に提供されるための「むかわ町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある方の福祉サービスに取り組んできました。

今後も障がいのある人もない人も等しく生活できる共生する社会の実現と、一人ひとりが自立と自己実現を果たせるまちをめざして、障がいのある人の地域生活への移行の促進、相談体制の充実・強化、一般就労への移行支援などが必要です。しかし、現実的には働く場は非常に少なく、自立と自己実現を推進するためにも社会参加の機会と環境整備の充実が必要です。

また、発達障がいのある人・精神障がいのある人に対する理解を深めることや福祉施設等地域資源を活用することで、町民が自分のこととして考え、お互いに助け合う体制など、障がいのある人たちをみんなで支える地域づくりが必要となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域生活支援体制の構築
・地域生活への移行促進
・就労支援の促進

【めざすべき姿】

障がいのある人の社会参加の機会や地域での生活支援体制づくりを進めるとともに、障がいの種別にかかわらず、住み慣れた我がまちで安心して自立した生活を送ることができ、地域の人々がお互いに支え合い、障がいのある人も社会参加を図りながら暮らせるまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

1　自立した生活を支える地域づくりを進めます

一人ひとりがノーマライゼーション※の理念をもってお互いを支え合い、助け合う心を育て、障がいのある人も家庭や地域で自立した生活を送ることができるまちづくりをめざし、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援体制を構築していきます。

※ 1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれます。

2　サービス提供基盤の充実を図ります

障がいのある人の意向を尊重した地域生活への移行を進めるために、相談体制やサービス提供体制の整備と充実を図ります。

3　障がいのある人がもっと働ける社会づくりを目指します

障害のある人もない人も地域で共に暮らせるように、私たち町民や事業所・企業等に対する理解を深め、福祉施設及び事業所における就労支援体制づくりの充実を図り雇用の促進につとめるとともに、障がいのある人の一般就労への移行支援も進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
自立した生活を支える地域づくり	相談支援体制の確保	相談支援の充実	行政
		社会福祉法人等相談窓口の活用	民間
	自立と社会参加の促進	コミュニケーション支援事業の促進	行政
		移動支援事業の推進	行政
		福祉有償運送事業の整備	民間 行政
	普及啓発による地域理解の促進	町広報紙等の活用	行政
		社会福祉法人等広報紙、リーフレット等作成配布	民間
	権利擁護の推進	成年後見制度活用促進	民間
		社協の地域福祉権利擁護事業の支援	民間
サービス提供基盤の充実	福祉施設整備支援	誠光学園大規模修繕費償還金補助	行政
		社会福祉法人と連携したグループホーム等の整備	民間
	福祉サービスの充実	日中活動サービスの充実	行政
		通院交通費、入院医療費の助成	行政
		心身障害者扶養共済掛金の助成	行政
		補装具、日常生活用具の給付事業	行政
障がいのある人がもっと働ける社会づくり	就労支援の促進	地域支援体制の充実	協働
		雇用促進と就労の場の確保	民間

⑥身近な地域福祉の向上

【現状と課題】

子どもから高齢者、また障がいのある方も安心して暮らせるまちを実現するためには、私たち町民一人ひとりの理解と協力、参加と行動の活性化が重要です。

本町においては、合併時に策定した新町建設計画の福祉分野を地域福祉計画と見なして、高齢者、障がい者、児童それぞれの計画と一体的に地域福祉の推進につとめてきました。

今後は、社会福祉協議会を核とした地域福祉のネットワークを機能させるため、ボランティア活動の促進や社会福祉協議会の組織強化とその活動の活性化を図り、地域が一体となって福祉活動を促進することが求められています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・福祉環境の整備
・地域福祉活動の充実
・低所得者対策の充実
・ノーマライゼーション※1とユニバーサルデザイン※2

※1　1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
※2　文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

【めざすべき姿】

誰もが住み慣れた我がまちで安心して自立した生活を送ることができるように、社会福祉協議会を中心とした活動や地域による主体的な福祉活動を促進し、私たち町民と行政の協働により、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

1　地域福祉の充実を図ります

私たち町民同士、隣近所がネットワークをつくり、地域を愛するこころ、人と人とのつながりを大切にするこころを育て、地域に根ざした福祉活動への支援を図ります。

また、高齢者の所在不明、孤独死、自殺者、児童虐待問題など社会的孤立や孤独に対応する地域福祉活動の推進を図るために、自治会町内会、社会福祉協議会や各種団体との連携強

化や相談体制の充実を図り、町民やボランティア活動グループ等が主体的に行う町民参加の地域福祉事業や活動に対しても積極的な連携と支援を進めます。

2　福祉環境の充実を図ります

福祉サービスに対する町民ニーズは、増加するばかりでなく、複雑多様化しているため、福祉環境の整備では、社会福祉協議会の活動支援や社会福祉法人との連携及び支援を行うとともに相談体制の充実につとめます。

また、町民の地域福祉に対する参加意識を高めるとともにボランティア団体など、地域に密着した活動を支援し、将来の地域福祉を担う人材を育成する取り組みを進めていきます。

3　だれもが平等に安心した自立生活を支える福祉サービスの充実を図ります

町民誰もが安心して暮らしていくために、相談体制の充実を図り、諸制度を活用した自立生活を支援するシステムを構築していきます。

また、ノーマライゼーションの理念とユニバーサルデザインの普及を図り、誰もが平等に生活できる地域福祉の充実を図ります。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
地域福祉の充実	地域福祉活動の推進	社会福祉協議会活動支援	協働
		各種福祉団体支援	協働
		ボランティアセンター活動支援	協働
		自治会町内会活動の促進	協働
		民生児童委員活動運営強化	協働
福祉環境の充実	福祉環境の整備	社会福祉協議会運営助成事業	協働
		社会福祉法人との連携強化	協働
		相談体制の充実	行政 民間
平等と安心した自立生活を支える福祉サービス	低所得者対策	相談体制の充実	行政
		諸制度活用による自立生活の支援	行政
	ノーマライゼーションの理念の普及	ノーマライゼーションの理念普及	協働
		ユニバーサルデザインの普及	協働

⑦アイヌ支援

【現状と課題】

アイヌの人たちの生活向上を目的として、生活館、共同墓地、地区道路などの整備、住宅の新築及び改修資金の貸付、修学援助制度の適用促進、農業近代化などの各事業を実施し、生活環境や生産機能について一定の成果を上げてきました。

しかし、依然として零細な農業者や不安定な生活者も少なくないことから、働く人のための施策と生活環境の施策を有効に活用していく必要があります。

また、各地域で老朽化した生活館も増えてきていることから、地域状況を踏まえた整備計画も必要となってきています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・各種生活支援及び生活環境の整備
・生活館の改修等整備計画の推進

【めざすべき姿】

アイヌの人たちが将来にわたり安定した生活が確保されるよう、相談体制の充実をはじめ、生活環境改善に向けた事業推進拠点となる生活館の整備と管理を含め、各種生活支援及び生活環境の向上に向けた取り組みを進めます。

また、アイヌの伝統文化の保存、伝承活動を支援し、アイヌ文化の振興と理解を図ります。

〔施策テーマ〕

1　**生活支援及び生活環境の整備を進めます**

アイヌの人たちが将来にわたり安定した生活が確保されるように生活に関する相談体制の充実、各種生活支援及び生活環境整備事業を進めます。

2　**アイヌ文化の振興を図ります**

アイヌの人々の民族としての誇りである伝統的なアイヌ文化の伝承活動に対して、次代に継承すべき文化として支援していきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
生活支援及び生活環境の整備	貸付事業の推進	住宅新築資金等貸付事業の推進	行政
	生活相談員の配置	生活指導員による相談指導事業の充実	行政
		修学資金等各種貸付制度の利用促進	協働
	生活館管理運営	生活館管理運営の推進	協働
		生活館改修等整備事業の推進	行政
アイヌ文化の振興	アイヌ協会活動推進	アイヌ協会むかわ支部活動助成	協働
	アイヌ文化伝承活動	アイヌ文化伝承保存会活動助成	協働

⑧地域医療の推進

【現状と課題】

本町では、地域１次医療を支える中核的医療機関として、むかわ町鵡川厚生病院とむかわ町国民健康保険穂別診療所があり、疾病予防と治療にあたっています。

むかわ町鵡川厚生病院については、施設が老朽化しており、地域医療体制の確保・充実に向け、病院本体と病院職員住宅の改築に着手し、平成 25 年４月に新施設での診療開始を目指しています。

なお、改築にあたっては通所リハビリテーション施設を併設させるなど、本町の将来設計に合わせて、医療と介護の連携強化や効率的な病院運営ができるよう地域の実情にあった医療機能の再編を行っています。

穂別地区における唯一の医療機関であるむかわ町国民健康保険穂別診療所については、従来から地域住民の安心・安全を支える中核施設として信頼を得ており、平成 18 年から 19 年にかけて、老朽化に伴う施設の改築を行い、規模を縮小しながらも地域住民の安心・安全を支える地域医療の拠点として運営を続けています。

しかし、この間、平成 20 年 10 月の突然の医師全員の退職問題、平成 21 年１月の時間外急患受け入れ休止、同年３月からの病棟休止により、一時地域医療体制に不安が生じましたが、平成 23 年３月に病棟が再開し、正常な体制となっています。これらの問題を契機に診療所を支える任意団体が発足し、「地域における医療」のあり方を行政・医療従事者・町民が一緒に考えながら、進めていく体制づくりが行われています。

町民総合意識調査によると医療体制の充実強化を重要な施策として挙げる町民は非常に多く、町民の関心が高いだけに医療機関におけるサービスの充実に対する期待は大きなものがあります。

多様なニーズに可能な限り応えられるよう施設整備と合わせて、医療資源の確保・運営にあたっては、医師・看護師等の医療技術者の確保、さらに町立医療機関として厚生病院と診療所との「病・診連携」を含めた効率的な運営を確保するための体制づくりを進める必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・町立医療機関としての効率的な安定運営
・地域の医療資源の確保
・病院と診療所の連携

【めざすべき姿】

町内の公的医療機関については、地域の一次医療を支える中核医療施設として適正な医療が確保され、私たち町民が安心して医療サービスを受けることができるよう、医療資源の確保につとめるとともに町立病院の施設整備と診療所との連携の強化を進め、全町的な地域医療体制の構築を図ります。

また、緊急時や町内医療機関で対応できない高度・専門医療については、近隣都市部の基幹病院等の医療機関との連携を推進し、広域連携とネットワーク化の構築を進めていきます。

〔施策テーマ〕

1　地域医療機能の整備と充実を図ります

地域医療の推進を図るため、老朽化した町内公的医療施設の改築等の整備を行うとともに医師や看護師等の人的な医療資源等を確保し、我がまちの中核的医療機関として、地域医療機能の整備を図り、地元医療機関の利用促進を進めるとともに予防接種、人間ドックなどの保健事業の実施や疾病の予防と早期治療に取り組んでいきます。

また、地域の医療機関に愛着を持てるよう医療機関からの情報発信を行い、信頼関係の構築を進め、利用者が身近でより適切な治療を受けることのできる体制づくりにつとめます。

2　病院・診療所のネットワーク化を図り、地域医療体制の構築を進めます

町内の公的医療施設である町立病院と診療所の密な連携による効率的な運営を確保するための体制づくりと機能強化を図るとともに、私たち町民の健康を支える充実したぬくもりのある医療の提供を図るため、私たちの身近なホームドクター（かかりつけ医）として、医療分野だけに止まらず、健康・福祉・介護などの生活に密着した相談も担い、町民の生活を支える医療サービスの提供につとめます。

また、町内医療機関で対応できない高度・専門医療や症状の比較的激しい時期に行う医療措置である急性期医療※後の対応についても、町内医療機関と近隣都市部の基幹病院等の医療機関との連携を強化し、安心して医療サービスを受けることのできる広域的な地域医療体制の整備と充実を図ります。

3　医療・保健・介護・福祉の連携を進めます

健康の保持・推進、疾病の予防と早期発見、治療、リハビリ、在宅ケアに至るまでの保健医療については、医療、保健・介護・福祉サービスが、必要な時に切れ目なく提供できる体制を進めるために、医療・保健・介護・福祉担当者の官民のネットワークが発揮できるよう、日頃から関係者の情報交換の機会を持ち、それぞれの資源状況や課題を共有し、サービスの提供を図ります。

特に私たち町民の健康づくりは、予防意識と早期からの医療連携が必要なため、町内医療機関との連携を深め、健康づくりの推進を行っていきます。

※　急性期医療は「病気の進行を止める」「病気の回復が見込める目処をつける」までの間、提供する医療です。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
地域医療機能の整備と充実	町立病院等運営	指定管理者運営補助金等	行政
		国保診療所運営補助金（繰出金）	行政
	厚生病院等整備	厚生病院改築等整備	行政
	患者増対策	医師との懇談会	協働
地域医療体制の構築	地域保健医療対策	看護師養成修学資金貸付事業	行政
		救急医療対策事業運営負担	行政
		小児救急医療対策事業負担	行政
	医師等確保対策	医師確保対策事業	行政
	医師等職員住宅整備	看護師等職員住宅整備・維持	行政 民間

１－２　「むかわ」ならではの快適な生活をつくろう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
暮らしていくこと・守っていくことの大切さ （防災・減災・生活基盤・生活環境）	【安心と快適】【連携と協働】 【自立と個性】	「生活基礎力」

①防災・減災対策の推進

【現状と課題】

近年、異常気象による集中豪雨や大きな被害をもたらした東日本大震災など、自然災害に対する地域の防災力の向上と防災意識の高揚が必要となっています。

本町においては、町民の生命、財産を保護し、安全・安心を確保するため、地域防災計画やハザードマップの作成、防災情報通信設備としてＪ－ＡＬＥＲＴ※設備の整備等、地震・風水害などに即応した災害時の体制確立を図るとともに、むかわ町地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における要援護者の避難支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資するために防災計画を策定しています。

しかし、災害時の防災体制をはじめ、防災情報の提供及び収集方法等については、検討していくべき課題があります。

※　通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。
2004 年度から総務省消防庁が開発および整備を進めており、実証実験を経て 2007 年 2 月 9 日から一部の地方公共団体で運用が開始されています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・防災無線及び情報端末等の機器を活用した防災情報の提供及び収集方法等の検討
・防災意識の高揚を図る自主防災組織等の設立、地域防災マスター※の育成及び活用
・孤立地区及び災害危険地区の解消
・災害対応マニュアルの作成（津波避難マニュアル含む）
・災害時要援護者の避難支援プランの策定

※ボランティアにより地域の防災活動に取り組んでいただいたり、災害時の声かけキーマンとなっていただける方のこと。

【めざすべき姿】

地震や地震による津波、集中豪雨・台風などの自然災害発生時に迅速かつ的確な情報提供と地域防災力の向上・減災機能の充実を高め、私たち町民一人ひとり、さらには、地域間での、共助を基本とする災害に強い安全・安心なまちづくりの実現をめざします。

〔施策テーマ〕

１　災害体制の確立及び充実を図ります

・私たち町民の生命、財産を保護し、安全・安心を確保するため、地域防災計画やハザードマップの見直しを図り、地震・風水害等に即応した災害時の体制確立を図ります。

・災害時における情報の提供及び情報収集方法等と防災機能の充実を図ります。

・治山・河川・海岸・道路交通等の整備、災害に強いまちづくりを進めながら、総合的な対策を講じ、孤立地区及び災害危険地区の解消を図ります。

２　地域防災力の向上を図ります

・まちぐるみでの防災意識の高揚・自主防災組織の育成を図り、総合的な防災対策を進めます。

・地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における要援護者の避難の支援に関し、必要な事項を定め、地域と連携した活動を進めながら迅速かつ安全な避難を図ります。

・災害による被害を最小限とするため、消防や市町村等で防火業務を経験してきた方などに、地域の防災活動の中心となっていただくよう北海道が認定する「地域防災マスター」制度としての研修を受講していただき、災害時には自主防災組織や近隣住民と連携協力し、防災活動に取り組んでいただける地域防災マスターの育成を図ります。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
災害体制の確立及び充実	地域防災計画の見直し	地域防災計画の見直し	協働
		津波ハザードマップの改訂	協働
地域防災力の向上	自主防災組織の育成	自主防災組織の育成	協働
	地域防災マスターの育成	地域防災マスターの育成	協働
【再掲】地域ぐるみで支える体制整備	【再掲】緊急時・災害時の支援体制整備	【再掲】災害時要援護者支援制度	協働
		【再掲】緊急通報システム（ＧＰＳ）	行政

②消防・救急体制の推進

【現状と課題】

本町の消防体制については、常備消防職員の資質向上と消防団員の確保、さらには、技能の向上を図るなど消防力の強化を図り、火災予防に対する町民意識の高揚を図っています。また、救急については、救急救命士の養成や消防防災ヘリの活用など救急活動の充実につとめ、救急体制の高度化を図るとともに、医療機関との連携の強化、町民への応急手当やＡＥＤの配置など救急意識の高揚にもつとめています。

現状としては、複雑多様化する災害等から地域住民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしと様々な社会環境の変化に適切に対応できる体制を整備・確立することが求められています。

しかし、小規模消防では、災害発生時の動員力が十分とはいえない懸念もあるほか、増加する救急需要に対する適切な対応や、より一層の高度化・専門化する予防業務への対応などが困難な状況となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・消防無線デジタル化の整備（新規）
・消防体制の充実強化となる消防広域化の推進

【めざすべき姿】

複雑多様化する火災や災害、さらに救急救助に迅速かつ的確に対応し、地域住民の生命と財産を守り、様々な社会環境の変化に適切に対応できる体制整備を進め、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。

〔施策テーマ〕

１　消防力の充実強化を進めます

・通信水準を確保し、消防の広域的活動と消防・救急活動を効果的かつ効率的に行うために消防救急無線のデジタル化を進めます。
・災害の多様化、大規模化等に対応した消防防災体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めます。
・地域の消防、防災活動の核となっている消防団の団員確保と組織の充実強化を図るため、消防団事業所表示制度の普及を進め、消防団と事業所との協力体制を構築し、消防団活動への協力と理解を図り、地域の防災力の充実強化を進めます。
・消防・救急・救助体制の強化を図るため、老朽化に伴う消防救急資機材の整備を図ります。

２　救急体制の充実強化を図ります

・一人暮らしのお年寄りや、障がいのある人者、近隣との交流の少ない環境の人たちが安全・安心を確保するため何かあった時に自分の情報をいち早く知ってもらうため、かかりつけ医や、急病など救急時、また火災など災害時の必要な情報を保管するためのケースとしての救急用医療情報カード（マイカード）の普及・推進を図ります。

・公共施設に設置されたＡＥＤ機器の緊急救助活動をするにあたり、消防の協力をもとに講習会を開催し、応急手当の知識や技術の習得を支援し、利用の普及を図ります。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
消防力の充実強化	消防無線のデジタル化	消防無線デジタル化整備事業	行政
	消防広域化	消防広域化の推進	行政
	消防団員の確保	消防団協力事業所表示制度の推進	民間
救急体制の充実強化	救急対策整備	マイカードの推進・充実	協働
		講習会の充実 （AED 機器の緊急救助活動等）	協働

③防犯・交通安全の推進

【現状と課題】

本町の道路交通網は、ＪＲ・バス等の公共交通機関があるものの、自動車保有台数の増加と合わせて、高規格道路の開通により道央圏と道東圏とを結ぶ重要な基幹ルートとして通過型の交通量が多く、交通事故防止対策が重要な課題であることから、交通安全協会や交通安全指導員等を中心に交通安全意識の徹底や安全運転意識による啓発活動を推進しています。

また、犯罪が凶悪化・広域化・複雑化・年少化する中で、警察活動だけでは犯罪の未然防止は困難であり、学校・家庭・地域・警察・職場・行政などが連携協力し、安全・安心なまちづくりを進めるための自主防犯活動を通した、まち全体の取り組みが必要とされています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・交通安全協会や交通安全指導員の担い手等の人材育成
・自主防犯活動の地域全体への拡大
・地域、行政、警察等の関係機関の連携協力体制の充実

【めざすべき姿】

「我がまちは自らで守る」という意識を高め、学校・家庭・地域・警察・職場・行政が一体となった防犯活動を進め、安全な地域づくりを行うとともに、交通事故のない安全なまちにするための交通安全に対する意識の高揚を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを実現します。

〔施策テーマ〕

１　地域の防犯対策の推進を図ります

複雑化する社会や多様化する生活環境など、地域社会の変化に伴って、子どもや高齢者を狙った犯罪、詐欺など身近なところで犯罪は後を絶ちません。このことから、関係機関等と連携し、日常的な自主防犯活動を推進するため、自治会町内会を基盤とした自主防犯組織の促進を図り、町全体への防犯対策の意識向上をめざしていきます。

また、防犯灯を適切に配置し、犯罪が起きにくい環境づくりや地域における自主防犯活動の継続的な実施を支援します。

2　交通安全対策の推進を図ります

交通危険箇所の点検や改善につとめ、交通安全啓蒙活動の実施等により交通安全に対する意識付けを図り、子どもや高齢者など交通弱者にやさしい社会の形成と交通安全協会及び交通安全指導員と地域が一体となった、まちぐるみの交通安全運動を推進します。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
防犯対策の推進	防犯体制の整備	防犯体制の充実、強化	協働
		自主防犯組織の育成	住民
		防犯パトロールの実施	協働
		防犯街頭指導の実施	協働
	防犯施設の整備	防犯灯の適正設置	協働
交通安全対策の推進	交通事故抑止対策	交通安全旗、立て看板の設置、更新	行政
		街頭啓発（安全運転意識啓発）	協働
		街頭啓発（街頭指導）	協働
	交通安全教育の推進	交通安全講習会の開催	協働
		冬期講習会、冬道安全試乗会の開催	協働 民間

④道路整備の推進

【現状と課題】

本町は、南北に高規格幹線道路日高自動車道・北海道横断自動車道が位置し、それを道道が結ぶ道路網の形成がされています。

町道は521路線、総延長476kmの多大な路線を持っており、道路改良の整備率は256kmで54％、舗装整備率は208km、44％といった低い状況ですが、生活関連道路に限ると整備率206km、71％、舗装率210km、73％となっています。

しかし、現在の道路網の大半は高度成長期に整備した道路で、道路利用においては、支障をきたす面も残っており、バス路線への対応と合わせて交通弱者にやさしい道路づくり、道路管理も課題となっています。

また、町道内における橋梁数は179橋ですが、約半数の84橋は30年以上経過した橋梁で、今後施設の長寿命化に向けた対策が必要となってきています。

特に合併後は、地域間交流、広域的な物流が頻繁となり、本町の広い行政区域をくまなく連絡する道路網の整備は、今後とも重要な課題です。

農業・林業の振興においても道路網は産業を支える重要な基盤であるため、安定経営、作業の効率化の面からも道路網整備を進めていく必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・計画的な道路整備と長寿命化対策
・交通弱者にやさしい道路づくりと管理
・身近な生活道路の改良整備　等

【めざすべき姿】

私たち町民の生活環境と利便性の向上を図るため、社会基盤の根幹となる道路整備を進めるとともに、直接生活に関わる道路の管理方法についても、交通弱者や景観に配慮し、ひとにやさしい安全な道路環境の充実を図るため、次の２本の柱を設定し進めていきます。

〔施策テーマ〕

１　安心な道路づくりを進めます（整備と改良）

地域間交流を支える公共交通機関や広域的な物流に対応できる利便性向上と公共交通機関であるバス利用者や歩行者の視点から道路整備を進めます。

また、産業振興においても安定経営・作業の効率化の面から、我がまちの産業を支える道路網が必要であることから農林道の計画的な整備を進めていきます。

2　安心な道路の長寿命化と維持管理を行います

橋梁を含む道路構造物の老朽化に対し、長寿命化計画に基づく予防的投資による施設の長寿命化を進めて、施設整備のコスト縮減と安心な道路網の維持をつとめます。

また、道路管理においては、特に冬期間の除雪・凍結路面などの冬道対策の一層の充実と除排雪の利雪方法の検討を進めるとともに、アダプト制度※を活用し地域が一体となった協働の愛される道路管理を進め、花と緑と調和した道路景観づくりや人にやさしい道づくりを目指し、安全な道路環境の充実を図ります。

※　行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
安心な道路づくり（整備と改良）	地域間交流を支える道路網整備	国道・道道の整備促進	行政
		町道の整備促進	行政
	地域の産業を支える道路網整備	農道の整備促進	行政
		林道の整備促進	行政
安心な道路の長寿命化（維持管理）	安全な道路環境の充実	橋梁施設の長寿命化	行政
		道路構造物の適正な維持管理	行政協働
		歩道の整備・バリアフリー化	行政
		除排雪対策の推進	行政

⑤公共交通の確保

【現状と課題】

町内における公共交通の中心であるバスは、通学児童生徒や高齢者を中心に地域の足として、日常生活を支えるうえで重要な役割を担っています。しかし、人口の減少や自家用自動車の普及等により利用者が減少する傾向にあることから、効率的な運行による経営の安定化が課題となっています。

また、都市間交通としては苫小牧方面へのＪＲ、新千歳空港への直行便、札幌市への高速バス等が運行しており、主に通学、通院、買い物などに利用されていますが、今後も利便性の向上と路線の確保に努めるとともに、住民・運行事業者・関係機関が連携を図りながら、民意を反映し、持続できる効率的な交通網と経営組織の構築が必要です。

経費的にはバス運行に多額の経費を抱える現状にあることから、住民の利便性を図りながら効率的な運行により経費の節減を図る必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・利用実態を反映させた効率的な運行
・効率的な運行による経費の節減
・住民、運行事業者、関係機関が連携し、民意を反映し、
　持続できる効率的な交通網と運営組織の構築

【めざすべき姿】

私たち町民生活の利便性の向上を図るために、利用実態に見合った効率的な運行方法や町民・行政・事業者が一体となった運行体制の確立を図り、また、都市間交通や鉄道を含めた交通機関との連携を踏まえた総合的な交通体系の整備を推進するため、次の２本の柱を設定し進めていきます。

〔施策テーマ〕

１　公共交通の維持と効率的な運行を進めます

現行の定時定路線の運行形態を保持しつつ、利用実態に見合った効率的な運行を図るため、路線・ダイヤの改善を行い、予約運行を利用したデマンドバスやコミュニティバスによる効率的なバス運行を進めます。

また、町外各方面への交通確保のため、都市間交通や鉄道との接続を考慮し、利用者が利用しやすい運行形態の確立を図り、総合的な交通体系の整備を推進します。

２　バス利用者の利便性の向上を図ります

利用者が利用しやすい運行形態を図るため、住民・行政・バス事業者が一体となった運行体制の確立を進めます。

また、通院や買い物など、市街地の活性化を意識した運行形態の確立を目指していきます。

なお、きめ細やかな交通の利便性を高めるために、将来的にＮＰＯ法人等の活用による地域・民間と連携を図る運行体制の確立に向けた取り組みを検討していきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
公共交通の維持と効率的な運行	効率的なバス運行	町営バス（路線バス）の運行	民間
		デマンドバスの運行	民間
		コミュニティバスの運行	民間
バス利用者の利便性の向上策	利便性の向上	パスカード等（回数券含む）の導入	民間
		バス待合機能の充実	民間

⑥安全な水対策の向上

【現状と課題】

〈水道・簡易水道等〉

本町の水道事業については、鵡川地域は市街地を中心とした計画区域で整備されており、穂別地域については、市街地及び各集落毎に簡易水道等が整備されています。

水道と簡易水道等共に設備・機器の更新期を迎えており、老朽化が進んでいるため計画的整備が必要となっています。

また、簡易水道については、環境変化による水質の悪化や水質管理基準の強化により、浄水方法の見直し等が必要となっています。

鵡川地域の水道事業計画区域外の給水は、簡易給水施設による地下水、湧き水等を水源とした自主運営となっており、その施設規模については地域事情及び水源実態により格差があるため、安全・安心な飲料水の確保を図るために適正な維持管理が求められています。

〈下水道・農業集落排水〉

本町の生活排水処理は、公共下水道として鵡川市街地、農業集落排水として穂別市街地、富内市街地及び栄一地区、その他の「地区については合併処理浄化槽で整備しています。全体計画に対しての整備率は公共下水道で 75.6%、農業集落排水で 100%になり、水洗化率は公共下水道で 84.2%、農業集落排水が 96.3%、合併処理浄化槽が 41.0%になり、全体で 67.0%になっています。汚泥処理については、中間処理後、最終処分は緑農地還元※1を行い、循環型社会システムの構築に寄与しています。

概ね整備は完了していますが、洋光団地等の未整備地区も残っています。また、下水道処理施設の老朽化が進み、維持管理費や修繕費が増大しているため、ライフサイクルコスト※2の最小化を考慮した長寿命化計画の策定が必要となってきています。

※１　下水道の最終汚泥を乾燥、肥料化して、緑地や農地の肥料として利用すること。
※２　製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。訳語として生涯費用ともよばれ、英語の頭文字から LCC と略す。

〈合併処理浄化槽〉

公共下水道・農業集落排水整備区域外は、合併処理浄化槽の普及促進により水質汚濁等防止の環境保全につとめていますが、既設住宅における普及が課題になっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・水道普及率の向上
・老朽施設、設備の計画的整備
・水質の悪化や水質管理基準の強化に対する浄水方法の見直し等の対応と適正な維持管理

・未普及地域における簡易給水施設の適正な維持管理と安定した水源の確保
・下水道未整備区域における整備推進
・下水道計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進

【めざすべき姿】

安全・安心な飲料水の供給を行うとともに経営の効率化を目指して、水道の未普及地域の解消と老朽施設の更新や簡易水道等の統合を推進します。

また、生活排水の適切な処理を行うため、下水道事業や合併処理浄化槽の普及を促進するとともに適切な維持管理を計画的に行い、水洗化率の向上に向けた取り組みを推進し、下水道事業の健全運営につとめます。

〔施策テーマ〕

１　安全な水対策の向上を図ります

水道、簡易水道ともに施設や設備の老朽化が進んでいることから、更新・修繕等の整備を計画的に行うとともに、施設の統廃合を合わせて行います。また、水質基準等の強化に対応できる浄化機能の追加や改善を行い、安全・安心な飲料水の供給につとめます。

２　普及率の向上を進めます

水道未普及地域の利用組合等に対し、飲料水の安全性を確保するために適正な施設の運転・維持管理、水質検査の実施などの指導や助言を強化するとともに、これらの活動を通して、安全性に対する意識の向上を啓発し、普及率の向上を進めます。

３　生活排水の適切な処理と排水機能の長寿命化を図ります

公共下水道は平成 24・25 年度、農業集落排水は平成 26・27 年度に長寿命化計画を策定し、計画に基づき段階的に機器更新及び修繕を進めます。

下水道が未整備である洋光団地等の一部地域については、住宅マスタープラン並びに町営住宅長寿命化計画と整合を図りながら整備を進めるとともに、その他の公共下水道計画区域については、今後の人口動向に注視し実態に合わせた全体計画の見直しを進めます。

さらに、下水道施設を有効活用した資源循環型社会システムの構築を推進します。

また、下水道未整備区域においては合併処理浄化槽の普及促進を図り、水質汚濁等の防止による環境保全につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
安全な水対策の向上	水道機能の長寿命化	施設の運転・維持管理	行政 協働
		施設及び設備の更新、新設、修繕	行政
		施設統廃合	行政
普及率の向上	簡易給水施設	啓発、指導助言	協働
生活排水の適切な処理の推進	排水機能の長寿命化	施設の維持管理	行政 協働
		長寿命化計画及び整備計画	行政
		下水道の整備（新設・更新・修繕）	行政
		下水道への接続の推進	行政
	排水機能の普及促進	合併浄化槽の普及促進	協働

⑦住みやすい環境の整備

【現状と課題】

本町の町営住宅は、27 団地 711 戸（公営住宅 24 団地 685 戸、特定公共賃貸住宅２団地 14 戸、定住促進住宅１団地 12 戸）を管理しており、そのうち、建替え事業により整備された比較的新しい住宅があるものの、耐用年数を超えている住宅は全体の７割に達しており、狭隘（きょうあい）・老朽化の住宅が多い状況となっています。

設備面においてもトイレの水洗化や浴室等の設置がされていない住宅が多く、計画的な維持管理に努めていますが、補修や設備改善にかかる費用は年々増加傾向にあります。

また、人口は減少傾向にあり、特に若者や子育て世帯が減少し、高齢化が進んでいることから、地域自治活動を担う人材不足等の問題が顕在化してきているとともに、地域経済への影響も懸念されています。

これらの状況から、今後、中長期にわたる維持補修と老朽化した公営住宅の建て替えを進めるため、公営住宅長寿命化計画に基づく良好な住宅確保と供給の必要があり、今後の人口減少を緩和させるための対策として、単身者向け住宅及び子育て支援住宅等の定住促進施策を目的とした住宅整備や誘致企業の受け皿となる雇用対策を目的とした住宅整備が必要となっています。

一方で高齢者世帯が増加していることから、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住宅の整備も必要であり、また、各種住宅の整備・確保と併せて、それぞれの目的に適した周辺環境の整備も必要となっています。

さらに、整備方法についても民間資本や既存住宅の活用も視野に入れて進めていくことも必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・老朽化した公営住宅の計画的整備等による良好な住宅の確保と供給
・単身者及び子育て支援、高齢者等を対象とした目的別の住宅整備と周辺の環境整備
・民間資本や既存住宅等の活用を含めた整備の推進

【めざすべき姿】

老若男女、単身、子育て世代等を問わず誰にとっても、暮らしやすく安全・安心な住環境を総合的に整備していかなければならないことから、 計画的な公営住宅の維持・確保や定住・移住を促進するような住宅整備をはじめとする各種施策、教育・保健・福祉・医療事業と連動した住環境整備を官民協力して進め、魅力的な居住環境の充実を図ります。

〔施策テーマ〕

1　公営住宅の長寿命化を進めます

公営住宅長寿命化計画に基づき、維持補修と建て替えを進めるとともに、各種住宅の整備・確保を図り、良好な住宅の確保と供給につとめます。

2　用途に応じた計画的な整備を進めます

単身者向け住宅及び子育て支援住宅等の定住促進施策を目的とした住宅整備や誘致企業の受け皿となる雇用対策を目的とした住宅整備など、それぞれの目的に応じた各種住宅の整備と確保を進めます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
公営住宅の長寿命化	公営住宅の建替	長寿命化計画の推進	行政
		公営住宅建替事業	行政
	公営住宅の保全	住宅改善事業	行政
		環境整備事業	行政
用途に応じた計画的な整備	定住促進・子育て支援住宅の建設	定住促進・子育て支援住宅建設事業	行政 民間
	看護師等住宅の建設	看護師等住宅建設事業	行政

⑧公園・緑地の整備

【現状と課題】

本町の整備している公園は、鵡川地区では都市公園として 15 箇所（計画 16 箇所）、穂別地区では公園 7 箇所が供用開始しており、子どもたちの健全な遊び場、町民のレクリエーションや憩いの場として、近年は町外者のスポーツ施設としての利用など幅広く活用されています。

公園の供用開始から 30 年以上の施設が多く、毎年、点検補修等を実施していますが、老朽化が進み維持管理が困難になってきており、施設の更新や改築が急務となっているほか、たんぽぽ河川緑地や鵡川運動公園などの大規模な公園については、一部未整備の区域も残っています。

当初の施設計画と現状では、社会状況の変化や少子高齢化、人口減少等により、利用状況が大きく変わっている箇所もあり、公園としての目的や利用計画の見直しをする必要が生じており、効果的な施設の更新及び修繕等を進めることが課題となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・長寿命化計画の策定による効果的な施設の更新と修繕
・公園の施設利用及び管理等についての検討
・施設計画の見直し

【めざすべき姿】

自然と触れ合えることができる緑地空間の充実を図るため、関係機関との連携も含め緑化推進を進めていきます。

また、既存の公園の見直しも含めて、子どもから高齢者まで町民が身近に接することができる公園として活用されるよう、施設利用及び管理等については現状の体制に加え（仮称）アダプトプログラム※（まちづくり里親制度）導入を検討し、社会参加意識の高揚を図りながら、地域住民及び団体と行政の協働の体制を進めていきます。

※ 町民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（＝清掃美化を行い）、養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

〔施策テーマ〕

1　施設の有効活用策と長寿命化を図ります

各公園施設の利用計画及び整備計画を見直し、施設の有効活用を図るとともに施設管理等を含めて町民参画の仕組みによる協働体制の構築をめざします。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
有効活用策と施設の長寿命化	公園・緑地の整備	利用計画の検討	協働
		公園の維持管理	協働
		長寿命化計画及び整備計画	行政
		公園整備（新設・更新・修繕）	行政
		緑化推進への取り組み	行政 協働

⑨治山・治水・海岸対策の推進

【現状と課題】

本町は、総面積の約８割が森林で形成され、緑と水に恵まれ、清流鵡川を中心として発展してきました。しかし、近年突発的な集中豪雨等により森林の荒廃及び土砂流出が発生し、河川・道路の機能障害につながり、甚大な災害発生の要因になる恐れもでてきています。

森林および河川は、本町における産業にとって重要な財産であり、災害に強い森林・河川を整備することは、産業の振興や私たち町民の生命財産を守るうえで、重要な課題といえます。

特に清流鵡川の水質保全は、河川に寄与する産業の発展、豊かな自然を将来に向かって残すことにつながることから重要です。

近年、環境の変化により海岸における侵食と堆砂のバランスが崩れ、現在、鵡川河口以西の海岸においては侵食被害が著しく、農地の減少・下水道施設への被害が生じており、沿岸地域の保全のための侵食対策が必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・森林からの土砂流出の抑制
・河川流域に広がる農地の保全
・河川の水質保全及び沿岸部の海岸浸食対策

【めざすべき姿】

本町の森林・川・海と豊かな自然環境を将来に向かって残すべき財産として、積極的に保全するとともに、災害に強い安全・安心で豊かな自然環境をつくります。

〔施策テーマ〕

１　自然環境の保全と活用

森林及び河川は、本町の産業にとって重要な財産であり、産業の振興、私たち町民の生命財産を守るため災害に強い森林、河川をめざす必要があります。そのため、一級河川鵡川の治水対策を中心として、治山・治水の一体的な整備を図ります。

また、河川などの水質の保全、さらに海岸保全につとめ、安全で豊かな自然環境の保全と活用を図っていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
自然環境の保全と活用	河川の整備と環境保全	河川改修事業の促進	行政
	砂防・治山対策の強化	かんがい排水事業の促進	行政
		予防・復旧治山、砂防事業の促進	行政
		治山整備箇所における保安林指定の促進	行政
		鵡川流域における森林の適正管理の促進	行政
		地すべり対策事業の促進	行政
	海岸保全	海岸浸食対策事業の促進	行政

⑩地域情報化の推進

【現状と課題】

情報化の進展は、私たち町民の生活や産業活動に大きく貢献し、魅力あるまちづくりや産業振興の可能性を広げ、多大な利便性をもたらしています。

本町においては、地域間及び個々の情報格差を解消するために、光ケーブルによるインターネット環境の整備、さらに地上デジタル放送の難視聴地域の解消等を図るため、情報通信基盤整備を実施し、町民が情報過疎とならないよう、情報の発信や収集がしやすい環境づくりと議会中継などの行政サービスの向上につとめてきました。

しかし、一部の地域では、地上デジタル放送が受信しにくい状況にあり、これら難視聴解消に向けた情報通信の整備等が必要です。また、穂別地区においては、情報通信施設整備の際に情報端末を整備し、行政情報等の告知をおこなっていますが、双方向機能の活用が少なく、今後はさらに情報端末の有効活用を検討し、取り組んでいく必要があります。

なお、平成 22 年度には、行政情報や観光商業等の情報など一体的に集約し、インターネットにおける我がまちの情報を公開する入口として「むかわ町民ポータルサイト・ポム（POM)」を開設して、各種団体や個人のページ作成機能やブログ機能として活用されるよう利用を進めています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域情報化推進の核となる人材の育成、確保や情報教育の充実
・総合情報ネットワークの構築
・光インターネット回線の利用拡大
・情報端末の利用促進等
・ポータルサイトの有効活用等
・難視聴解消のための施設整備等

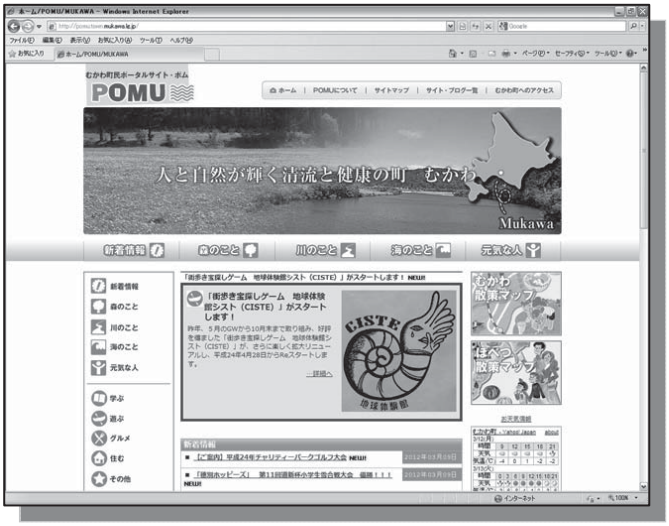

【めざすべき姿】

私たち町民誰もが自由に情報を入手・発信できるよう高度情報通信基盤の充実を図り、情報化に対応した社会環境を構築し、サービスと利便性の向上を進めます。

〔施策テーマ〕

1　情報基盤の維持を図ります

地上デジタル放送の一部地域の難視聴解消を図るため、国の新たな支援対策をもとに北海道地上デジタル放送推進協議会と連携し、難視聴解消に向けた検討と対応を進めていきます。

2　情報基盤の有効活用を進めます

行政サービスにおける情報基盤として、これまで整備してきた各種情報システムを活用し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を進め、私たち町民生活の利便性の向上を図ります。

また、むかわ町民ポータルサイトの有効活用や維持・管理に関する支援を行い、地域社会に共通する問題解決をはじめとするまちづくりを推進し、社会発展に寄与するよう運用を図っていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
情報基盤の維持	難視聴解消のための施設整備	辺地共聴施設整備事業	協働
情報基盤の有効活用	情報端末の魅力あるコンテンツの開発	高齢者みまもり事業	行政
		告知情報作成	協働
	光インターネットの加入促進	地域情報施設管理運営事務	行政
	自主放送のチャンネル活用	地域情報施設管理運営事務	行政
	情報端末、光インターネットを活用したソフト事業	バス予約	行政
		安否確認	協働
		健康アンケート	協働

（２）元気みなぎる産業・経済

２－１　「むかわ」の第一産業を盛り上げよう

①農業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５

②林業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

③水産業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

２－２　「むかわ」ならではのサービスに挑戦しよう！

①商工業、起業・雇用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

②移住・定住・交流人口対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９

～ 分野別計画のつくり方（見かた）～

○個別分野の項目

【現状と課題】

現在の状況や今後の見通しから、計画期間中で「解決していくべき主な課題」を記載しています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

※主な課題は、次のめざすべき姿につながっています。

【めざすべき姿】

主な課題から、計画期間中でどのような状態をめざすのかを整理し、「めざしていくテーマ」を記載しています。

〔施策テーマ〕

※施策テーマは、次の主要な取り組みにつながっています。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施　策　名	事　業　名	実　施区　分
めざすべき姿で整理したテーマ	テーマから整理した対策	対策から整理した取り組み	取り組みの方法

誰がするの？
誰が取り組めば効果的なの？

- **協　働** － 住民と行政が一体となって協力する取り組み
- **住　民** － 住民が主体的に実施していく取り組み
- **行　政** － 行政が実施すべき取り組み
- **民　間** － 民間を活用することで、より効果が見込まれる取り組み

２－１　「むかわ」の第一産業を盛り上げよう

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
働いていくこと･つながりあうことの大切さ （産業・経済）	【交流と活気】【連携と協働】 【自立と個性】	「生産力」

①農業振興

【現状と課題】

１．低下している農業・農村の活力

2010 年農業センサス※では、農家戸数は 525 戸で 10 年前の 734 戸に比べ 209 戸約 28％減少、農業就業人口は 1,022 人で 10 年前の 1,466 人に比べ 444 人約 30％減少し、依然として農村地域における生産戸数と人口の減少傾向が引き続いています。

また、農業就業人口の高齢化問題がはっきりと形になってあらわれてきており、2010 年では 41%が 65 歳以上と、10 年前の 35%から一層高齢化が進んでいます。

さらに、後継者のいない農家の割合も約 76％となっており、後継者のいない高齢農家が離農せざるを得ない実態にあります。

このような農村地域の人口減、高齢化、後継者やパートナー不足などの問題が農業経営上の将来不安のみならず、地域活動力の低下につながっており、様々な面において限界性が広がっています。

農村地域の人口減に伴い、地域の自治活動や保育所・学校、公共交通などの維持が困難になっており、まちの過疎化の要因の一つとなっていることから、集落の維持や地域づくりの観点での対応が必要となっています。

農業者の高齢化や担い手不足等の現状は、農地の利用度や生産性の低下などの農業面のみならず、農業用排水路がもつ洪水予防などの多面的機能の維持や農道草刈りなどの共同作業に、人的限界が出ており地域課題として深刻化しています。

人口減や担い手問題は即効性のある対策がなく、現在、地域担い手育成センターを核に新規参入の受入などを中心に展開しています。

新規参入者は、近年の全国的な雇用情勢の背景もあり他産業から農業を志す者も多くなってきており、地域担い手育成センターの研修制度のもと、新規就農者も誕生しています。また、新規独立就農を目指す者のほか、親と異なる農業経営を目指す後継者や農業生産法人等に「就職」したいという意向を持つ若者もでてきており、農業に対する価値観の変化を見定めつつ、新たな担い手として対応する必要があります。

※　農業に関する全般的な全数調査。日本では、FAO（国連食糧農業機関）加盟国として 10 年ごとに世界農林業センサスが行われているほか、その中間の 5 年ごとに独自の農業センサスも実施されている。

２．進展する農業経営の複合化

本町農業は、水稲を中心に展開してきましたが、全国的な少子・高齢化や食生活の変化による米需要の低下を背景に、国の農業施策が米生産調整と水田転作の本作化へ変動する中、水稲作付け減の収入補完のため水田を活用した蔬菜・メロン・花き等の施設園芸、南瓜・豆類・長いも等の畑作物の栽培面積の増加、さらには、肉用牛などの畜産も取り入れた複合経営が主流となっています。

これにより多種・多品目による、時勢によって農畜産物価格下落や作況の影響などがやわらぎ、より安定した農業所得が得られる農業経営が定着しました。農協販売額の推移を、平成 22 年と平成 7 年で比較すると、参考表１のとおり５割以上を占めていた米が２割まで減少し、補完作物にシフトしている作付け、販売内容の大きな変化が見られます。

また、経営内容として農業所得の推移を平成 18 年と平成８年で比較すると、参考表２のとおり１戸当たりの農業所得は全道平均より低いものの、所得率は高く、蔬菜等の高収益作物を取り入れた複合経営の成果が見て取れます。

本町の複合経営は、国政の動きとともに農業経営を変化せざるを得ない状況下で進展してきましたが、現在の多種多様な品目構成と高収益性といった地域特性を、今後も維持、発展していく取り組みが必要です。

一方では、多くの作物を経営に取り入れることに伴う、機械設備投資負担や労働力不足、労働配分などの問題が顕著となってきており、個別経営の維持の限界があります。また、施設園芸など補完作物からの専業経営化も進展しており、これによる土地利用型経営との地域バランスにも影響が現れ、農地利用の流動化においても地域課題として表面化している実態です。

農地利用は、中核的農家に集約されていますが、担い手や労働力の不足により生産性の低下とともに農地の受け手も限界に近づいてきており、将来的な耕作放棄地の発生が危惧されます。

こうした複合経営により、農業経営は現状維持を保つことができておりますが、確実に進行する高齢化や担い手不足により産地としての農業生産力の限界が見られることから、個人経営・法人経営・共同経営など多様な経営体が経営補完や連携できる地域農業の仕組みづくりが急務です。

＜参考表１＞

平成 7 年販売総額 56 億円		平成 22 年販売総額 54 億円	
①米 30 億円	②野菜 10.6 億円	①野菜 23.4 億円	②米 10.5 億円
③畑作物 4.1 億円	④メロン 3.7 億円	③畑作物 7.7 億円	④肉牛 6 億円
⑤肉牛 3.5 億円	⑥花き 2.2 億円	⑤花き 4.7 億円	⑥メロン 1.5 億円

＜参考表２＞　※平成 19 年以降の公表なし

	平成 8 年生産農業所得比較	平成 18 年生産農業所得比較
全道	4,973 千円／戸、 33 千円／10a、所得率 37%	6,333 千円／戸、 32 千円／10a、所得率 36%
本町	3,930 千円／戸、 48 千円／10a、所得率 42%	5,160 千円／戸、 42 千円／10a、所得率 47%

３．複雑化する農業環境

現在の農業者戸別所得補償制度※の背景には、農畜産物の販売収入が生産コストより低いために再生産ができないといった、国内農業の構造的課題があります。

このことは、参考表３のとおり、現在の農業経営が大きく国の各種交付金に依存している実態からも明らかです。

さらに国際化に伴う農畜産物の輸入増加等の国際競争・価格の低迷・基盤整備や機械化による農家負担の長期化などを抱える中で、依然として農業経営の体質は弱く、また、国の農業施策の相次ぐ変更などにより確固たる経営基盤を築きにくい環境にあります。

一方、本町では従前からの家族経営を中心とした農業経営の限界や土地利用型経営と施設型経営の土地利用上の地域バランスなど構造的な課題も内在しており、将来にむけた農業経営体や地域生産体制のあり方、担い手確保などの取り組みを着実に展開していくことが求められています。

また近年、町内において企業法人による新規農業参入が展開されており、利用度の低下した農地の再活用や地域雇用、地場産品の活用などの面において６次化産業への新たな動きとして、地域と新規参入が共存共栄できる環境づくりにつとめる必要があります。

※　米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。農家の経営を支援することで、自給率向上などを図る狙いがある。平成 22 年度（2010）に米を対象とするモデル事業を実施。平成 23 年度（2011）から本格的に導入される。農業者戸別所得補償制度。

＜参考表３＞

平成 22 年度農業関係交付金交付状況	本町総額…14.8 億円 （鵡川地区…10.8 億円、穂別地区…4.0 億円）

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・複合経営による農業収入の安定化維持と農業担い手の人材育成
・他地域と比較し優位に立つよう農畜産物の商品性向上による競争力の強化
・農業生産の維持・農村地域の活力維持のため欠かすことのできない、新規就農者や後継者の確保・育成

・生産の基盤となる農地の集積を進めつつ、作業効率を上げるための地域をまたぐ飛び地集積の改善研究
・北海道指導農業士認定要綱等に則して、町内指導農業士・農業士の活動のあるべき姿についての検討
・かつて整備された用排水路も老朽化により機能が低下しているため、将来にわたり、安定した農業生産ができる基盤整備
・近年増加しているエゾシカなど有害鳥獣による農作物被害の拡大に対する対策

【めざすべき姿】

本町の基幹産業である農業は、健やかな私たち町民生活の基礎となる良質な食料を供給すると同時に、環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承など、地域において多面的な役割を果たしています。

農畜産物の生産の場であり、生活の場でもある農業地域は、農家戸数の減少傾向に歯止めがかからず、また農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う農村活力の低下、農畜産物価格の低迷、農業政策の先行き不安などの問題を抱える現状の中で、将来にわたり持続可能な農業経営の確立とともに、地域活力の維持に向けた対応が大変重要となっています。

このため、消費者はもとより、生産者の立場からの視点として「農畜産物」を単にモノと捉えるのではなく、生活に必要不可欠な「健康と安心」の源をつくり出す産業としての「むかわ農業」の実現をめざし、今後取り組むべき重点対策の基本方向を４つの施策テーマとして整理し、その展開につとめます。

〔施策テーマ〕

１　農業経営の体質強化と地域営農体制づくりをすすめ、地域経営体化を図ります

・農業政策に即応しつつ、経営形態に応じた通年生産（複合経営）により年間農業所得の確保を図ります。
・地域の活力維持や農地の有効活用を図り、農業地域全体としての発展に結びつくよう、様々な農家や農業法人・コントラクター等が役割分担しつつ地域ぐるみの効率的な営農体制づくりをすすめます。
・進んでいる農地集積を維持しつつ、今後も地域での話し合い（協議）を基に、より効率的な生産に結びつく農地利用を促進します。

２　農畜産物のブランド化や商品性の向上で競争力を高め、産地化を図ります

・多様な農畜産物が生産可能な地域特性を最大限に活用し、また残留農薬の分析などを進め、安心・安全・良品質な「むかわブランド」の安定供給につとめます。

・むかわの農産物を利用した加工品の開発研究に取り組み、農産物と併せて全国への情報発信を図ります。

・農畜産物貿易などの動向に対応し、また、気象変動に左右されない農業技術の研鑽や新技術・新品種の導入を積極的に取り組んでいけるよう体制整備を図ります。

・消費者や実需者※の要望動向を的確に捉えるべく、関係機関との密な連携を行い各生産組織へ促し、農畜産物の販売戦略の確立と近代化施設機能の向上を図ります。

３　地域資源の活用で開かれた農業・農村づくりをすすめ、活力の向上を図ります

・農業後継者、女性、高齢者が生きがいをもって地域経営に参画できる環境づくりをすすめ、地域の活力を引き出します。

・新規就農希望者や後継予定者に対しての農業体験や農業研修など進め、そこから就農までのしくみを確立するとともに、農村移住の仕組みづくりもすすめ、地域の活力の底上げを図ります。

・町内在住の北海道指導農業士・北海道農業士が担う役割を検討し、地域リーダーとして、むかわ町地域担い手育成センターと連携し、新規就農希望者や若手農業者への指導体制の充実を図ります。

４　農業生産基盤の計画的整備をすすめ、農業の多面的機能の維持を図ります。

・老朽化している基幹水利施設など農業施設や排水機能が低下した農地の計画的整備をすすめます。

・むかわ町鳥獣被害防止計画に基づき被害防止に向けた整備をすすめ、地元猟友会及び関係機関団体との連携を図り、鹿侵入防護柵を利活用した捕獲計画により農作物被害の軽減に努め個体数の適正管理を行います。

※　スーパー、外食、生協、百貨店、原料を仕入れて加工するメーカーなどの総称

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事業名	実施区分
地域経営体化の促進	戸別所得補償制度推進	地域農業再生協議会運営補助金	協働
	経営体育成	経営体育成交付金	行政
	基金事業	地域農業活性化推進基金事業	協働
	共同活動対策	農地・水保全管理対策負担金	住民
		中山間地域等直接支払交付金事業	住民
産地化の確立	基金事業　※再掲	地域農業活性化推進基金事業	協働
	ブランド化対策	残留農薬分析システム導入補助	民間
		農産物選果貯蔵集出荷施設整備補助	民間
		和牛センター（受精卵移植）整備	行政
農村活力の向上	担い手育成・確保	地域担い手育成センター運営補助金	協働
		新規就農促進対策補助金	行政
	農業者育成	ＪＡ青年部研修補助金	行政
		女性農業者研修補助金	行政
	農業体験	ふれあい農園運営	行政
	移住促進	農家跡地活用移住促進事業	行政
多面的機能の維持	鳥獣被害防止対策	鳥獣被害防止対策協議会補助金	住民
	土地改良	国営かんがい排水事業	行政
		道営経営体育成基盤整備（鵡川地区）	行政
		道営基幹水利施設ストックマネジメント事業（生田地区）	行政
		集落基盤整備事業（基幹水利施設整備型）（川西地区）	行政
	環境対策	バイオマスむかわ構想策定	協働
		バイオマス活用事業	協働

②林業振興

【現状と課題】

本町の森林は、総面積の約 79%を占めており、林業・林産業の基盤となっていると同時に、災害防止や水資源確保、生活環境や農地、河口沿岸の漁場保全などに重要な役割を果たしています。豊かな森林と清流鵡川の流域水系の適切な保全は、安心して暮らせる生活基盤の確保や、地域に根ざした農林水産業の振興など地域づくりの基本的な取り組みを進めていくうえで不可欠です。さらに、自然と共生し、自立した地域づくりを進めていくためには、流域の森林を一体的にとらえ、活用する取り組みに発展させていくことが求められており、資源の適切な保全と地域森林の一体的活用を進めるため国有林、道有林を含めた流域一体となった森林づくりのしくみを構築していくことが必要です。

しかし、適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図る目的で町有林・一般所有者の森林で森林認証化の取り組みを進めていますが、取り組みは一部に止まっており、今後、資源の適切な保全管理や将来に引き継ぐ財産として保護していくためにも、伐採後の造林対策や森林づくりを担う人材育成の推進が課題となっています。

また、木質ペレットの地産地消による取り組みをはじめ、地域材の有効活用と付加価値向上による地域の林業、林産業の活性化を図っていく必要があります。

そのためにも、企業との連携や住民団体による森林づくりやイベント、木育など森林にふれあう活動等により、地域住民の環境意識や林業に対する理解を深め、森林を活かした交流の推進が必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・後継者や担い手等の人材育成
・適切な保全管理と保護
・地域材の有効活用と付加価値向上
・地域住民の環境意識と林業に対する理解　等

【めざすべき姿】

自然と共生する地域社会の創造をめざし、「『清流鵡川』流域のまとまり」と「森・川・海のつながり」を重視して、流域が一体となった循環型の森林づくりを確立するために次の４つの柱と方向性で進めていきます。

〔施策テーマ〕

１　豊かな森林づくりを推進します

・国、道、町など所管を越えた一体的な森林づくりの推進を図ります。
・地域一体となった森林認証の取得推進をすすめます。
・森林の適切な保全と荒廃森林の整備をすすめます。
・効率的な路網の整備を図ります。

２　森林資源の有効活用と地域で循環させる仕組みづくりをすすめます。

・地域で使えるものは地域で使うという地材地消の視点から、木質バイオマスなどの地域熱利用によるエネルギー自給、公共施設等への地域材の利用促進を図ります。
・地域で使いきれないものは地域で加工して製品化する地産地工の視点から、高次加工体制の構築、森林認証の流域一体取得による地域材のブランド化をすすめます。

３　流域の豊かな森林を守り育て、未来につなげる人を育てます

・地域の森を知る専門家及び担い手の育成をすすめるとともに、地域森林を熟知し、現地に即した森づくりを責任をもって行える事業体の育成をすすめます。

４　森林を活かした教育、交流を推進します

・地域住民の環境意識や林業に対する理解を醸成するため、木育（森林や木の恵みを活かした教育）と森林を活かした交流の推進をすすめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事業名	実施区分
豊かな森林づくりの推進	一体的森づくりの推進	国・道有林との一体的な整備	行政
	森林認証の取得推進	森林認証の取得拡大	協働
		認証材の用途拡大	協働
	森林の適切な保全・整備	民有林の整備・伐採跡地対策	
		町有林の整備	
	効率的な路網の整備	林道の整備	行政
		作業道の整備	行政 民間
森林資源の有効活用	木質バイオマスの利用推進	木質ペレットボイラーの導入促進	行政 民間
		木質ペレットストーブの導入促進	行政 民間 住民
	木材の地材地消の推進	新たな木材の活用方策の検討	民間
		公共施設への木材利用の推進	行政
森林を育てる人材育成	人材・事業体の育成	森林整備担い手対策	行政
		森林施業プランナーの育成	民間
	森林づくりへの住民意識の向上	住民参加の森林づくり	住民
森林を活かした教育・交流の推進	木育の推進	各種事業等の開催	行政 住民
	森林を活かした交流の推進	企業の森林づくり	行政 民間
		交流人口の拡大	行政 民間

③水産業振興

【現状と課題】

本町の代表的な水産資源であるししゃもは、資源動向が不安定であることから、漁業者は漁具の改良や河川遡上を促進させるなどの漁獲管理対策を強化しており、人工ふ化事業については、ししゃもの生態に未解明な部分が多く技術的に資源増加には寄与しないことから、現在、自然環境の激変などに備えた資源補完的な位置づけとして行われています。一方、ししゃもの産卵場所である河川環境については、国が策定している河川整備計画で配慮されているものの、注視が必要な状況となっています。

また、種苗放流により資源が増加しているマツカワ、資源状況が良好なホッキ貝については、有効活用策を検討し、付加価値向上のための対策が新たな課題となっています。

漁家の漁業経営は、漁業協同組合の信用事業への依存度が極めて高く、漁業協同組合が経営指導や支援の中心的な役割を担っていますが、道内でも数少ない小規模な組合であるため、経営基盤の強化を図る必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・漁業者による資源管理対策の強化
・漁業資源の有効活用と付加価値向上
・漁業協同組合の経営基盤強化への支援　等

【めざすべき姿】

地域団体商標に認定され、むかわブランドとして全国的に知名度の高い「鵡川ししゃも」をはじめ、種苗放流により資源が増加しているマツカワ、資源状況が良好なホッキ貝等の水産資源活用と漁家・漁業協同組合経営の安定化を図り、安全・安心な水産物の提供に努め、魅力的な漁業の確立を目指すために次の５本の柱を設定し、すすめていきます。

〔施策テーマ〕

１　強い漁家づくりをめざします

・魚価安や燃油高騰による経営圧迫が続く漁家に対しては、漁業協同組合と協議しながら、経営基盤強化支援や６次産業化につながる起業等への支援を行うなど、個々の漁業経営体強化体制を構築していきます。
・漁業後継者が不在の漁家も多く、組合員の減少は漁業協同組合経営にも影響してくることから、国・道や系統団体と連携しながら必要な支援体制を構築していきます。

２　強い漁協づくりをめざします

・漁業経営支援の中心的な役割を担っている漁協については、高収益事業のさらなる収益向上策など、漁協経営改善に資する各種支援体制を構築し、強い漁業協同組合づくりをめざします。

・漁家経営に直接的に影響する信用事業については、系統団体による指導内容を注視しながら、安心して漁業を営める体制を構築していきます。

３　ししゃも漁業振興対策の推進を図ります

・地域団体商標に認定されている「鵡川ししゃも」の原料となるししゃもについては、地元生産物の割合向上に向け、漁業者団体と連携しながら、「町魚の保護」という観点からも資源回復への支援体制を構築していきます。

４　特産品の販売強化の取り組みをすすめます

・ししゃもブランド化については、道内他産地での取り組みが強化されていることから、商業と連携しながら水産加工品や飲食メニューの協働ＰＲについて体制を構築していきます。

・本町で漁獲されるししゃも以外の良質の水産資源については、地産地消による町内消費体制の強化、近隣地域からの交流人口増加へと波及する取り組みを構築していきます。

５　鵡川漁港の整備の推進を図ります

・町内漁業者の拠点である鵡川漁港については、漁港管理者である北海道と連携しながら、整備や維持補修に関して必要な申し入れをしていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事業名	実施区分
強い漁家づくり	漁家経営基盤強化	漁業近代化資金利子補給	行政
		漁業振興対策特別資金	行政
	事業承継の推進	世襲以外の事業承継支援	行政
強い漁協づくり	水産業振興基金の設置	水産業振興基金設置	行政
ししゃも漁業振興対策	ししゃも資源の管理	胆振管内ししゃも漁業振興協議会負担金	協働
	ししゃも資源管理の補完・増殖	ししゃもふ化事業推進	協働
特産品の販売強化	ししゃもブランドの推進	ししゃもブランド推進事業	協働
	特産物販売強化	「○○（特産物）の日」事業	協働
鵡川漁港の整備	漁港整備の推進	漁港整備事業に対する申し入れ	行政

２－２　「むかわ」ならではのサービスに挑戦しよう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
働いていくこと･つながりあうことの大切さ （産業・経済）	【交流と活気】【連携と協働】 【自立と個性】	「再生産力」

①商工業、起業・雇用促進

【現状と課題】

〈商工業〉

経済不況の影響を受け、資金調達力の弱い小規模経営が大半を占める本町の商工業は厳しい経営状況にあります。

特に高規格道路などの交通網の発達、消費者需要の多様化などにより、近隣市町では商業施設の大型化や主要幹線道路沿いへの企業立地が進み、町外へ購買力が流出する傾向となっており、中心市街地の空洞化が進行しています。

これらの状況から、中小企業の振興を促進するために町・企業・町民等の役割を明確にし、地域の活性化に資するための中小企業振興基本条例の制定を検討する必要があります。

また、町内消費の定着を図るため、町内における経済循環促進事業の実施や商業活性化に向けた取り組みと経営基盤の強化や人材育成、製品等の付加価値の向上に関する支援が必要です。

〈起　業〉

新しい事業等にチャレンジする時、情報や知識不足、準備不足から実現に至らないケースも見受けられることから、起業に関する情報提供、研修の機会を提供するなど、地域における起業のための環境整備、地域資源を活用した地域特有の商品開発、商品の魅力発信術（ビジネス・ストーリー）を確立していく必要があります。

また、新たな産業を育成するためには、起業や業態の変更を検討している事業者に対し、創業に関する実践的な研修機会や先進企業家との交流機会を提供し、新しい産業への取り組みを推進する必要があります。

〈雇　用〉

本町の雇用情勢は、小規模個人事業者が多いことや、法人においても雇用縮小の傾向にあり、町内での雇用確保は非常に難しい状況にあります。

また、町内に労働相談専門官庁がないため、きめ細やかな労働相談や就職相談の点につ

いて都市部と格差が生じており、今後もハローワーク、労働基準監督署との連携を進めるとともに、地場産業や中小企業振興、滞在型体験観光事業や地域資源活用事業の推進により間接的に雇用拡大を図るほか、国の緊急雇用対策を積極的に活用していく必要があります。

一方、雇用縮小だけでなく、人件費抑制も顕著となっており、勤労者生活情勢は非常に厳しい状況となっているため、生活資金に困窮する労働者のため、資金対策を継続していく必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・後継者や担い手等の人材育成と経営基盤の強化に対する支援
・地場産品等地域資源の有効活用と付加価値向上
・地域経済循環支援
・町内雇用環境の改善　等

【めざすべき姿】

農林水産業など基幹産業の振興と同時に、町民に身近な生活用品を提供し、商業者と消費者の良好な地域社会を形成する商工業、また、地域経済の活性化や雇用の拡大を図るため、本町の地域資源や技術革新を活用しながら特徴ある起業化に向けた取り組みと雇用促進をすすめ、むかわ町ならではの商工業、サービス業の充実を図るために、次の３つの柱を設定してすすめていきます。

〔施策テーマ〕

１　中小企業の振興と起業促進を図ります

大企業との格差是正に重きを置いていた中小企業振興から、地域の特性に合わせ、町・企業・町民等の役割を明確にし、地域の活性化に資するため町の中小企業振興理念を明文化し、実情に合わせた中小企業者の経営基盤強化、担い手・事業承継者支援や商業団体支援体制を構築していきます。

また、新規起業を促進するための支援策を構築するほか、企業の新分野進出や企業誘致については、情報提供と連携強化を図り企業ニーズに応えていきます。

２　雇用の確保・創出と労働者福祉の向上をすすめます

国及び道との連動した雇用対策のほか、中小企業振興、起業促進と企業誘致の取り組みを推進するなかで、町内雇用環境の改善を図っていきます。

また、構造的不況により、勤労者所得の減少や雇用情勢が不安定であることから、生活資金に困窮する労働者対策を構築していきます。

３　元気な地域経済の循環づくりをすすめます

私たち町民の日常生活を身近に支える商工業は、町民が販売・生産・サービスの提供の担い手であり、受け手でもあることから、新しい社会ニーズに的確に対応した起業等による新産業の振興から、雇用の確保、創出を通じ、人・技術・資源・情報が地域で循環する元気な地域経済づくりに挑戦していきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
中小企業の振興と起業促進	中小企業振興理念の明文化	中小企業振興条例の制定	協働
	地域産業多角化推進	地場産品創出支援	行政
		起業等支援ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣	行政
		起業等支援資金貸付	行政
	担い手・事業承継支援	世襲以外の事業承継支援	行政
	経営基盤強化支援	中小企業振興融資	行政
	企業誘致支援	企業誘致促進	行政
	商工関係団体支援	商工会補助金	行政
雇用の確保・創出と労働福祉の向上	国・道の雇用対策の活用	雇用対策事業	行政
	勤労者生活資金対策	勤労者生活資金制度	行政
地域経済の循環	地域経済循環支援	地域経済循環促進事業	行政
		地元消費活性化事業	協働
	中心市街地活性化対策	市街地回遊人口増加事業	協働

②移住・定住・交流人口対策

【現状と課題】

本町は、森林・川・海を有し多彩な自然環境に恵まれ、有用な多くの資源が内在しているものの、観光地としての認知度は低く、本町がもつ魅力的な人的資源や地域資源を活かしきれていない状況にあります。加えて、人口減少と高齢化が進んでおり、地域の活力低下が懸念されています。全国的に人口減少に歯止めをかけられる状況にはないことから、定住人口増加の観点からだけではなく、観光客や地域の滞在者といった交流人口を拡大させることで人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらすことが必要とされています。

一方で、道外都市部に暮らす住民の「北海道での田舎暮らし」への関心は依然として高いものの、総体的なニーズは鈍化傾向に転じる可能性もあることから、移住対策の見直しや子育て支援等の対策を講じるなどの定住対策の充実が求められています。

また、あらゆる分野で地域資源を活用した滞在型体験観光メニューの構築に着手し、「産業観光」を推進して交流人口の拡大を図るため、受け入れ体制の確立などが課題となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域資源の有効活用による「産業観光」推進に向けた体制整備
・都市住民向けの移住対策や地理的優位性を活かした定住対策に係る施策の検討
・各種スポーツ合宿等の受け入れ施設等の整備
・各関係機関等との連携による魅力的な定住環境の確保　等

【めざすべき姿】

本町がもつ魅力的な人的資源や地域資源、交通の利便性を備えた地理的優位性を発揮し、町外からの交流人口の獲得をより確実なものとしていくため、地域の特性を活かした魅力的な定住環境の確保による移住定住の促進、さらには、豊かな自然と個性的な地域ブランドを有効に活用した、魅力あるまちづくりを実現するため、次の４つの施策テーマにより推進していきます。

〔施策テーマ〕

１　個性的な観光の振興を進め、交流人口を拡大します

本町の多彩な自然環境を含め、様々な地域資源を観光資源として活用することで「産業観光」を推進し、各産業界と連携した我がまちらしい滞在型体験観光メニューを構築し、個性的な観光振興の推進を図り交流人口の拡大を進めます。

また、新千歳空港や苫小牧港からの地理的な利便性を活かして、道外にも目を向けたPR活動等を強化していきます。

２　移住・定住の促進を図ります

都市住民が、地域資源あふれる我がまちに移住したいと思えるよう、移住に必要な様々な情報を一元化し、移住に関する具体的イメージを発信・体感できる体制を整備することで、移住を考えている方に対する丁寧な取り組みを進めます。

また、私たち町民が生涯住み続けたいと思えるような魅力的な定住環境を確保します。老朽化した町営住宅は改修などを進めるとともに、民間による住宅整備等への支援を行い、官民一体となって若者から高齢者まで誰もが安全・安心で住みやすい居住環境の整備を進めます。

さらに、近隣市町と差別化した各種助成制度等の整備を図り、本町独自の施策を展開することにより、我がまち町に住んでみたいと思えるような定住意欲を高めるとともに、若年層が定住できる就業確保のために、町内企業をはじめ、各種団体・機関等への支援を図るなど連携した取り組みを進めます。

３　出会いとふれあいのある合宿等の誘致を進めます

本町の豊かな「自然・食」環境を活かしたスポーツ等の合宿誘致については、通年の継続的な受け入れ対応を可能とするため、種目等を絞り、既存施設の活用方法の見直しや宿泊等の施設整備を行うとともに、栄養指導を含め、地元食材を使用した食事の提供など、我がまちの特性を最大限に発揮した個性的な合宿誘致を進めていきます。

また、合宿参加者と地域住民とのふれ合いの機会を創出して、おもてなしの心の醸成を育むとともに、町民個々のネットワーク情報やこれまでのつながりを活かした誘致活動を展開し、青少年等の健全育成や指導力強化対策を推進します。

４　地域ブランドの有効活用を図ります

地域団体商標に登録されている「鵡川ししゃも」・「ほべつメロン」をはじめ、我がまちの地域資源を活かした逸品や特産物開発など、各産業界と連携して地域のブランド力を再構築し、付加価値が高められた特徴ある地域ブランドのPR活動を推進します。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
個性的な観光振興と交流人口の推進	滞在型体験観光事業の推進	滞在型体験観光推進事業	協働
	観光協会への支援	むかわ町観光協会支援事業	行政
	各種イベントへの支援	イベントＰＲ推進事業	協働
移住・定住の促進	むかわ暮らし	ロングスティ住宅制度確立	協働
	子育て等支援住宅の整備	子育て等支援住宅整備事業	行政 民間
	定住者への支援	定住者助成事業	行政
合宿等の誘致	スポーツ合宿等の受入	スポーツ合宿等受入施設整備事業	協働
		スポーツ合宿等受入事業	協働
	宿泊研修の受入	修学旅行、民間研修等受入事業	協働
地域ブランドの有効活用	地域ブランド推進	ブランド品の付加価値アップ事業	協働
	新たなブランド制作	新ブランド確立支援事業	協働

（３）未来につなぐ夢と希望

３－１　「むかわ」の自慢の種をまき、咲かせよう！

①愛着と誇りを持てる教育の推進（学校教育系総括）・・・・・・・・・・９４
②幼児教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
③学校教育（小学校期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
④学校教育（中学校期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
⑤学校教育（高等学校期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
⑥愛着と誇りを持てる教育の推進（社会教育系総括）・・・・・・・・・・１０７
⑦生涯学習（青少年教育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
⑧生涯学習（成人・家庭教育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
⑨生涯学習（高齢者教育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
⑩図書館事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
⑪文化活動の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
⑫地域文化財等の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
⑬スポーツ活動の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

３－２　「みんな」で「むかわ」をつくっていこう！

①愛着と誇りを持てる地域づくり（協働による地域づくり）・・・・・・１２５
②愛着と誇りを持てる地域づくり（男女共同参画の推進）・・・・・・・１２７
③地域活動の推進（地域コミュニティ）・・・・・・・・・・・・・・・１２９
④行政運営（広報・広聴）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１
⑤行政経営（行財政運営の効率化）・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
⑥行政経営（広域連携）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５

～ 分野別計画のつくり方（見かた）～

○個別分野の項目

【現状と課題】

現在の状況や今後の見通しから、計画期間中で「解決していくべき主な課題」を記載しています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

※主な課題は、次のめざすべき姿につながっています。

【めざすべき姿】

主な課題から、計画期間中でどのような状態をめざすのかを整理し、「めざしていくテーマ」を記載しています。

〔施策テーマ〕

※施策テーマは、次の主要な取り組みにつながっています。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施　策　名	事　業　名	実　施区　分
めざすべき姿で整理したテーマ	テーマから整理した対策	対策から整理した取り組み	取り組みの方法

誰がするの？
誰が取り組めば効果的なの？

- **協　働** ― 住民と行政が一体となって協力する取り組み
- **住　民** ― 住民が主体的に実施していく取り組み
- **行　政** ― 行政が実施すべき取り組み
- **民　間** ― 民間を活用することで、より効果が見込まれる取り組み

３－１　「むかわ」の自慢の種をまき、咲かせよう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
育てていくこと・自立していくことの大切さ （教育・地域自治）	【調和と創造】【連携と協働】 【自立と個性】	「学習力」

①愛着と誇りを持てる教育の推進（学校教育系総括）

【現状と課題】

子どもたちが多くの時間を過ごす学校では、伸び伸びと学び、基礎学力を身につけ、健やかに生きる力を養っていますが、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、他人とうまく関われない子どもたちが増え、子どもに関わる犯罪などの問題も出てきています。また、児童・生徒数の減少も顕著で、子ども同士のつながりの希薄化や学校の統廃合など、学校のあり方などが課題となっています。

本町の教育目標の中に、あたたかい心を持ち、自立した生き方ができる人間性の育成、生命を大切にし、健康で生き生きとした生活ができる健やかな心身の育成が重点課題として掲げられており、子どもたちの道徳心や命の大切さを学ぶ機会は、特に重要であり、学校とともに家庭・地域が一体となって進めていくことが求められています。

学校施設については、その多くが地域の避難所に指定されていることから、地震や災害への備えとして、施設などの耐震化をはじめ安全性の確保を図っていくことが必要です。加えて、食に対する安全意識の高まりから、近年では健全な成長の基本となる食育の重要性も高まっており、学校給食検討調査会を設置し、学校給食の必要性の有無等について検討をしています。

その他、新学習指導要領への対応、外国語教育や情報教育などをはじめ、指導内容が多様化する中、教育環境の整備や教職員の資質の向上などの課題に対応し、各学校や地域の実情に合わせた特色ある教育の推進が求められています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・学校施設及び教育環境の整備等
・基礎学力の向上
・教職員の資質向上
・学校、地域、家庭との連携等
・特色ある教育の推進

【めざすべき姿】

地域・家庭との連携のもと、多様な学びが可能な教育内容や教育環境の充実、また交流活動を促進するとともに、安全・安心、快適な学校環境を整え、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を実践し、次代を担う子どもたちを育成します。

〔施策テーマ〕

１　個性的な教育環境づくりを進めます

各学校の創意工夫による特色ある教育や少人数学級等により、基礎学力の向上をめざす教育を進めるとともに、人間性や指導力・専門性を向上する教職員研修等の充実を図ります。

また、子どもたちの道徳心や自立心、命の大切さを学び、生きる力を育むために学校・地域・家庭が連携した取り組みを進めます。

幼児期から高等学校期まで、交流と連携した取り組みを進め、次代を担う子どもたちの生きる力と確かな学力を育んでいきます。

学校施設等については、安心・安全、快適な学校環境を確保するため、学校施設等の耐震補強や改修工事等を計画的に行うとともに、施設の安全点検・維持管理につとめ、学習環境等の整備を図ります。

なお、それぞれの学校が地域の特性や人材を活かして、多様な教育活動を行い、特色ある学校づくりにつとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
個性的な教育環境づくり	基礎学力の向上を目指す教育の推進	習熟度別授業支援事業（学習指導員の配置）	行政
		土曜学校開設事業	行政
		指導主事の配置	行政
		家庭教育支援事業	協働
		読書活動推進事業	行政
		情報教育設備更新事業	行政
		通学バス運行事業	行政
	教職員の能力・資質の向上	教職員連携研修事業	協働
		学校組織活性化支援事業	協働
		教職員福利厚生事業	行政
個性と安心な学校づくり	食育の推進	学校給食検討調査会の運営	協働
		地域食材体験学習事業	協働
	環境教育の推進	環境活動・環境ボランティア活動支援事業	協働
		環境教育教員研修支援事業	行政
	開かれた学校づくり	学校情報提供推進事業	協働
		学校開放による地域活動支援事業	行政
	特色ある学校づくり	総合学習推進支援	行政
		幼少、小中学校連携教育推進事業	協働
		就学援助事業	行政
		特別支援教育の充実	行政
		学校保健の充実	行政
	学校施設整備の充実	教職員住宅改築事業	行政
		教職員住宅維持管理の充実	行政

②幼児教育の推進

【現状と課題】

本町の教育目標である「豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある「むかわ」の人づくり」には、幼少期からの教育が重要であり、将来を担う子どもたちの心身の健全な成長は地域の大きな財産であり、子どもたちの育つ環境を整備することは、我がまちの重要な役割となっています。

また、生活や働き方が多様化する中、様々なニーズに対応した保育園・幼稚園それぞれの長所を活かした新しい幼児教育のあり方が求められており、町内の常設・地域保育園の１カ所を幼児期の子どもたちを保育し、幼児教育を行う幼保一元化による認定子ども園として平成23年４月に開園しています。

義務教育前の幼児期の教育は家庭環境により格差がつきやすい状況があることから、未来を担う「我がまちの子ども」の視点で、公平な幼児教育の推進を図る必要があります。

しかし、幼児教育を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化が進行するなか、長引く経済不況の厳しい状況下にあり多様な育児ニーズや地域ぐるみでの対応など、総合的に子育て支援対策を含めた幼児教育の推進が必要であることから、保健・福祉・教育等の関係部局が連携して、子ども達の健全育成に対応した子育て及び教育環境の向上を図る必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・様々なニーズに対応した効果的な幼児教育環境づくり
・家庭教育向上のための取り組み強化
・子育て環境向上に向けた庁内関係課等の連携による体制整備（システムの構築）

【めざすべき姿】

子どもやその保護者を取り巻く社会環境や教育環境が著しく変化している中で、子育てや幼児教育に関するニーズの把握に努め、子ども達が心身ともに健全に育つことができる環境づくりをまち全体で推進します。また、就学前教育にかかる経済的な負担軽減を図るための支援、さらには、新しい保育サービスを含めた幼児教育の実施や家庭教育の向上支援策の充実を図り、将来を担う子どもたちの心身の健全な成長を育むまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

1　効果的な教育環境づくりを進めます

将来を担う子どもたちの健全な成長を育むために、「話すこと」・「聞くこと」・「書くこと」・「読むこと」の４つの言語活動の基礎を養う国語能力の育成や外国語（英語）に親しむ機会を提供し、国際化感覚を身につける取り組みなど、効果的な教育活動の充実を図ります。

また、幼児教育の多様なニーズに対応するため、幼稚園教育の導入等を含めて関係機関等と協議検討して教育環境の整備を進めるとともに、保護者の就学前教育にかかる経済的な負担軽減を図るために就学援助等の支援を進めます。

2　家庭での教育支援を進めます

幼児期の家庭生活は基本的な生活習慣をはじめ、個性や能力を身につける重要な役割を有していることから、教育アドバイザーや家庭教育等改善支援委員会と連携を図って幼児期の教育を推進し、適切なアドバイスと情報の発信につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
効果的な教育環境づくり	認定こども園と就園者支援	認定こども園開設運営補助	行政
	認定こども園と就園者支援	就園奨励費補助	行政
	コミュニケーション能力の育成	連携教育推進事業	行政
	コミュニケーション能力の育成	読書、読み聞かせ活動の推進	協働
	コミュニケーション能力の育成	ＡＬＴによる英会話指導	行政
家庭での教育支援	家庭教育の向上	家庭教育支援委員会からの情報提供	協働
	家庭教育の向上	就学時健康診断等による健康指導	行政

③学校教育（小学校期）

【現状と課題】

次代を担う子ども達が個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人間として生きていけるような確かな学力、豊かな心、生涯を通じて健康に過ごすことができる健やかな体を育成する教育環境の充実を図り、信頼される学校づくりを進めることは、我がまちの重要な役割です。

本町の小学校期においては、学校教育アドバイザーを配置し、幼児期教育と小学校教育との連携による学校生活の適応改善などの取り組みや少人数学級をはじめ、教育支援員の増員、複式校への教員配置による学習指導の工夫・改善といったきめ細やかな学習指導の充実を進めています。

あわせて、確かな学力の基盤となる家庭生活習慣が重要であることから、家庭教育等支援委員会の活動を進め、家庭教育力の向上に努める必要があります。

子どもたちが多くの時間を過ごす学校施設については、校舎の耐震化診断の結果や耐震基準に基づき、計画的な改築や改修が求められます。

加えて、機能的な学校生活・学習が送れるように教育環境の計画的な整備を図ることが重要であり、特に高度な情報化社会が進むなか、教育用コンピューター環境の整備については、時代のニーズに沿った計画的な取り組みを進める必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・耐震化診断による学校施設の改築及び計画的な改修と教育環境の整備等
・基礎学力の向上に向けた各種取り組みの充実
・学校統廃合及び山村留学の検討等

【めざすべき姿】

地域・家庭との連携や協働により、多様な学びが可能な教育内容や教育環境の充実、またＰＴＡ活動の新しいあり方や地域活動を通じた交流活動を促進するとともに、地域社会において最も身近な公共施設である学校の教育機能を生涯学習の場に活かすなど、生涯学習と連携した取り組みや本町の豊かな自然を守る気持ちを育む環境教育の推進、さらに「早寝早起き朝ごはん運動」を家庭と連携し、地域に根ざした食育の推進を図るなど、安全・安心・快適な学校環境を整え、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を実践し、次代を担う子ども達を育成します。

〔施策テーマ〕

１　基礎学力の向上を目指す環境づくり

子ども達一人ひとりの学力向上のためには、個々の学力に応じた学習指導の充実を図るため、少人数学級、教育支援員の増員、複式校への教員配置による学年別指導などに取り組み、学習指導体制の改善等を進め、きめ細やかな学習指導の充実につとめます。

全ての教科の学習の基礎となる「国語力」の向上を図るため、「話すこと」・「聞くこと」・「書くこと」・「読むこと」の４つの言語活動の基礎を養う国語能力の育成や外国語（英語）に親しむ機会を提供し、国際化感覚を身につける取り組み等、効果的な教育活動の充実を図ります。

一方で、家庭は確かな学力の基盤となる重要な役目を有していることから、家庭において子どもが基本的な生活習慣や自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図れるように家庭教育に関する学習情報の提供や相談体制の充実を推進し、家庭教育力の向上につとめます。

２　個性と安心な学校づくりを進めます

地域の人材や自然環境等を積極的に活用し、各学校が創意工夫による特色ある多様な教育活動を展開し、特色ある学校づくりにつとめます。また、子ども達の学習内容に対する理解度や問題行動の発生状況は小学校期と中学校期では大きな差が生じることから、学習教科の円滑な移行や指導の充実に向けて、小学校と中学校の連携について検討していきます。

障がいを持つ子どもに対しては、就学指導体制への支援や介助員の充実を図り、特別支援教育の充実につとめます。

また、安全・安心、快適な学校環境を確保するため、学校施設の耐震補強や大規模改修等を計画的に行うとともに施設の安全点検・維持管理につとめます。

一方で、今後子ども達の学習力の向上や集団での社会性の育成が可能な学校運営規模と地域の理解と学校の新しいあり方を含め、小学校の適正配置や統廃合、山村留学等について、引き続き検討を図り、取り組んでいきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
基礎学力の向上を目指す環境づくり	基礎学力の向上を目指す教育の推進	習熟度別授業支援事業（再掲）	行政
		土曜学校開設事業（再掲）	行政
		複式学級解消支援事業（再掲）	行政
		少人数学級教育支援事業（再掲）	行政
		指導主事の配置（再掲）	行政
		家庭教育支援事業（再掲）	協働
		読書活動推進事業（再掲）	行政
		国語力向上支援事業	行政
		情報教育設備更新事業（再掲）	行政
		電子黒板導入事業（書画カメラ）	行政
		通学バス運行事業（再掲）	行政
個性と安心な学校づくり	環境教育の推進	環境活動支援事業（再掲）	協働
		環境教育教員研修支援事業（再掲）	行政
	開かれた学校づくりの推進	学校情報提供推進事業（再掲）	協働
		学校解放による地域活動支援事業（再掲）	協働
	特色ある学校づくりの推進	山村留学事業	協働
		総合学習推進支援（再掲）	行政
		自然体験活動支援事業	協働
		小中学校連携教育推進事業	協働
		就学援助事業（再掲）	行政
		特別支援教育の充実（再掲）	行政
		学校保健の充実（再掲）	行政
		鵡川中央小学校改築事業	行政
	学校施設整備の充実	穂別小学校大規模改修事業	行政
		仁和小学校大規模改修事業	行政

④学校教育（中学校期）

【現状と課題】

本町の中学校における教育環境は、情報教育による教育用コンピューター整備の定期的な更新や保守を行いソフトの充実を図るとともに、また、学校施設については、定期的な施設の安全点検・維持管理につとめ、学習環境の整備を推進していく必要があります。

学習面においては、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂されました。このことは、生きる力を育むことの必要性や内容を教育関係者等の間で共有するとともに保護者に対しても積極的な情報発信を行い理解を求め、確かな学力を確立するために、小学校期の基礎的・基本的な知識・技能の習得とともにそれらを活用する学習活動の充実を図ることが必要となります。

特に中学校期は、自我に目覚め、人間関係の広がりにより様々な葛藤や経験の中で、自らの人生や生き方への関心が高まり、自分の生き方を模索し、夢や理想を持つ時期であり、一方で高等学校入学者選抜をはじめとする現実的な進路の選択を迫られ、自分の意志と責任で決定しなければならない時期となります。このような思春期を迎えた子ども達の中学校３年間における心身の発達は著しく、多様な面での成長や変化がみられることから、地域全体で子ども達と学校を支援する体制の構築、さらに町の教育目標に沿った取り組みを推進していく必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・学校施設の定期的な点検、修繕による施設の長寿命化と教育環境の整備等
・新学習指導要領への対応と確かな学力向上へ向けた各種取り組みの充実

【めざすべき姿】

中学校は、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこと」を目的としており、このことから、小学校期に学び培った基礎的・基本的な知識や技能を活用する学習活動の充実を図り、確かな学力を確立する取り組みを進めます。

あわせて、「生きる力」を身につけさせるという時代の要請に応えつつ、子どもたちが力強く生きていくために必要な資質や能力を育て、知識基盤社会に対応できる能力の向上を目指していきます。

また、地域・家庭との連携や協働により、多様な学びが可能な教育内容や教育環境の充実、地域活動を通じた交流活動を促進するとともに安心・安全・快適な学校環境を整え、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を実践し、次代を担う子ども達を育成します。

〔施策テーマ〕

１　基礎学力の向上を目指す環境づくり

子ども達一人ひとりの学力向上のためには、個々の学力に応じた学習指導の充実を図るため、ティーム・ティーチング※の活用や習熟度別学習、さらに教育課程の工夫などに取り組み、きめ細やかな学習指導の充実につとめます。

家庭は確かな学力の基盤となる重要な役目を有していることから、家庭において子どもが基本的な生活習慣や自立心を育み、心身の調和のとれた発達が図れるように家庭教育に関する学習情報の提供や相談体制の充実を推進し、家庭教育力の向上につとめます。

また、社会の中で生きるために必要な力（生きる力）を育むために、異なる世代や他の学校との交流、地域住民との協働によるボランティア活動等を通じて、相手や目的、場面等に応じた適切な表現や豊かなコミュニケーション能力の向上を図ります。

情報化社会の中で、情報を適切に活用する基礎的な能力を育成するためにコンピューターの活用技術とルールやマナー等の情報モラルに関する学習指導の充実を図ります。

２　個性と安心な学校づくりを進めます

地域の人材や自然環境等を積極的に活用し、各学校が創意工夫による特色ある多様な教育活動を展開し、特色ある学校づくりにつとめるとともに、確かな学力や豊かな人間性を育むために継続的・計画的な指導が効果的であることから中高一貫教育の充実につとめます。

また、子どもたちが将来の職業や生活を見通して、社会人・職業人として自立していくことができるよう職場体験や上級学校への体験入学等を通じて勤労観や職業観の形成を図るためのキャリア教育を進めます。

一方で、子どもたちの体力・運動能力が低下している状況があることから、運動部活動における指導力向上への取り組みや外部指導者の活用等、体力・運動能力の向上を進めます。

障がいや不登校などの課題を抱える子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな相談や支援を行うために、スクールカウンセラーの配置、就学指導体制への支援や介助員の充実等により、相談体制と特別支援教育の充実につとめます。

学校施設については、安全・安心で快適な学校環境を確保するため、計画的な施設の安全点検・維持管理につとめ、学習環境の整備を図ります。

※　ＴＴ（ティーム・ティーチング）とは、複数の教員が役割分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
基礎学力の向上を目指す環境づくり	基礎学力の向上を目指す教育の推進	ＴＴ・臨時講師による習熟度別授業（学習指導員の配置）	行政
		土曜学校開設事業（再掲）	協働
		指導主事の配置（再掲）	行政
		家庭教育支援事業（再掲）	協働
		読書活動推進事業（再掲）	行政
		コミュニケーション能力向上推進事業	行政
		海外短期留学事業	行政
		情報教育設備更新事業（再掲）	行政
		コンピュータ活用技術学習	行政
		通学バス運行事業（再掲）	行政
個性と安心な学校づくり	環境教育の推進	環境活動ボランティア支援（再掲）	協働
		環境教育教員研修支援事業（再掲）	行政
	開かれた学校づくりの推進	学校情報提供推進事業（再掲）	協働
		学校開放による地域活動支援事業（再掲）	行政
	特色ある学校づくり	総合学習推進支援（再掲）	行政
		社会体験活動・ボランティア活動の支援	協働
		中高学校連携教育	協働
		就学援助事業（再掲）	行政
		特別支援教育の充実（再掲）	行政
		学校保健の充実（再掲）	行政
	キャリア教育の推進	勤労・職業学習の推進	協働
		インターンシップ活動の推進	協働
	学校施設整備の充実	穂別中学校体育館暗幕更新事業	行政
	心の相談体制の充実	心の相談業務	行政
		スクールカウンセラーの配置	行政
	体力・運動能力向上支援	部活動における外部指導者活用支援	行政

⑤学校教育（高等学校期）

【現状と課題】

鵡川・穂別の両高等学校は、中学校卒業生徒の高校進学に対する選択の多様化により地元進学率の低下に加え、生徒数の減少傾向から定員割れ状態が続いており、生徒確保は存続を図る上で大きな課題となっており、間口の維持、存続が危機的な状況となっています。

鵡川高等学校については、現時点では２間口を維持しているものの、穂別高等学校については、２間口の維持ができず地域キャンパス校となっています。

このことから、今後、地域の特色を活かし、独自の取り組みによる魅力ある高校づくり、さらには、通学者に対する利便性の向上などの支援を進め、町内外から積極的に生徒の確保につとめる必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地元道立高校の存続
・魅力ある高校づくりへの支援と地元中学校卒業生の進学率を高める新たな施策検討
・高校の振興対策
・通学者に対する利便性の向上
・高校生徒寮の適正な管理

【めざすべき姿】

町内の道立高等学校の存在は、人を育てまちのを高める高等教育機関として、私たち町民にとって安心と地域の活力を高める大きな存在であることから、魅力と特色ある教育活動の実施に対する積極的な支援を図るとともに、引き続き本町の高等学校の存続対策を進めます。

〔施策テーマ〕

１　魅力ある高校づくりを進めます

町内高等学校の魅力を高めるために、海外短期留学や地元中学校から入学し、大学等へ進学する生徒に対する奨学金の支給など、他市町と差別化した特色のある事業を実施し、地元生徒の確保につとめます。

また、高校振興対策事業を継続して実施するとともに、上位校への進学率向上をめざした取り組み等、各高等学校の創意工夫による特色ある多様な教育活動を支援していきます。

２　通学者等の利便性の確保につとめます

鵡川高等学校の存続と２間口の維持対策として、苫小牧方面からの入学者を積極的に受け入れる支援策として、苫小牧・むかわ間の無料通学バスの運行を行うなど、町外からの生徒確保に積極的に取り組みます。

また、穂別高等学校への支援については、町外からの入学者を積極的に受け入れる支援策として穂星寮の指導体制及び設備の充実を図ります。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
魅力ある高等学校づくり	海外留学	基金を活用した短期留学の推進	行政
	地元中学校からの進学者支援	基金を活用した奨学金の交付	行政
	鵡川高等学校への支援	中高一貫教育推進事業補助	行政
		鵡川高等学校振興対策事業補助	協働
		三気塾運営支援	行政
	穂別高等学校への支援	穂別高等学校振興対策事業補助	行政
		外部講師による進学支援	行政
		穂星寮運営	行政
通学者の利便性確保	鵡川高校への支援	通学バスの運行	行政
		通学費補助	行政

⑥愛着と誇りを持てる教育の推進（社会教育系総括）

【現状と課題】

本町の社会教育の推進に向けては、合併後の各種社会教育関係団体の統合も終了したことから、受け皿体制は整いつつあり、また、合併以前から活動を行っている、ネイチャー研究会 in むかわや、田園教育力再生協議会、地域総合型スポーツクラブ「むーブ」、田んぼ de ミュージカル委員会などふるさとを学びながら地域資源を活用する取り組みも続いています。

一方で、少子高齢化や学習ニーズの多様化が進み、各種活動の世話役の不足・分散化が顕著となってきており、地域コミュニティの希薄化が進んできています。

教育委員会が行う社会教育事業については、参加者の固定化や減少傾向にあり、いつでも、どこでも、誰でも参加できる生涯学習の視点に立った事業体系の実施が十分でなくなってきており、積極的にまち・地域づくりに参画しようとする担い手が減少しています。

これらの現状を踏まえ、少子高齢化への対応と生涯学習へのニーズを把握し、地域に根ざした学習環境づくりを進めていくことが大切です。これからの我がまちを担う各種活動のリーダーや世話役を養成することが今後のまちづくりを進めていくための大きな課題となっており、私たち町民の手によるまちづくりを進めるために地域リーダーの発掘・育成を図り、循環的に育つよう従来活動のシステム転換を進めなければなりません。

町内には、自然、文化、人材等貴重な資源がまだまだ眠っており、生涯学習社会の進展を図るための素材として活用し、地域に根ざした学習環境を整備する必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域に根ざした学習環境づくりの推進
・地域リーダーの発掘と人材育成のシステム転換

【めざすべき姿】

住みよいまちづくりを行うために、「豊かな人間形成を育むむかわ町」をめざす必要があります。そのために社会教育が果たす役割は重要であり、関係する機関・人・資源の全てを有効に連携・活用するシステムの再構築を進めていきます。

また、人間の成長にとって目標を持つことが大変重要であり、私たち町民それぞれが、それぞれの段階で「キラキラ星を目指して学習できるまち」をめざしていきます。

〔施策テーマ〕

１　地域に根ざした学習環境づくりを進めます

我がまちの基盤・課題にあった生涯学習を推進するため、意見の掘り起こしとニーズに基づく各種事業の計画化・具現化を進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
地域に根ざした学習環境づくり	社会教育委員の会議	町民ニーズの調査・把握	行政
		各種社会教育計画の策定	行政
		社会教育事業全般への提言	行政
	社会教育主事、生涯学習	社会教育関係団体との連携	協働
	推進アドバイザーの配置	学校教育との連携	行政
	社会教育施設の整備と有効活用	社会教育施設の整備・運営	行政
		各種合宿誘致	行政
	人材養成と人材バンク整備	人材養成（基金事業）	行政
		人材バンク整備と活用	行政

⑦生涯学習（青少年教育）

【現状と課題】

本町の青少年の問題行動はそれ程目立ったものはありませんが、少子高齢化と住民意識の多様化等社会の変化に伴い、地域や家庭の教育力低下が進んでおり、青少年が各種組織や集団の中でたくましく生きていく力が失われつつあります。

青少年を対象とした取り組みは、むかわ町子ども会育成連絡協議会連合会への活動助成と、生涯学習推進アドバイザーの配置による公民館事業としてのわんぱく広場、放課後子ども教室、子育て支援事業、少年の主張大会等青少年健全育成事業、成人式開催、むかわ町補導委員会事業への交付金交付などを行ってきており、各事業参加者からは概ね好評を得ています。

また、鵡川高等学校、穂別高等学校の振興対策の一環として生徒寮の設置と運営事業、さらに放課後児童対策としての児童クラブの設置と運営事業を実施しており、青少年教育を重要な柱として進めてきました。

しかし、青少年の学力・体力の低下が全道的な傾向として問題視されてきており、本町も例外ではなく、将来の我がまちを担う人材を育成するために心身の健全な育成を図り、学校・地域・家庭が連携した対策が必要となっています。

特にＴＶゲーム等の普及により生活習慣の乱れや、欠食、夜更かしなど家庭での学習時間の不足、また屋外で子ども達が群れて遊ぶ機会の減少などから、コミュニケーション能力や忍耐力、体力の不足傾向、さらに青少年を育てる子育て世代の孤立化と手本となるべき大人の社会的な規範意識の低下が指摘されており、地域の教育力の復活や子育て支援策の充実が求められています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・各種体験活動等による効果的な学習環境づくり
・学校、地域、家庭が連携した対策の推進
・地域の教育力の復活や子育て支援策の充実

【目指すべき姿】

青少年の生きる力を育むために、地域にある人材・資源を活用した体験型事業等の取り組みなどを通じて、子どもたちの社会体験や自然体験、交流体験により他人との関わり方を学ぶとともに、青少年自らが自主的に学ぶ意欲を高め、心身ともに豊かでたくましい青少年の健全育成を進めます。

〔施策テーマ〕

1　効果的な学習環境づくりを進めます

青少年期の多様な体験活動が将来の人間形成に大きな影響力を持っていると言われており、青少年の「生きる力」を育むため、地域にある人材・資源を活用した体験型事業に取り組み、地域との密着度を高めながら不足がちとなっている各種生活体験や学習意欲を高めていきます。また、青少年自らが自主的に学ぶ意欲を持ち、実践していける体制整備が必要であることから、教育行政の重要な柱として青少年健全育成委員会を中心に幅広い活動展開ができる方策を検討していきます。

2　地域支援体制の整備を進めます

青少年教育の受け皿の役目を果たしてきた地域の子ども会をはじめ、各種関係団体に対し、身近な青少年活動の機会を与える団体として引き続き活動支援を行っていきます。また、子どもの居場所づくり事業や放課後児童クラブなど、子どもたちを地域で育む事業の中で地域と子どものしっかりとした関わりを構築し、学校との連携も図りながら安全・安心な地域づくりを進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
効果的な学習環境づくり	青少年健全育成委員会の設置	少年の主張大会等各種事業の企画検討	行政
		読書感想コンクール	行政
		青年リーダー交流育成事業	行政
		親子ふれあい公演事業	行政
	各種教室の開催	わんぱく教室（理科実験、手芸、英会話等）	行政
		わんぱく教室（スポーツ、文化、郷土）	協働
	放課後児童クラブの開設	放課後児童クラブの開設	行政
地域支援体制	活動団体支援	子ども会活動助成	住民
		世代間交流支援	協働
	体験型事業支援	森林・農業体験事業支援	協働
		ボランティア体験	協働
	自然体験・学習事業	かわ塾	協働
	人材育成	リーダー養成派遣（基金事業）	行政
		高校生徒寮の運営	行政 民間
海外交流・派遣	海外交流・派遣	海外派遣（基金事業）	行政

⑧生涯学習（成人・家庭教育）

【現状と課題】

本町では、これまで、成人への社会教育を推進する受け皿団体として、むかわ町ＰＴＡ連合会やむかわ町女性連絡協議会、むかわ町連合青年団への活動支援を行っており、四季の館や学習交流センター「まなぶ館」、生涯学習センター「報徳館」などの活動拠点整備と公民館事業を展開しながら、町民の学習ニーズへの対応を進めてきました。

公民館事業としては、登録された地域の人材を講師として活用する人材バンクを設置し、どこでも教室「楽習塾」に講師派遣をしたり、英語指導助手を活用した英会話教室を開催し、住民ニーズに応じた学習機会の確保を図ってきました。

しかし、生涯学習に関わる地域の人材が減少しており、成人を対象としたきめ細やかな事業展開ができるよう、社会教育への興味・関心を高めていく体制整備を行い、人材発掘を進めていく必要があります。

また、今後は、地域においても都会と同様に存在している多種多様な学習ニーズに対応した各種社会教育事業に取り組むとともに、地域や家庭の教育力の低下により子育て世代の孤立化が社会問題化していることから、母（父）親教室や親子のふれあい事業を通じた学習・交流の場や機会を確保していく必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・社会教育への興味、関心を高める体制づくり
・実践活動ができる環境づくりと人材育成及び人材発掘
・多種多様な町民ニーズに対応した社会教育事業の検討
・子育て支援策の充実

【めざすべき姿】

私たち町民誰もが生涯を通じて、それぞれの意欲や興味に応じた自発的・自主的な学習活動を実践し、その成果が自分とともに社会に生かせ、一人ひとりが生きがいにつながるよう学習機会の拡充や体制整備の充実を図り、まちづくりへの関心を呼び起こし、行政と町民のパートナーシップを築いて各種施策を協働で進めるようつとめます。

また、親子や世代間の交流などを通じて豊かな人間性を育み、親子の絆や地域の絆を深めるため、家庭やＰＴＡ・学校、地域、福祉関係機関等と連携して、家庭・地域の教育力向上へ向けた取り組みを進めます。

〔施策テーマ〕

1　効果的な学習環境づくりを進めます

地域の課題や町民ニーズに応じた学習講座や各種事業を企画・実施するとともに、私たち町民の自主的な学習支援を進めるなど、いつでもどこでも学べる環境づくりと誰もが生涯学習に取り組める機会の拡充を図ります。

特に地域の有用な人材の発掘と活用、そして、生涯学習社会の実現に向けた人材育成を行うため、若手成人を対象に各種研修・交流機会となる「むかわ未来塾」事業等、成人を対象としたきめ細やかな事業展開につとめます。また、成人から高齢者に移行する時期までのかかわりを強化し、より一層人材育成の視点で取り組み、団体活動の指導者や調整役の育成を図っていきます。

2　地域支援体制の整備を進めます

社会参加や地域活性化を醸成する人材育成の受け皿の役目を果たしてきた各社会教育団体に対し、引き続き活動支援を行っていきます。また、子どもの心と身体を育てる家庭教育の支援の充実を図るため、子育てを見守る地域の支援体制の構築をめざします。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
効果的な学習環境づくり	各種学習機会の提供	人材バンクを活用するどこでも教室楽習塾の拡充	協働
		若手リーダー養成「むかわ未来塾」	協働
		生涯学習推進基金事業、生涯学習事業奨励補助事業	協働
		英会話教室	行政
	社会教育施設の開設	生涯学習センター「報徳館」	行政
		学習交流センター「まなぶ館」	行政
地域支援体制	各種活動団体支援	町ＰＴＡ活動助成	住民
		女性団体活動助成	住民
		青年団活動助成	住民
	各種大会等派遣支援	各種大会派遣助成	行政
		各種交流・リーダー養成派遣助成	行政
	子育て支援	家庭教育講座	行政
		わいわい子育て塾	行政
		家庭生活実態調査（学校教育・福祉との連携）	行政

⑨生涯学習（高齢者教育）

【現状と課題】

高齢者の生きがいを求める学習機会の場として、60 歳以上の町民を対象に高齢者の旺盛な学習意欲に応える事業として高齢者大学やことぶき学級で様々な取り組みを行っていますが、高齢者ならではの生活の知恵や各自の学習成果を地域に還元し、ボランティア活動などの社会的意義を持つ活動につなげる取り組みが必要です。

これまでも、部分的には子どもたちとの世代間交流事業の中で高齢者が指導者となり、取り組みを行っていますが、さらにこれらの活動を地域に広げ、強化していくことが望まれます。

また、社会の急速な変化について行けない高齢者に対し、生涯学習社会にふさわしい学習機会の提供と生きがい・健康づくりの場として高齢者を対象とした事業プログラムの推進が必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・社会教育活動への興味、関心を高める体制づくりと事業の充実
・学習の成果を地域に還元できる人材育成とシステムの構築
・多種多様な町民ニーズに対応した社会教育事業の検討

【めざすべき姿】

高齢者の生きがいを高め、健康で豊かな人生を創造するため、それぞれの意欲や興味に応じた自発的・自主的な学習活動や、健康づくりを実践するための学習機会の拡充と体制整備の充実を図ります。また、学習の成果とともに長年培ってきた知識や技術、経験を子どもたちや地域住民との交流を通して、地域に還元できる人材育成やシステム化を図り、みんなで支え合い、高めあうまちづくりをめざします。

〔施策テーマ〕

1　効果的な学習環境づくりを進めます

高齢者の生きがいづくりの学習機会の場として、重要な役割を持つ高齢者大学とことぶき学級を開設し、新しい学習ニーズを取り込んだ学習講座や各種事業を企画・実施していきます。

また、60 歳代でも抵抗のない名称の変更や、地域の人材育成を図る学習の場として運営方法の再構築を行い、高齢者層にとらわれない事業展開と、世代間交流等における指導者として活動できるよう指導者養成も視野に入れ、自立した活動を通じて生涯学習の輪を広げ、学習の成果や様々な知識・経験を活かした、地域に還元するシステムの構築を図ります。

２　地域支援体制の整備を進めます

高齢者大学とことぶき学級が、学習した成果や幅広い知識・経験を地域に還元又は伝承できる機会の充実を図るため、一定期間の学習期間を経て、各種社会教育事業への講師登用や人材バンクへの登録を推進し、学びから実践へ向けた人材活用や指導者養成の取り組みなどを進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
効果的な学習環境づくり	高齢者大学	基本講座	行政
		専科講座	民間活用
		課外講座	協働
		研修旅行	行政
	ことぶき学級	集合学習	行政
		地域学習	住民
		研修旅行	行政
地域支援体制	人材バンクへの登録推進	どこでも教室、わんぱく教室での活用	行政
		学校支援事業の人材活用	行政

⑩図書館事業の充実

【現状と課題】

本町の図書館は、私たち町民が日常的に使用する身近な公共施設であることから、各地域自治区にそれぞれ読書施設として設置しています。読書活動は活発に行われており、両施設は生涯学習の拠点として、また、図書を介在とした住民相互の交流の場として、幅広い年代に利用されています。

図書館事業としては、ブックスタートや読み聞かせ活動に取り組み、幼児・児童への読書普及活動が進められています。

今後は、社会事情の変化に伴い、公共の教育機関である図書館は、暮らしに必要な情報を誰もが平等に入手できる施設として、また、地域の他機関と連携して個人や地域の課題解決に向けて必要な資料や情報を提供できる施設として、機能の充実が求められています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・読書ボランティアと連携した読書普及活動事業の充実
・町民ニーズに対応した図書資料等の充実

【めざすべき姿】

町民が「学び」・「知り」・「新しい価値を創造する」ことを目的として、長期的な視野で必要な蔵書を整備するとともに、地域の実情にあった事業を実施し、学習機会の拡充や図書館機能の充実を図ります。

〔施策テーマ〕

１　図書館事業の充実を図ります

図書や雑誌、視聴覚教材や電子資料など蔵書の整備とともに、乳幼児や高齢者、障がいのある人たち者、遠隔地の住民も利用できるよう学びあうための学習機会の提供や、読書ボランティアと連携した読書の支援を行っていきます。

また、子ども読書活動推進基本計画の策定につとめるとともに、限られた蔵書を有効に活用するため、道立図書館など他の施設との相互協力や、学校図書館も含めた図書館ネットワークの整備を図り、蔵書の相互利用を進めていきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
図書館事業の充実	蔵書・施設の整備	蔵書の拡大・充実	行政
		施設・移動図書館車等の整備	行政
	学習機会の提供	読書相談・講座等の実施	行政
		移動図書館・団体貸出の実施	行政
	子どもの読書推進	ブックスタート等対象事業の実施	協働
		関係機関との連携・ボランティアの育成	行政
		子ども読書活動推進基本計画の策定	行政
	図書館ネットワークの整備	情報環境等の整備	行政
		職員の配置・協力体制の整備	行政
		学校図書館との連携	行政

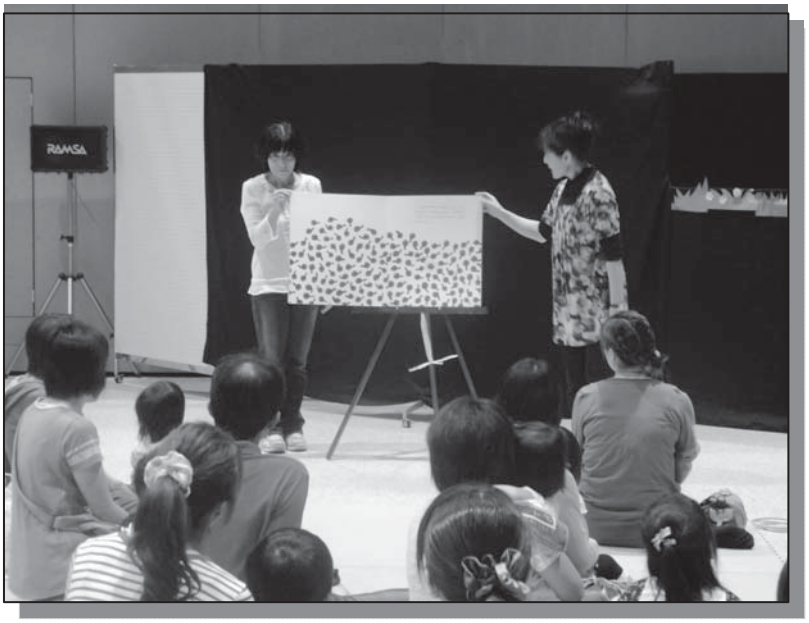

⑪文化活動の振興

【現状と課題】

本町の文化振興は、むかわ町文化協会を中心にそれぞれ主体的に活動が進められていますが、会員の高齢化が著しく、存続自体が危ぶまれる団体も出てきています。しかし、一方で町民の多種多様な活動ニーズから新たな活動サークルも生まれており、文化・芸術活動を推進する指導者や団体の育成支援の面からも、新規加入や連携により、文化協会自体の基礎を固め、文化・芸術活動の振興を図る必要があります。

各種団体の活動拠点としては、四季の館、学習交流センター、産業会館、穂別町民センター、各地区生活館等となっており、施設利用料の公費助成を受けながら活動を進めています。

これらの活動成果を発表する文化祭行事が行われており、各小中学校や文化協会に加盟していない町内の個人・団体活動者も参加して大変賑やかに開催されています。

町内の特徴的な活動としては、田んぼ de ミュージカル委員会による高齢者映画制作活動が行われており、10 年間で４作が公開され、各方面から高い評価を頂いていますが、これまで活動を牽引してきた中心メンバーの高齢化が進み、今後の活動展開が課題となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・むかわ町文化協会の育成強化と支援
・文化、芸術活動指導者及び団体の育成
・多種多様な町民ニーズに対応した講師及び指導者等の確保

【めざすべき姿】

私たち町民が文化・芸術に触れられる機会や、多様なニーズに応えられる環境づくりと自立型の活動団体の育成支援、さらに指導者養成を強化し、町民の文化・芸術活動の活発化を図り、文化振興の充実につとめます。

〔施策テーマ〕

１　事業普及活動と団体活動への支援を進めます

地域に根ざした各種団体の文化活動や質の高い芸術文化に触れる機会を増やし、活動への理解と興味関心を得る機会の確保により、底辺拡大を図っていきます。

また、各団体の自主活動の支援や町民への情報提供、指導者の育成を図り、むかわ町文化協会を中心に町民の文化・芸術活動を支援します。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
事業普及活動と団体活動への支援	団体活動支援	文化協会活動支援	行政
		文化祭実行委員会活動支援	協働
		アイヌ文化伝承活動支援	行政
		郷土芸能活動支援	行政
		田んぼｄｅミュージカル委員会活動支援	協働
	学習機会の確保と人材育成	楽習塾	行政
		各種大会派遣等	行政

⑫地域文化財等の継承

【現状と課題】

本町には、国指定無形民俗文化財１件（アイヌ古式舞踊）、国指定登録文化財４件（旧中村平八郎住宅主屋、旧国鉄富内線駅舎他関連施設２件）、北海道指定史跡１件（鵡川盛土墳墓群）、道指定埋蔵文化財包蔵地 98 件、町指定文化財３件（鵡川大漁地蔵尊、ホベツアラキリュウ化石骨、聖観世音菩薩像（賢治観音））があり、そのほかに郷土資料や埋蔵文化財包蔵地の発掘調査により得られた大量の遺物やアイヌ民族資料、農林業資料が保管（一部展示）されています。

しかし、本町には文化財を所管する専門職員がいないため、数多くの遺物や資料を活かすための学術的な研究や保管・整理・展示が行われていない状況にあります。

また、穂別地区には中生代白亜紀の地層が露出し、クビナガリュウ、モササウルス、ウミガメ、アンモナイトなど様々な種類の化石が数多く産出しており、これらの学術上極めて貴重な化石に関する専門館として「町立穂別博物館」が設置され、学芸員の配置により、新たな資料の収集と、得られた化石の保存・管理、調査・研究が進められ、展示や普及活動に活用されています。

その一方で，平成４年以降、大規模な展示更新は実施できておらず、旧態依然の展示方法であったり、解説文がその後の研究の進展により古くなってしまっている箇所も見られ、体験メニューの実施等、来館者向けの努力は続けているものの、観覧者数は近年、１万人前後となっており、横這い傾向が続いています。

今後、博物館の基本的な役割として、化石資料の積極的な収集、安全・確実な管理、調査・研究活動、さらにそれらの成果に基づいた教育・普及活動が必要であることから、社会教育施設として町民の生涯学習への支援、地域資源としてまちづくりへの貢献、交流人口拡大への寄与、そして外部への積極的な情報発信などが求められています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・地域文化財等の保護保存整備と活用策等の検討
・博物館における学術的な研究や保管・整理等による教育及び普及活動の充実
・人的体制や収蔵資料を保管する施設整備などの見直し

【めざすべき姿】

本町は、国及び道の指定を受けた歴史的建造物やアイヌ文化などの貴重な有形・無形の文化財をはじめ、郷土の生活文化の歴史を伝える数多くの郷土資料、さらに学術的に貴重なクビナ

ガリュウやアンモナイトなどの多くの化石を産出しており、これらの貴重な地域文化財等について、大切に保存・育成し、後生に伝承していきます。

また、郷土の貴重な地域文化財等の価値を広く町民に理解してもらうとともに、これら地域文化財等を生かした学習資料及び観光資源としての活用につとめます。

〔施策テーマ〕

１　地域文化財等の保護と活用の充実を図ります

文化財などの分布状況や概要を正しく把握できるよう、情報提供等による啓発を進め、町民への周知と文化財に対する理解を図り、適切な保存整備と活用の充実につとめます。

また、郷土資料等を含めた地域文化財等の研究・展示や保存管理できる環境及び体制整備を進めます。

２　化石の保護と活用策の充実を図ります（博物館）

本町の学術的に貴重な資源である化石資料については、化石・地質分野により特化した博物館活動を進め、収蔵している化石資料の活用のために、外部の研究者と連携を強めながら、積極的に研究活動を行なっていきます。

また、常に新しい情報を提供できるように、調査・研究成果に基づいた特別展を開催し、その成果や最新の考え方などに基づいて常設展示の見直しを図り、学習機会の拡充や博物館機能の充実につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
地域文化財等の保護と活用	地域文化財等の保護事業	文化財の保護・管理	行政
		文化財に係る啓発	行政
		アイヌ文化伝承活動支援	行政
	郷土資料・史料の保護事業	郷土資料の保管・展示	行政
	文化財センター整備	文化財センター整備	行政
		郷土資料館整備	行政
化石の保護と活用策	資料・史料の収集	野外調査（合同調査含む）	行政 協働
		寄贈資料等の受け入れ	住民
	資料・史料の保管	収蔵資料等の管理	行政
	調査・研究	調査・研究活動（外部依頼含む）	行政 協働
		研究報告の発行	行政
	教育・普及活動	常設展の維持・修正	行政
		特別展の企画・開催	行政
		化石体験メニュー	行政
		学校教育との連携	行政
		生涯学習への対応	行政
		情報発信	行政
		ボランティア団体との連携	協働
	博物館の管理運営	施設管理・補修	行政
		博物館館報の発行	行政

⑬スポーツ活動の振興

【現状と課題】

本町では、町民皆スポーツを目指し、体育指導委員※1を中心とした軽スポーツの振興と、体育協会を中心とした各種競技スポーツの振興が行われています。

また、胆振管内で最初に設立された地域総合型スポーツクラブ「むーブ」では、スポーツを通じて地域住民が世代を超えてつながりを強め、健康づくりや世代間交流を推進し、楽しく生涯スポーツを楽しむことを目的に自主的な運営が行われており、最近注目されているコーディネーショントレーニング※2の導入等、新しい取り組みも行われています。

最近では、本町の恵まれたスポーツ環境に着目した、少年団、高校・大学・社会人等のスポーツ合宿も増加しており、身近なところで様々な競技の練習や試合風景が見られるようになり、本町出身の田畑選手の 2010 年バンクーバー五輪スピードスケート女子チームパシュート銀メダル獲得、北海道鵡川高等学校硬式野球部の甲子園出場などという嬉しい出来事もあり、町民のスポーツへの関心も高まってきています。

しかし、各種団体の高齢化と若者のスポーツ離れ傾向が強く、担い手不足は深刻化しており、体育協会の運営にも支障が生じてきています。

活動の拠点となっている体育施設については、町民体育館等体育施設の老朽化が著しく、耐震化対応や利用者の減少により遊休化しつつある体育施設のあり方も含めて計画的な整備が必要となっています。

一方で、スポーツ合宿は順調に利用者の枠が広がってきており、受入体制整備としてハード・ソフト両面での充実策を図っていく必要がありますが、全ての種目に対象を広げていくことは不可能であり、対象種目の絞り込みが必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・各スポーツ団体等の振興と支援
・各スポーツ活動指導者及び団体の育成
・多種多様な町民ニーズに対応した各種スポーツ等の普及
・体育施設、設備等の計画的な整備と有効活用
・スポーツ合宿に対する受入体制の整備充実等

※１　平成 24 年度からスポーツ推進委員へ改称する予定です。
※２　身体と脳・神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるためのトレーニング法で、「運動における一連の過程」を円滑に、正確に行う能力を向上させるためのトレーニングです。

【めざすべき姿】

町民のスポーツ離れが進み、子どもの体力不足が指摘される中、私たち町民一人ひとりが主体的にスポーツに親しみ、明るく健康で活力ある充実した生涯を送るために健康づくりへの機運を高め、あらゆる対象・段階で体育・スポーツ活動への参加を促進できる生涯スポーツ体制を推進します。

そのために、本町としての振興スポーツを定め、子どもから高齢者までスポーツを楽しめるまちづくりを進めるとともに、現役世代とその予備世代への普及拡大を図り、青少年の体力向上と健康で住みよいまちをめざしていきます。

また、トップアスリートを育成するために、年少期の多様なスポーツ体験や質の高いスポーツトレーニングが必要であることから、効果的なトレーニング理論の普及や各種スポーツ大会への選手派遣や指導者の育成について生涯学習基金事業を通じて支援し、関係団体と連携して選手育成環境の整備を行います。

加えて、町民のニーズに応えた施設運営を目指し、スポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

〔施策テーマ〕

１　事業普及活動と団体活動への支援を進めます

町民自らが主体となって生涯にわたって、いつでもどこでもスポーツに親しめるよう、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、体育指導委員、各種スポーツ団体等との協働により、地域を舞台とした生涯スポーツの推進を図ります。

また、各種スポーツ教室や体育指導委員による振興スポーツの普及活動など、生涯にわたるスポーツプログラムの提供につとめるとともに、各スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等への育成・支援を図り、スポーツを通じて仲間を増やせる環境を整えます。

さらに、競技スポーツの推進については、効果的なトレーニング理論の普及や指導者養成講習会等への派遣などにより指導者の育成につとめるとともに、各種スポーツ大会への選手派遣について、生涯学習基金事業を活用し、支援していきます。

２　スポーツ活動の場の提供と施設の長寿命化を図ります

町内の各種体育施設については、耐震化対応や利用者の減少により遊休化しつつある体育施設のあり方も含めて計画的な整備を進めていきます。

また、町内各小中学校の体育館、グラウンドの学校開放事業を継続して行うとともに、地域の利用の実情に合わせて制度の充実を図ります。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
事業普及活動と団体活動への支援	体育指導委員の設置	振興スポーツの決定、普及活動	協働
		各種体育振興事業の企画・支援	行政
	スポーツ教室の開催	わんぱく教室	行政
		どこでも教室「楽習塾」	行政
	スポーツ大会の開催・派遣	スケート・歩くスキー・バレー大会	行政
		大会派遣支援（基金事業）	行政
	団体活動支援	体育協会等活動支援	行政
		スポーツ合宿の誘致	行政
活動の場提供と体育施設の長寿命化	体育施設整備・運営	野球場（３カ所）	行政
		パークゴルフ場（２カ所）	行政
		体育館（２カ所）	行政
		学校開放事業	行政
		その他体育施設の整備	行政
		耐震化等寿命診断・改修検討	行政

３－２　「みんな」で「むかわ」をつくっていこう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
育てていくこと・自立していくことの大切さ （教育・地域自治）	【調和と創造】【連携と協働】 【自立と個性】	「組織力」

①愛着と誇りを持てる地域づくり（協働による地域づくり）

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化が進み、さらに変革する社会情勢や低迷する経済状況の影響も受け、地方を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な地域課題に的確に対応し、地域住民に多様な行政サービスを提供していくことが求められています。本町においても、社会情勢や価値観の変化に伴い、公共サービスは多様化・高度化し、「公共」の範囲は従前よりも広がっています。

一方で、従来のように国や都道府県が法令、規制指導の下で全国一律平等の国民生活を保障する時代から、地域住民の発意と責任により、地域が必要とする生活を地域が選択し、形成していく地域主権・地方分権の時代へ移行しつつあります。

町内で活動するまちづくりや地域づくり等に関わる各種団体の中においても、「地域の課題は地域自ら考え、解決していく」といった動きが出てきています。

また、より魅力ある地域づくりや地域活性化の推進を図るため、私たち町民と行政が連携し、協働のまちづくりを進めるための具体的な検討や調査研究等を行うことを目的に「むかわ町まちづくり委員会」が設置され、今後さらにその役割の発揮が期待されているところです。

町内に２つある「地域自治区」においては、地域の特性を活かしながら課題解決に向けられた取り組みを自ら考え、参加・行動する取り組みの検討が進められています。

これまでの公共サービスは、もっぱら行政により提供され、町民は供給される立場と考えられてきましたが、これからは、公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関だけが担う訳ではなく、私たち町民が教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉などに共助の精神で参加する公共的な活動が求められる新しい公共の時代へと変わりつつあります。

今後は、町民と行政が相互に連携し、共に担い手となって協働による新しい自治を進めることが重要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・協働意識の醸成
・協働のまちづくりの仕組みづくり
・まちづくりを担う人材育成
・仮称）まちづくり基本条例の検討

【めざすべき姿】

新しい自治を推進するため、協働のまちづくりについて、町民と行政が互いに理解を深め、新しい自治のあり方を共有し、まちづくりの仕組みの充実を図るとともに、情報の共有化を進め、町民が参画しやすく、活動しやすい環境づくりを推進し、地域主権・地方分権、地域間競争に対応できる「自立」と「個性」を活かしたまちづくりを進めます。

〔施策テーマ〕

１　協働による地域づくりを推進します

新しい自治を推進し、魅力ある地域づくりや地域活性化を図るために、私たち町民と行政がそれぞれ一定のルールと役割をもってまちづくりの当事者として参加し、そのことを互いに理解して協働で取り組むことが重要です。

そのために、新しい公共のあり方やまちづくり基本条例（仮称）の検討などを進め、私たち町民と行政が一体となった協働のまちづくりの仕組みづくりの構築につとめます。

また、町民及び行政それぞれからの提案型協働事業などの取り組みを進め、協働のまちづくりを進めます。

２　人材の確保と育成を図ります

まちづくり活動の一翼を担う町民ボランティアや各種活動団体の活動を支援するとともに、まちづくりに関わるリーダー等の人材育成につとめます。

また、生涯学習事業と連携し、基金を活用した指導者等養成派遣事業により、まちづくりに関わるリーダー養成を支援します。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
協働による地域づくりの推進	自立個性を生かしたまちづくり	まちづくり委員会の開催	協働
		まちづくり計画の進行管理	協働
		まちづくり基本条例（仮称）の制定	協働
		各種審議会・委員会等などの政策形成過程への参画	協働
		提案型協働事業の推進	協働
人材の確保と育成	団体・人材の育成と支援	まちづくりセミナー等の開催	行政 民間
		指導者養成派遣支援（基金事業）	行政
		特色ある地域づくり事業（補助金）	行政
		安心・安全のまちづくり事業（補助金）	行政

②愛着と誇りを持てる地域づくり（男女共同参画の推進）

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法が平成 11 年に施行され、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、利益を享受し、責任を担う男女共同参画社会のあり方が示されています。

しかし、男女共同参画は法制度での改善はみられるものの、まだまだ日常的に家庭や地域、職場など様々な場面で、男女の固定的な役割分担意識や女性の能力、適正に関する偏見が残っています。

このため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

また、近年、未婚化、晩婚化の傾向が強くなり、職場と家庭両方を担う女性が出産・子育てをためらう状況が生じており、少子化の一つの要因ともなっています。

これらのことからも、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や家庭における男女の役割についての見直しを含めた新しいライフスタイルが求められており、今後は、男女共同参画を推進する上で、男女の働き方や子育ての役割などの考え方を示している「むかわ町次世代育成支援行動計画」と連携した取り組みが重要となります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・男女共同参画に関する意識改革の推進
・環境整備の推進
・男女共同参画の推進

【めざすべき姿】

男女共同参画を推進するため、まちの政策決定過程への女性の参画を推進するとともに、家庭や企業・学校・地域などで、性別による役割分担意識の解消や男性・女性それぞれの人権尊重の意識づくりを図るため、男女共同参画意識の周知・啓発を進め、男女がお互いに協力し合い、共に個人として能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

〔施策テーマ〕

１　男女共同参画の推進と環境整備の推進に努めます

男女共同参画社会の形成に向け、町民に対する意識啓発を図るとともに男女の自立を支援するための環境整備を進め、私たち町民と行政の協働による男女共同参画の推進につとめます。

また、町政に女性の意見等を幅広く反映させるために設置した「むかわ町女性モニター」制度の活用とその充実につとめます。

環境整備の推進については、意識高揚のための広報活動の充実を図り、家庭と仕事が両立できる職場環境の改善に向けた啓発につとめます。

なお、保健・福祉・教育分野と連携を図り、支援体制の充実につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
男女共同参画の推進と環境整備	女性の社会参画機会の拡充	女性モニター制度の充実	協働
		広報活動の充実	協働
		各種委員会等などの女性割合の増	行政
		学習機会等の充実	行政 民間

③地域活動の推進（地域コミュニティ）

【現状と課題】

本町では、過疎化・少子高齢化の進行に伴い、高齢化率が 50%を超える集落も出現し、小規模なコミュニティ単位では集落機能を維持することが困難な状況も出てきており、それぞれの地域の主体性と具体的なコミュニティのあり方などをまち全体の課題として検討し、集落機能の維持及び活性化に向けた対策に取り組まなければなりません。

また、私たち町民と行政が連携し、協働のまちづくりを推進していくためには、各地域において身近なコミュニティ活動の中心的な役割を持ち、活動母体となる自治会・町内会の役割は重要であり、これまでの活動実績や地域の実情を踏まえた体制づくりや活動支援に取り組むことが必要です。

近年では、「自助・共助・公助」の理念に基づき、自主的に自主防災組織の設置と防災計画をたてて、地域の被害の防止と軽減を図る取り組みが各自治会・町内会で行われており、このような自主的な地域活動を支援するとともに、自治会・町内会と連携した集落の維持・活性化を図る取り組みを進めていく必要があります。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・集落機能の再編の検討
・集落機能の維持に向けた取り組み
・地域コミュニティの活動支援の充実

【めざすべき姿】

地域の自然・文化を継承し、「自助・共助・公助」の理念に基づき、地域住民による自治会・町内会活動や身近なコミュニティ活動等による自主的な町民団体活動を支援し、集落機能の充実や地域活力を向上するための環境整備につとめ、良好な地域づくりを推進します。

〔施策テーマ〕

１　地域コミュニティ活動の推進を図ります

地域コミュニティを維持・発展するため、新規転入者を含め住民同士の交流や良好なコミュニティの形成をめざした防犯・防災・保健・福祉・教育・環境などの生活の場における地域活動を支援します。

また、各種研修会や派遣事業等を活用するなど、コミュニティ活動等に関わるリーダー等の人材育成につとめます。

２　町民団体活動への支援を進めます

共通の趣味・こころざしを求めて結成された団体は多数ありますが、地域に根ざした全ての活動団体に対し、等しく必要な支援を図ることで、地域の活性化につながるあらゆる諸活動への支援を進めます。

また、各種研修会や派遣事業等を活用し、指導者やリーダー等の人材育成につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
地域コミュニティ活動の推進	自立個性を生かしたまちづくり	自治活動促進事業	協働
		指導者養成派遣支援（基金事業）	行政
		特色ある地域づくり事業（補助金）	行政
		安心・安全のまちづくり事業（補助金）	行政

④行政運営（広報・広聴）

【現状と課題】

本町においては、これまで、町民の立場に立ったわかりやすい広報活動を進めるため、広報誌づくりやウェブサイト等を活用した情報提供、さらに出前講座等の取り組みを行ってきました。

特に、広報誌については、町民総合意識調査において回答者の９割が読んでいると回答しており、加えて８割の方が行政情報の入手先は町の広報誌と回答しています。このことからも、広報は行政から総ての町民に提供される情報提供手段として大きな役割を担っています。

しかし、回数、スペースに限りがあるため、町のウェブサイト、穂別地域の情報端末及び自主放送チャンネル等を活用し、特徴に配慮した効果的な情報提供の確立を図る必要があります。

また、広く町民の声を聴き、町民のニーズを把握するため、町民懇話会等の取り組みも行ってきましたが、参加者の減少や一部の町民に限られており、今後、まちづくりの要望や提言を自由に行えるような広聴体制のあり方や町民と行政の双方向の情報交換が可能な情報システムの検討などが課題となっています。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・情報の共有化の推進
・まちづくりへの要望や提言、町民参加を進めるための広聴体制の整備検討
・情報発信、伝達方法等を含めた情報システムの検討
・穂別地域に整備した情報端末及び自主放送チャンネルの効果的な情報提供の検討

【めざすべき姿】

まちづくりを町民と行政が協働で進めるための重要な要素である情報の共有を図るために、広報むかわや町公式ウェブサイトなど、多様なメディア等を有効に活用して情報提供の充実を図ります。

また、町長と町民が直接対話する懇談会などの開催や女性モニター制度などの町政モニター制度を充実し、町民の意見や要望を的確に把握しながら、町政に反映します。

あわせて、行政情報の提供については、情報公開条例・個人情報保護条例により適切な公開と行政文書及び資料の管理システムの確立を進めます。

〔施策テーマ〕

1　広報・広聴活動の充実を図ります

まちづくりを町民と行政が協働で進めるために情報の共有化の推進を図ります。そのため、従来の広報等による情報提供の充実を図るとともに町民と行政が双方向に情報交換が可能な情報システムの構築をめざします。

また、町政モニター制度、移動町長室などの多様な広聴活動の充実を図り、町民と行政の情報の共有化とまちづくりへの意見反映につとめます。

2　情報公開と行政情報の提供に努めます

個人情報保護など行政情報に関する文書の適正な取り扱いや管理を徹底した上で、町民への説明責任を果たすために情報公開を図り、町民・行政による協働のまちづくりを進めます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
広報・広聴の充実	広報活動	ウェブサイトの活用	行政
		メール情報の発信活用	行政
		情報端末及び自主放送チャンネルの活用	行政
	広聴活動	女性モニター制度の充実	協働

⑤行政経営（行財政運営の効率化）

【現状と課題】

国の政治のあり方が大きく変わる中、これまでの国と地方の関係も大きく変わろうとしており、本町においても、新たな国と地方の関係づくりと同時に自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営を実践していくことが求められています。

財政面においては、財政健全化判断比率や財務諸表の作成、公表などによる財政の透明性確保やより健全な財政運営が必要です。

また、これまでの地方公共事業に対する国の補助金などが、地域主権戦略会議において一括交付金として見直されようとするなど、これまでとは違う地方自治体の裁量に基づく財政運営が求められ、さらに人口減少に伴う個人住民税や地方交付税の減額への対応も今後の課題となっています。このため、先を見通した行財政改革の展開、事務事業の見直しを含め、限られた財源と人員による効率的かつスリムな行財政運営の実現が求められます。

あわせて、行政サービスの満足度の向上をめざした職員の意識改革や行政サービスの一層の充実に加え、町民と協働でまちづくりを進めるために、行政情報の積極的な提供と共通認識や信頼関係の構築を図っていくことが必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・行財政運営のスリム化
・自治体として持続可能な財政基盤の確立
・機動力のある行政組織の検討
・町職員の意識改革
・情報公開の充実

【めざすべき姿】

我がまちの自立の促進と個性を発揮するため、自治体として持続可能な財政基盤の確立と町政に関する情報を共有し、町民と協働による自治体経営につとめ、地方主権・地方分権の新たな時代にふさわしい自立した行政の実現をめざします。

そのために、今までの行政運営を「管理」から「経営」に転換し、民間の優れた経営理念や経営手法などを可能な限り行政の現場に適用するなど、行政の効率化と活性化を図り、限られた資源（人・もの・財源・時間）を有効に活用し、町民の満足度が向上するよう、町民の視点に立ち、成果を重視した行政活動の展開をめざしていきます。

〔施策テーマ〕

1　適正な行政経営を進めます

自治体規模にあった職員数の適正化に伴う組織改革など、簡素で効率的な行政経営を進めます。このため、職員一人ひとりの資質の向上や経営感覚を培うように研修機会の拡充などを通じて職員の能力向上や意識改革につとめます。

また、多様な町民のニーズに対応したまちづくりを進めるために、町民と行政の協働による事業を積極的に進めます。

さらに、行政情報等については、町民にわかりやすい情報公開につとめます。

2　健全な財政経営を進めます

合併特例期間の終了や人口減少を見据え、本町の規模に見合った財政運営を進めるため、公債費負担の適正化を図るとともに事務事業の見直しを進め、財政健全化判断比率や財務諸表の公表により、健全で透明性の高い財政経営につとめます。

さらに公平で適正な負担による財源確保を図るため、税金や各種料金の徴収につとめます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
適正な行政経営の推進	行政経営	行財政改革大綱・推進計画の策定	行政
		行政評価システム	行政
		提案型協働事業の推進	行政
		情報公開の充実	行政
		組織の適正化（行政運営システムの構築）	行政
		職員の人材育成	行政
		事務改善の推進	行政
		庁舎施設機能の整備	行政
健全な財政経営の推進	財政基盤の確立	中期財政計画の策定	行政
		課税徴収業務の適正化	行政

⑥行政経営（広域連携）

【現状と課題】

道路交通網や情報通信網の発達により、私たち町民の日常生活や我がまちの産業活動範囲は、広がりを見せています。

また、人口減少や少子高齢化、さらには都市部への人口一極集中などによる過疎化が進行するなか、行政区域を超えた広域的な連携による行政課題への取り組みにより、効率的な行政運営が必要となっています。

本町は、これまでごみ処理やし尿処理、消防業務などの事務事業について、一部事務組合などの共同により効率化を図ってきました。今後においても、事業の効率性かつ効果的な視点での取り組みが必要です。

今後も国や道・近隣市町村との連携を強化し、相互協力体制の充実を図るとともに、新たな視点での広域的行政の可能性や推進について検討していく必要があります。

また、我がまちが誇る地域ブランドをはじめとした地域資源と防災や減災、保健福祉医療や教育等のあらゆる角度から、必要に応じ分野ごとでの連携検討を行い、これまでの枠組みにとらわれない、広域的な連携や定住自立圏構想など、新たな視点での連携の推進が必要です。

〔計画期間に解決すべき主な課題〕

・近隣市町村との連携強化と新たな枠組みの検討
・広域的共同、協力事業の推進
・定住自立圏構想に向けた検討

【めざすべき姿】

我がまちの独自性を発揮するため、個性と特色を活かした活力と魅力あるまちづくりをめざし、住民活動や産業・経済、文化、福祉活動などの充実と広域的な行政課題に対応できる体制整備と近隣市町村との連携強化を図り、広域行政体制の整備につとめます。

〔施策テーマ〕

１　広域的な連携体制の維持につとめます

これまで実施してきた広域連携事業に加え、地域全体の発展に向けた新たな取り組みの検討を図るとともに、社会の変化に伴い、様々な課題や現実的な行政課題に対応できる体制整備に向け近隣市町村との連携を強化していきます。

【主要な取り組み】

施策（対策）テーマ	施策名	事　業　名	実施区分
広域的な連携体制の維持・強化	地域連携の強化	一部事務組合の事務処理体制の整備	行政
		広域的な各分野別ネットワークづくり	行政
		広域行政推進組織の確立	行政
		広域市町村間の情報及び人的交流機会の拡充	行政
		広域防災体制の整備等	行政
		定住自立圏構想の検討	行政
	広域的共同・協力事業の推進	公共施設の相互利用等	協働
		事務事業の共同化	行政
		広域的な共同研究と活用	行政
		物産開発や販路開拓等の広域推進体制	行政

3　地　域　計　画

（１） 地域の特色・誇り

地域の特性を発揮しよう！

１）鵡川地域自治区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

２）穂別地域自治区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１

「地域」の特性を発揮しよう！

まちづくりに「必要な課題」との関係	これからの「まちづくりの視点」との関係	まちの潜在力
育てていくこと・自立していくことの大切さ （教育・地域自治）	【調和と創造】【連携と協働】 【自立と個性】	「地域力」

1） 鵡 川 地 域 自 治 区

①現況及び課題

【現　況】

鵡川地域は、平成 23 年８月１日現在の世帯数 2,870 世帯、人口 6,343 人（男性 3,087 人・女性 3,256 人）となっています。第１次産業が主体であり、野菜を主力とした農業やシシャモやホッキ貝などの海産物の産地として栄える農山漁村の地域です。

特に農業では、企業出資による大規模な農業生産法人が参入し、土地利用型の畑作業を展開しています。また、国道 235 号及び高規格幹線道路日高自動車道、ＪＲ日高線など日高方面への交通の重要な要所であり、道の駅「四季の館」の温泉施設や直売所「ぽぽんた市場」は、札幌市から自動車で１時間程度という立地条件もあって人気があります。

【地域資源】

清流度が高い一級河川「鵡川」流域の肥沃な大地で生産される農畜産物、豊かな海の恵みを得た海産物が日本各地に出荷され高い評価を受けています。国の無形文化財のアイヌの方々による古式舞踊、ほかに八王子千人同心隊の墓碑、田浦の海岸に打ち上げられたとされる「イモッペ地蔵尊」、北海道三角測量鵡川基点、サクラソウの原種などがあります。

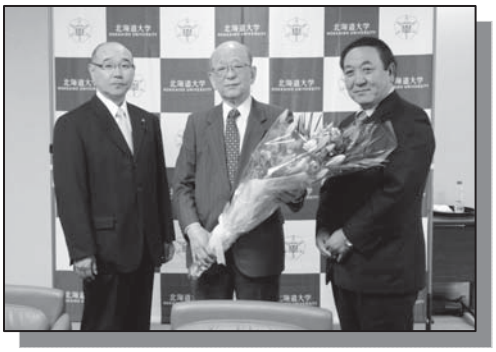

また、三度甲子園大会に出場をしている鵡川高校野球部、2010 年バンクーバー五輪スピードスケート銀メダルの田畑真紀さん、同年ノーベル化学賞を受賞された北海道大学名誉教授鈴木章氏など素晴らしい功績を残している人的資源も豊富です。

【課　題】

農山漁村であるため就業の機会に乏しく、急速に進む少子高齢化と後継者問題など深刻な状況が継続していることから、地域における雇用の確保など若者の将来に希望がもてる施策

が必要です。しかし、比較的交通の便も良く、都市部の商業圏などに近いことから、危機感を持てない状況があります。

また、活性化を目的とした交流人口拡大のための体験型観光や研修旅行受入の際には、体験メニューや民宿・民泊などに期待されますが、地域内での経験が少ないため、受入組織への積極的な参加と住民意識の醸成が必要です。

以上のことから、次の５項目を取り上げ、活気のある地域であり続けるための課題として整理しました。

・高齢者等に優しい地域→高齢者等を支える地域づくり

・若い世代が住みやすい地域→子育て支援の充実

・個性あるイベント開催への支援→産業イベント等ＰＲの強化

・商店街の活性化対策→空き店舗の活用推進

・合宿誘致等による交流人口の増加→スポーツ合宿等の誘致

②地域像

【めざすべき地域像】

人口減少による過疎化が進み、まちの産業・経済的な活力の低下が心配されます。

そこで、住民と行政のさらなる協働のもと、担い手などの人材育成や豊かな自然を活かした体験交流、ぬくもりある高齢者・子育て支援の充実など、各自治会・町内会や産業団体等との連携による「地域力」を育み、主体的な地域の活性化をめざします。

◎キャッチフレーズ

絆（きずな）を育（はぐく）み　明日を拓（ひら）く　人と地域が輝く鵜川

③めざすべき地域像を実現するための具体的な取り組み

■あふれる笑顔と思いやり

地域	◇子ども・高齢者等見守り運動	・隣近所への声掛け、あいさつ運動の実施
	◇自治会・町内会での草刈り・ゴミ拾いの実施	・ゴミ拾い、草刈り、リサイクル等地域美化活動の展開
協働	◇笑顔のあいさつ運動	・元気で明るい暮らしを支えるあいさつ運動の推進
	◇施設等の花壇等整備	・公共施設等の花壇整備などを通じたふれあい活動の推進
行政	◇子育て・高齢者支援施策の継続	・既存制度等の継続と子育て等支援住宅の整備
	◇自治会町内会活動費への助成	・活動費助成によるコミュニティ活動支援
	◇介護等人材育成	・住民を対象とした有資格者（２級）受講等支援 ・救命・防災マスター等講習会の開催及び専門家の育成

■まちに輝く魅力と活気

地域	◇イベント等への積極的な参加	・イベントボランティア等の受入と交流活動 ・来訪者に対するおもてなしの心の醸成
	◇ポータルサイトの活用	・インターネットを通じた新たなＰＲ方法の活用
	◇後継者等の人材育成	・活力ある若い世代等の育成
協働	◇ポータルサイトの共同運営	・住民と行政による観光等活力向上
	◇空き店舗等活用組織の設置	・公募等具体的な活用を検討する組織の設置 ・営業等実践者等への協力・支援
	◇民間施設の活用	・空き家等の情報収集と発信並びに貸し出し調整 ・郷土資料記念館や生きがいサロン、ホステルなどのゲストハウスへの活用
行政	◇イベント等への人的支援	・イベントボランティアとしての派遣
	◇空き店舗等活用実践者支援	・具体的な実践者に対する財政的な支援
	◇合宿等受入施設の整備・充実	・有休施設等の積極的な活用（そのための改修） ・体験学習活動の推進

【地域計画策定に係る経過】

鵜川地域自治区地域協議会では、11 回の協議会と２回の運営委員会、合同研修会と意見交換会により、次のとおり答申にいたりました。

ワークショップのまとめ作業に入ったところから、なぜ自ら計画を策定するのかということで議論の方向が傾いたものの、委員総意の計画ができあがり今後は、地域計画の実現に向けて具体的な協議を進めていきます。

・平成 22 年　7 月 21 日⑪－第７回地域協議会：計画の作成について
・平成 22 年　8 月 11 日－第２回地域協議会運営委員会：地域計画の進め方について
・平成 22 年　8 月 18 日⑪－第８回地域協議会：ワークショップ
・平成 22 年　9 月 21 日⑨－第９回地域協議会：ワークショップ
・平成 22 年 10 月 25 日⑨－第 10 回地域協議会：ワークショップ
・平成 22 年 11 月 17 日⑧－第 11 回地域協議会：ワークショップまとめ
・平成 22 年 12 月 10 日⑧－第 12 回地域協議会：ワークショップまとめ
・平成 22 年　1 月 20 日－第３回地域協議会運営委員会：地域計画の進め方について
・平成 23 年　1 月 27 日－第４回合同研修会
☆平成 23 年　2 月　9 日⑫－第 13 回地域協議会：地域計画の策定諮問
・平成 23 年　3 月 16 日⑨－第 14 回地域協議会：地域計画の内容協議
・平成 23 年　3 月 28 日⑧－第 15 回地域協議会：地域計画の策定協議
・平成 23 年　4 月 13 日⑩－第 16 回地域協議会：地域計画の策定協議
・平成 23 年　4 月 22 日－まちづくり計画策定経過説明・意見交換会
・平成 23 年　5 月 18 日⑨－第 17 回地域協議会：地域計画の答申案協議
☆平成 23 年　5 月 27 日－地域計画の答申
・地域協議会だよりの発行－８回（8/1, 9/1, 10/1, 1/1, 3/1, 4/1, 6/1, 7/1）

2） 穂 別 地 域 自 治 区

①現況及び課題

【現　況】

穂別地域は、平成 23 年８月１日現在の世帯数 1,616 世帯、人口 3,271 人（男性 1,621 人・女性 1,650 人）で、第１次産業である水稲や畑作を中心とした農業と豊かな森林を活かした林業が盛んな地域です。特に森林整備の担い手である森林組合は、道内有数の規模であり健全な経営を進めています。

新千歳空港に比較的近い立地条件であり、また、本地域の北部を東西に横切る国道 274 号や、平成 23 年に開通した北海道横断自動車道（道東自動車道）により都市との交流機能がより一層高まっています。

【地域資源】

一級河川鵡川と夕張山地を水源とする穂別川が地区の中央部で合流しており、両河川に沿って開かれた肥沃な大地で生産される農作物は、夕張に次ぐ産地としてその知名度をあげている「ほべつメロン」をはじめ、各地で高い評価を得ています。また、面積の約９割が豊かな森林に覆われており、地産地消を進めている木質ペレットは化石燃料による二酸化炭素の排出量の削減、地域材の有効活用、雇用の創出、産業間連携などで成果をあげています。

また、クビナガリュウ（海竜）や日本一といわれるカメ化石を展示する自然史博物館「町立穂別博物館」や、お年寄りを中心とした映画制作団体「田んぼ de ミュージカル委員会」の活動、白亜紀の地層から湧出する温泉やアウトドアスポーツを楽しめるフィールドなど、多種多様な人材資源、地域資源の豊富な地域であります。

【課　題】

本地域では、若者を中心とした人口の流出や少子高齢化により過疎化が進んでおり、高齢者のみで構成される世帯の増加や、各産業における後継者不足が深刻な問題となっています。このため、地域における雇用の拡大と住環境整備等による人口流出の抑制、移住の

奨励による定住人口の拡大を図る取り組みが必要です。また、地域住民が健康で安心に暮らすためにも、医療機関や公共交通機関などの生活基盤の整備とサービスの安定的な提供が望まれています。

②地域像

【めざすべき地域像】

豊かな自然環境に恵まれた本地域では、大自然と共生し様々な地域資源の保全と活用を図り、そこに暮らす人々が健康で互いに支え合い、安全で誰もが安心に生活できる故郷の創造をめざします。

◎キャッチフレーズ

笑顔とぬくもりのあるまち　ほべつ

③めざすべき地域像を実現するための具体的な取り組み

■健康福祉の充実

・医療機関の安定運営及び充実

・高齢者や障がいのある方、子供たちにやさしいまちづくり

地域	◇地域における高齢者世帯の生活支援体制の構築
	◇緊急時医療情報「マイカード」の普及促進
協働	◇国民健康保険穂別診療所の維持及び充実
	◇情報端末機器等を活用した高齢者世帯の生活を支える仕組みの構築
	◇社会福祉施設の維持及び充実
行政	◇公共施設等のバリアフリー化
	◇健康維持及び増進に向けた講座等の推進
	◇子育て支援施策の継続実施

■自然環境と調和した産業の振興

・環境意識の向上による地球にやさしいまちづくり

・地域資源の掘り起こしによる穂別ブランド産品の創出

・地域活性による新たな雇用の場の創出

地域	◇森林の活用、保全活動の推進
	◇環境美化運動、景観整備の推進
	◇地域ガイドの人材育成及び組織構築
協働	◇安心安全な農作物の生産
	◇地産地消の取り組み
	◇各種イベントの開催
行政	◇既存公共施設の多機能化
	◇各産業の担い手育成支援
	◇ＮＰＯ法人設立支援

■快適に暮らせるまちの推進

・地域公共交通の利用促進と運行体系の充実

・遊休施設等の効率的な活用推進

地域	◇予約運行バスの利用促進
	◇空き家、空き地の情報提供
協働	◇予約運行バス運行体系の充実
	◇遊休施設等の効率的な活用のための組織構築
	◇自主防災組織の構築
行政	◇公営住宅等の計画的な整備
	◇町有遊休施設等の情報提供
	◇自主防災組織への支援

【地域計画策定に係る経過】

穂別地域協議会では、地域の住民が感じる本地域の特色や個性、課題等を把握し、住民の意向を計画により反映させるべくアンケート調査を行いました。この調査結果を基に計９回の協議会、合同研修会と意見交換会を経て、町へ答申を行いました。

・平成 22 年 7 月 24 日⑬－第 11 回地域協議会：まちづくり計画「地域計画の策定」について
・平成 22 年 8 月 4 日－独自の住民意識調査に係る打ち合わせ会議：調査項目について
・平成 22 年 8 月 10 日－独自の住民意識調査に係る打ち合わせ会議：調査内容について
・平成 22 年 8 月 19 日⑪－第 12 回地域協議会：まちづくり計画（地域計画）の策定について、住民意識調査の検討について
・平成 22 年 8 月 24 日－独自の住民意識調査に係る打ち合わせ会議：調査内容について
・平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 24 日まで－穂別地域自治区まちづくりアンケート調査実施
・平成 22 年 10 月 19 日⑧－第 13 回地域協議会：住民意識調査の実施結果について
・平成 22 年 11 月 18 日⑨－第 14 回地域協議会：住民意識調査について
・平成 22 年 12 月 20 日⑫－第 15 回地域協議会：穂別地域計画について
・平成 23 年 1 月 27 日－第 4 回合同研修会
☆平成 23 年 2 月 15 日⑫－第 16 回地域協議会：地域計画策定について（諮問）
・平成 23 年 3 月 16 日⑬－第 17 回地域協議会：地域計画の策定について
・平成 23 年 4 月 14 日⑨－第 18 回地域協議会：地域計画の策定について
・平成 23 年 4 月 21 日－まちづくり計画策定経過報告・意見交換会
・平成 23 年 5 月 19 日⑪－第 19 回地域協議会：地域計画の答申について
☆平成 23 年 5 月 27 日－地域計画の答申書提出
・地域協議会だよりの発行－10 回（8/1, 9/1, 11/1, 12/1, 1/1, 3/1, 4/1, 5/1, 6/1）

第４章　計画の進行管理の考え方

1　計画の進行管理の考え方（評価と公表）

私たち町民が、常に我がまちのまちづくりにかかわっている気運をつくりだしていくため、「本計画の点検や見直し時期における進捗状況」や「計画期間中における各年度ごとの予算や事務事業・決算」をとおして、わかりやすく公表するとともに次回の予算や計画策定に向けて、町民意見を反映させ、まち全体でこの計画への意識を持つ仕組みを構築します。

また、本計画を着実に進めるために計画の進行管理と評価を実施し、その方法として効果的に政策や施策を推進し、事務事業が実施されているかという視点で『ＰＤＣＡサイクル＜計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）＞』に基づき検証をしていきます。

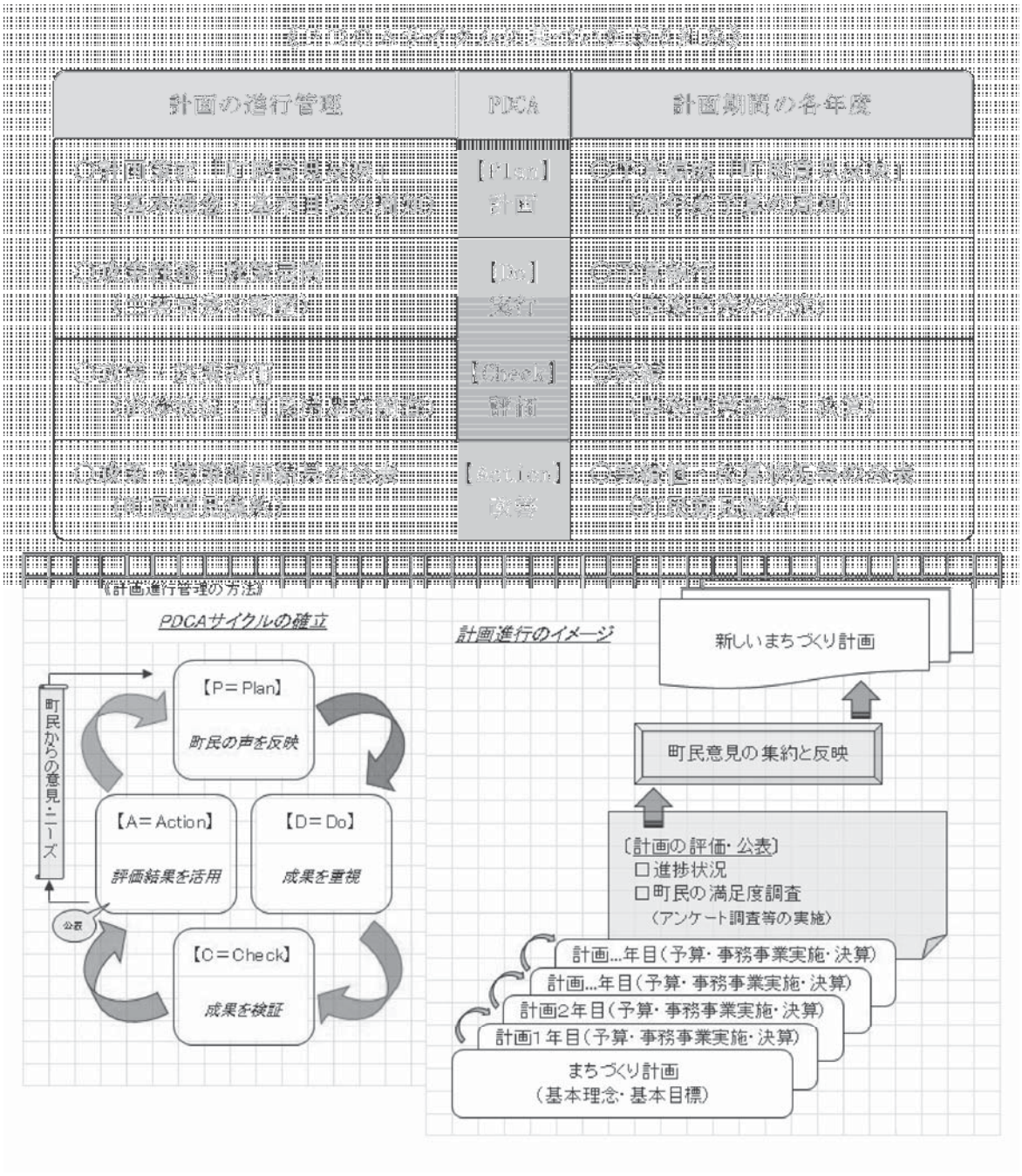

第５章　付属資料

1　町民アンケート調査

平成 22 年 10 月にまちづくり計画策定のためのアンケート調査を実施しました。
その概要は、以下のとおりです。

①　一般町民（18 歳以上の全町民）

・合併時の合併に対する気持ちは、期待していた（16.1％）、期待と不安の両方があった（29.4％）、期待していなかった（24.0％）でした。合併後４年を経て、現在の気持ちは、不安がある（24.0％、４％減）、期待と不安の両方がある（25.6％で 3.8％の減）となり、合併に対する不安が低まり、町民生活も徐々に落ち着いてきました。

・町の住みやすさは、74.8％、定住意向は 80.0％で大半の住民がむかわ町のことを住みやすいまち、今後も住みつづけたいと考えていることがわかりました。

図　町の住みやすさ

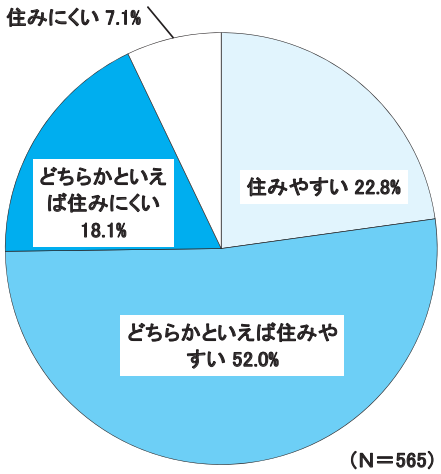

・町に対する誇りは、63.6％の住民が誇りを持っており、魅力としては、豊かな自然、地域ブランドなどが上位にきています。

・行政サービスで今後の取り組みが重要と指摘されているものは、医療体制の充実（87.6％）、幼児教育・学校教育（85.2％）、子育て支援の充実（82.2％）、農林漁の振興（82.0％）などが、上位にきています。

・行政からの情報提供で、今後も充実して欲しい分野は、「高齢者の介護に関する情報（41.5％）」、今後の行政のありかたで重視すべきは、「必要性の低い事業を思い切って廃止するなど、メリハリのある行政を行う（47.3％）」となっています。

・まちづくりに対するこれまでの評価はよいが 39.8％、今後、期待するは 65.9％です。

・住民参加で重要なことは、必要な情報は積極的に公開する（39.8％）が第 1 位です。町民が今後取り組んでみたい地域活動は、「ごみ拾い、・花づくり」「健康づくりやスポー

ツ活動」「お年寄りや障がい者などを手助けする活動」です。

【自由意見（抜粋）】

・観光や名物となるものをどんどんアピールし、知名度を上げてほしい。町の収益や雇用拡大につなげてほしい。旧２町間をフラワーロード、物産観光ロード等、移動を楽しく感じさせ、シャトルバス運行等で旧２町合同イベントなど、合併を生かして。【女性,30～59 歳,穂別地区】

・入院できる充実した医療が受けられるよう、町民も協力して診療所を守っていってほし

②　中高校生（中学・高校３年生全員）

・町の住みやすさは、73.8％で、町民アンケートと同様です。

・町に対する誇りは、51.7％で、町民よりは若干低くなっています。魅力としては、豊かな自然、地域ブランドなどが上位にきています。

・町内で就職を希望するは 4.6％、希望しないは 62.7％、わからないは 32.7％となっています。とくに高校３年生では、希望しないが 80.9％となっています。

図　むかわ町に対する誇り、愛着

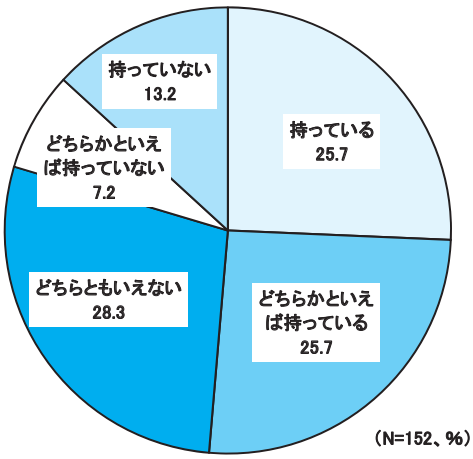

・豊かな生活を送るために町が行う施策としてあげられていることは、保健福祉の充実、各種イベントの充実と特産品の付加価値の向上、自然保護と環境保全の推進が上位にきています。

・まちづくりに対するこれまでの評価はよいが 33.5％、今後、期待するは 46.3％です。

【自由意見（抜粋）】

・ししゃもやメロンなんかがあるので、Ｂ級グルメなんかで町おこししてみるのもいいと思う。【男性,中学３年,鵡川地区】

③　ふるさと会員

・むかわ町が誇れるもの、魅力は、豊かな自然、地域ブランドです。町民、中高校生と同じものが指摘されています。

・豊かな生活を送るために町が行う施策としてあげられていることは、自然保護と環境保全の推進、安定した職場の確保と移住定住対策の推進、保健福祉の充実が上位にきています。町外に人の視点からは、自然環境の保護と、雇用の場の確保、定住移住対策が重要視されています。

・まちづくりに対するこれまでの評価はよいが53.3%、今後、期待するは82.4%です。

図　まちづくりに対するこれまでの評価

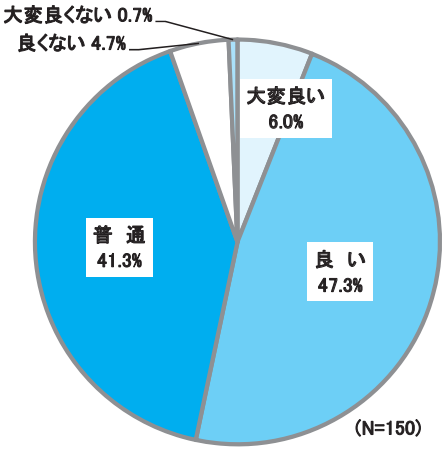

【自由意見（抜粋）】
・町がとてもきれいになり、もう一度住みたくなった【女性,30～59 歳,鵡川地区】
・心を豊かにする行事、健康を増進する交友など、人にとって大事なものを育てていける

2　まちづくり委員会のまちづくりに対する思い

まちづくり委員会の審議の中で出され、交された町民各々のまちづくりに対する思いは以下の通りです。

≪まちづくり委員会・アンケート結果・青年リーダー交流事業等より≫

①　産業の活性化と働く場の確保

●自然豊かで農産物、魚等の食べ物が美味しい、町の大アピール
●Ｂ級グルメ開発でのまちおこし　●高齢者の農家を手伝う仕組み
●活性化ある商店街をつくる人材育成、地場産業の活性化
●起業化できる仕組みがほしい　●国内外を問わず、人的交流を活発に
●産物、観光資源、気候、環境など活かしていない、アピールしていない
●他市町への通過点だけでなく、必ず寄って見たいと思うまちづくり
●特産物を活用し、人を呼び込む　●元気に活躍している人が多い
●地元の就職先が見つからず、町外へ流出してしまう
●地域風土を活かした産業の育成

②　人口減少と少子化への取り組み

●若い人達の人口減少が止まらない！　●若さにあふれる人に優しいまちに…
●子どもの育成が安全なまちに…　●スポーツ、勉学、医療などの充実
●事業の充実と町外から人をよんでくる事ができる広い意味での取り組み
●女性や子どもが集まるように　●人口が増えれば活気づく
●まちを形成するのは人、人の住まないところにまちは存在しない
●人的交流による切磋琢磨

③　高齢社会への対応と医療・福祉サービスの充実

●高齢者が安心、安全に暮らせる施設等の建設、老老介護の解決を
●何 10 年たっても元気でいてほしい　●お年よりは元気で明るい
●高齢者が安心、安全に住める町に　●医療を充実してくれないと将来が不安
●町内会、自治会等で高齢者の見守りを行う

④　生活利便性の向上と自然環境の保護・活用

●足場としての公共交通機関の確保　●イベント時以外、周辺が整備されてない
●生活道路の整備　●きれいな川、きれいな森、きれいな海、穂別も鵡川も流れは一つ
●森林（豊かな自然の源）　●ゴミの分別方法の改善と徹底不足
●町中に荒廃した空地が多い　●自然と人が輝き、思いやりのある、安心安全なまち
●津波対策と小河川の整備　●町の誇り・自慢のトップ
●手をかけなければ、守れないものがある！　●自然との共生
●もっと自然が増えるように、植林などの行事を沢山したい
●ゴミのポイ捨て、投棄をしない、させないという意識を持たせることが必要
●駅やバス停がよごれている　●みんなが進んでゴミを拾ってほしい

⑤　歴史・文化の保存と継承、教育の充実

●自分の子どもが自分のまちを自慢できるまち
●オリンピックのメダリスト、ノーベル賞受賞者の出身地
●生徒数が少ないことを利点とし、学力の向上を目指す
●食育の視点から学校給食の実現　●町を支える次世代の育成を視野に
●「ひとつの事業」に単眼視するのではなく、複眼視又は角度（視点）を変えて見つめる（検討・研究）

⑥　協働によるまちづくり

●どんな街にしたいか明確にして、皆で力を注いでいけば、まわりの事業も影響を受けて力を出せる
●小さな町なのにメジャーな人・物が多い、他市町の人達から羨ましがれる
●住民との協働していく学習レベルを高め、真の協働を育む必要がある
●官民一体となり推進すること　●町民の起業化（６次産業）
●行政まかせにするのではなく、町民が町をつくって行く意識が必要
●穂別と鵡川が本当に一体となって、それぞれの良い所を認め合い伸ばしていけるまちづくりが理想
●一つの川でつながっている、気持ちも一本になりたい
●メリハリのある行政運営　●行政が主体制を持つことも必要
●何から何まで100%満足ということはあり得ない
●町民一人ひとりの声をどう生かすか、その前提条件の町民の声をどの様に集約していくのかが大切

⑦　自慢したいもの・子ども達に残したいもの

●両地区の人のつながり　●活気あるまち　●豊かな自然（きれいな森・川・海）
●清流鵡川　●農林水産業　●歴史
●アイヌ文化　●子どもを大切にするまち
●友達と仲間　●生き生きと活動する人たち

⑧　実現のために必要なもの・こだわりたいもの

●地場産業の活性化→地域風土を生かした産業の育成
●自然との共生　●町民の個性・自立化　●教育、人づくり、人口増
●守り育てる　●若い人が住める環境　●町民の起業化
●官民一体となり推進すること・医療　●住民が町をよく知る→まずは、地域を知る
●両地区が一つになる→川で結ばれた町！

⑨　こんな「まち」になっていきたい！

●「豊かな自然と人を守り育て活力のあるまち」
●「充実した安心・安全な魅力あるまち」
●「豊かさ地域活き活き未来につなぐ（未来みすえる）」
●「動脈（交通網・交流）、静脈（自然環境）ともに元気」
●「自然を活用し調和のあるまち」　●「元気と魅力のあるまち」

⑩　医・住・職・教・自の５つの充実（医療・住居・職業・教育・自然）

●人が生活する上で必要なこと全てである　●アンケート結果でも、重要度が高い
●生活していく上で、バランス良く保たれているのが望ましい
●まちが機能、存続するための必須条件　●住み続けたいと思うまちの要素

⑪　豊かな自然と産業

●環境がとてもよい中に交通の便もよく、立地条件が良い
●山、川、海に恵まれており、景観も素晴らしいまち
●豊かな自然を守るために、農林水産業の充実

⑫　地域力（地域の力・価値）

●若者の働く場所、産業を残していきたい　●豊かさと力強さ（元気、健康）

⑬　人材育成、次世代の育成

●つながっているまちづくり（自然と感受性、創造）　●人がいなきゃ始まらない
●町で育った人が、ちゃんと帰ってこられる場所・道を整える

⑭　自分のまちを知る、地域の一体感

●今、自分がいる町がどういうところかを知る必要がある

●まず住んでいる環境を大切にする

⑮　魅力のあるまちで人づくり

●これからの町を支えるのは、まず人づくりから

●魅力あるまちが、人をつくっていく　　●住んでよかった、住み続けたいまちづくり

3　まちづくり委員会関連

（1）むかわ町まちづくり委員会の諮問・答申書

む　総　政　号
平成２３年１２月１３日

むかわ町まちづくり委員会
委員長　数　矢　伸　二　様

むかわ町長　山　口　憲　造

むかわ町まちづくり計画（案）について（諮問）

むかわ町まちづくり委員会条例（平成 22 年６月 18 日条例第 14 号）第２条の規定に基づき、別紙案を添えて貴委員会の意見を求めます。

平成２４年２月２９日

むかわ町長　山　口　憲　造　様

むかわ町まちづくり委員会
委員長　数　矢　伸　二

むかわ町まちづくり計画（案）について（答申）

平成 23 年 12 月 13 日付けむ総政号で諮問のありました「むかわ町まちづくり計画（案）」について、下記のとおり答申します。

記

1　当委員会で慎重に審議した結果、むかわ町まちづくり計画（案）については、適切であると認めます。
　なお、別紙付帯意見に留意され計画を推進されますよう要望します。

2　付帯意見　　別紙のとおり

（別　紙）

【　付　帯　意　見　】

私たちまちづくり委員会では、この間、１０年後のむかわ町のあるべき姿、新しいむかわ町のあり方について、審議を重ねてきました。

特に今後は、まちづくりを推進する上で、私たち町民が主体的にまちづくりに参加し、行政とともに進める「協働のまちづくり」やこだわりを持った計画の推進が重要です。

これらの審議経過を踏まえ、答申にあたり、次の５点に留意した計画の推進を提案いたします。

１　基本理念実現のため、町民意見や当委員会の審議過程における意見を十分に尊重するとともに、本計画の趣旨を分かりやすく町民に周知し、「協働によるまちづくり」を進めていただきたい。

そのために、町民が積極的にまちづくりに参加することのできる体制づくりや町民の役割と責務を明らかにした「町民憲章の策定」などの取り組みを推進していただきたい。

２　まちの活性化を図るため、本町の豊かな自然や歴史・文化・産業など地域の特性や様々な「資源」を活かし、多様な分野における取り組みの連携、さらに「人材育成の推進」を図り、まち全体の均衡ある発展に努めていただきたい。

また、２つの地域自治区の主体性や独自性を尊重するとともに、より一層の交流の推進を図り、両地域を調和させ、まち全体が輝きを増すまちづくりを推進していただきたい。

３　防災・防犯体制の強化と地域医療体制の充実を図るとともに、今後むかわ町を担っていく子ども達に対する「子育て支援をはじめとした福祉・教育施策の充実」に努め、子どもから高齢者までのすべての町民が「このまちに住んで良かった」と思えるような安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していただきたい。

４　実効性のある計画とするため、「計画の進行管理」においては、町民と行政がともに計画のチェックと評価が可能な推進体制の構築を図っていただきたい。

５　行政運営においては、行政改革の推進と今後の人口推移や社会情勢を見通した効率的な予算執行とともに、町民に分かりやすい行政情報の提供や財政状況の公表に努め、「行財政の透明化」を進めていただきたい。

（２）むかわ町まちづくり委員会条例

平成22年6月18日

条例第14号

（設置及び目的）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項の規定に基づき、将来にわたり「このまちに住んでよかった」と思えるまちづくりを進めるため、町政運営の主要施策のうち専門的分野について調査・研究を行い、魅力ある地域づくり並びに地域活性化の推進に資するため、むかわ町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条　委員会は、町長の諮問又は報告に応じ、次の事項の調査・研究及び審議を行うものとする。

(1)　まちづくりや地域活性化に関する調査・研究

(2)　まちづくり計画に関する事項

(3)　まちづくり活動に対する提言

(4)　その他、町長が必要と認めた事項

（組織）

第3条　委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2　委員は、町民から公募した者及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。

2　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員の再任は、妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員長は、会議の議長となる。

4　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会及び臨時委員）

第7条　委員会に、特別の事項を審議する必要があるときは、専門部会を設置し、臨時委員若干名を置くことができる。

2　臨時委員は、町長が委嘱する。

3　臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（関係者の出席）

第8条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（3）まちづくり委員名簿

〔５０音順・敬称略〕

役　職	氏　　名	所　属　等	備　　考
委　　員	池田　雄治（いけだ　ゆうじ）	穂別地域自治区地域協議会	
〃	石崎　小百合（いしざき　さゆり）	農　　業	
〃	石山　卓映（いしやま　たかあき）	商　　業	
〃	内海　久俊（うちうみ　ひさとし）	農　　業	
〃	梅津　博子（うめつ　ひろこ）	主　　婦	
〃	大澤　健也（おおさわ　けんや）	自営業（漁業）	
〃	奥野　恵美子（おくの　えみこ）	鵡川地域自治区地域協議会	
〃	金谷　仁（かなや　ひとし）	鵡川地域自治区地域協議会	
〃	国安　健二（くにやす　けんじ）	社会福祉法人　愛誠会	
〃	榊　哲夫（さかき　てつお）	鵡川地域自治区地域協議会	鵡川地域協議会会長
委　員　長	数矢　伸二（すや　しんじ）	自営業（商業）	
委　　員	高橋　金正（たかはし　かねまさ）	穂別地域自治区地域協議会	穂別地域協議会会長
〃	田中　波留美（たなか　はるみ）	穂別地域自治区地域協議会	
〃	辻　太郎（つじ　たろう）	鵡川地域自治区地域協議会	
〃	豊岡　義博（とよおか　よしひろ）	穂別地域自治区地域協議会	穂別地域協議会副会長
〃	中井　弘（なかい　ひろし）	鵡川地域自治区地域協議会	鵡川地域協議会副会長
〃	三上　千江子（みかみ　ちえこ）	穂別地域自治区地域協議会	
〃	山下　裕太（やました　ゆうた）	農　　業	
〃	山谷　直美（やまや　なおみ）	農　　業	
副委員長	由布　春美（ゆふ　はるみ）	農　業・保健推進員	

（４）まちづくり計画策定経過

◆むかわ町まちづくり委員会の開催状況

〔平成２２年度〕

回	開　催　日	主　な　内　容
第１回	平成 22 年 8 月 30 日	委員の委嘱
		まちづくり計画策定方針、スケジュール等計画策定の進め方
		町民アンケート項目の内容確認
第２回	平成 22 年 10 月 28 日	グループワーク「わたしが考えるまちづくり」
		・行政の役割、町民と地域の役割
		・まちづくりのキーワード
第３回	平成 22 年 12 月 13 日	グループワーク「新しいまちづくり計画へのこだわり！」
		・計画に盛り込むべきこだわり、町民の思い等
第４回	平成 23 年 2 月 23 日	グループワーク
		・まちづくり計画の基本理念等について（指針及び基本目標）
		町民アンケート結果の概要説明と検証
		まちづくり計画策定スケジュールの確認
第５回	平成 23 年 3 月 24 日	まちづくり計画策定に向けたこれまでの協議内容のまとめ
		・これからのまちづくりに関する提言書のとりまとめ
		まちづくり計画策定経過報告・意見交換会の開催について

〔平成２３年度〕

回	開　催　日	主　な　内　容
	平成 23 年 4 月 21 日	まちづくり計画策定経過報告・意見交換会（穂別地域） ※穂別地域自治区地域協議会と合同開催
	平成 23 年 4 月 22 日	まちづくり計画策定経過報告・意見交換会（鵡川地域） ※鵡川地域自治区地域協議会と合同開催
	平成 23 年 6 月 1 日	むかわ町まちづくり計画提言書提出
第１回	平成 23 年 8 月 2 日	今後のスケジュールの確認 ・まちづくり計画の諮問、答申 ・地域計画の取り扱いについて グループワーク「計画における３つのこだわり」
第２回	平成 23 年 11 月 21 日	まちづくり計画書（素案）たたき台について こだわりプロジェクトについて（計画の３つのこだわり）
第３回	平成 23 年 12 月 13 日	まちづくり計画書（素案）に対する町長から諮問 グループワーク ・まちづくり計画書（素案）審議 住民説明会の開催について
第４回	平成 24 年 1 月 16 日	グループワーク ・まちづくり計画書（素案）審議 住民説明会の開催について
	平成 24 年 1 月 24 日	むかわ町まちづくり計画（素案）住民説明会　（鵡川地域）
	平成 24 年 1 月 27 日	むかわ町まちづくり計画（素案）住民説明会　（穂別地域）
第５回	平成 24 年 2 月 8 日	グループワーク ・まちづくり計画書（素案）審議 まちづくり計画（素案）に対する答申内容について
第６回	平成 24 年 2 月 20 日	まちづくり計画（素案）に対する答申内容について
	平成 24 年 2 月 29 日	まちづくり計画（素案）の答申

◆町民の意見反映と町民参加等

実施年月日	実　施　内　容　等
平成 22 年 10 月 1 日	町民総合意識調査（まちづくりアンケート）の実施（～１１／１９） 〔対象〕１８歳以上の全町民、町内中高生、ふるさと会員
平成 23 年 1 月 27 日	魅力あるまちづくりセミナー「合併時代の『まち育て』」　７７名出席 ※両地域自治区地域協議会主催
平成 23 年 2 月 5 日	若年層向け講座「仮称）未来のむかわ町を語ろう」 ・町内中高生１７名参加
平成 23 年 2 月 8 日	行政出前講座（鵡川中央小総合学習） ・むかわ町のまちづくりについて
平成 23 年 2 月 9 日	むかわ町まちづくり計画に係る両地域自治区の地域計画諮問
平成 23 年 3 月 4 日	行政出前講座（鵡川中央小総合学習） ・むかわ町のまちづくりについて
平成 23 年 4 月 21 日	【再掲】 まちづくり計画策定経過報告・意見交換会（穂別地域）　６４名出席 ※穂別地域自治区地域協議会と合同開催
平成 23 年 4 月 22 日	【再掲】 まちづくり計画策定経過報告・意見交換会（鵡川地域）　５３名出席 ※鵡川地域自治区地域協議会と合同開催
平成 23 年 5 月 27 日	むかわ町まちづくり計画に係る両地域自治区の地域計画答申
平成 23 年 12 月 19 日	むかわ町まちづくり計画（素案）概要版公開・意見聴取（～１／１５） ・庁舎、総合支所、町ホームページで公開
平成 24 年 1 月 24 日	【再掲】 むかわ町まちづくり計画（素案）住民説明会　（鵡川地域）　４０名出席 ※むかわ町まちづくり委員会と町の合同開催
平成 24 年 1 月 27 日	【再掲】 むかわ町まちづくり計画（素案）住民説明会　（穂別地域）　３１名出席 ※むかわ町まちづくり委員会と町の合同開催
平成 24 年 2 月 12 日	魅力あるまちづくりセミナー 「まちづくりは人づくり～みんなで創ろう未来のむかわ物語」 ※両地域自治区地域協議会主催　６４名出席

4　地域計画諮問書・答申書

①　地域計画諮問書

む　総　政　号
平成 23 年 2 月 9 日

鵡川地域自治区地域協議会
　会長　榊　　哲　夫　様
穂別地域自治区地域協議会
　会長　高　橋　金　正　様

むかわ町長　山　口　憲　造

むかわ町まちづくり計画に係る「地域計画」の策定について（諮問）

現在、平成 23 年 12 月までに策定するため、むかわ町まちづくり委員会で協議検討している「むかわ町まちづくり計画」（平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間）にそれぞれの地域の目指す姿等について、「地域計画」として取りまとめ、当該計画に反映する必要があることから、次のとおり貴協議会に諮問します。

記

1　諮問事項
　　むかわ町まちづくり計画の「地域計画のまとめ」について
　～地区の特色を活かした「地域の目指す姿」と「地域づくりの指針」～

②　鵡川地域計画答申書

平成 23 年 5 月 27 日

むかわ町長　山　口　憲　造　　様

鵡川地域自治区地域協議会
会長　　榊　　哲　夫

平成 23 年度むかわ町まちづくり計画に係る鵡川地区計画について（答申）

平成 23 年 2 月 9 日付けむ総政号で諮問のありました事項について、平成 23 年 5 月 18 日に開催した鵡川地域自治区第 2 期第 17 回地域協議会において協議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1　諮問事項
むかわ町まちづくり計画に係る「地区計画」の策定について

2　答申
次のとおり答申しますが、この間の協議により別添のとおり付帯意見を添付しますので、まちづくり委員会における協議に反映くださるようお願いいたします。

テーマ	絆を育み　明日を拓く　人と地域が輝く鵡川
目指すべき地域像	鵡川地区では、自治会町内会連合会への活動支援をしています。しかし、人口減少による過疎化は進み、町の活力が低下しています。そこで、住民と行政のさらなる協働のもと、担い手などの人財育成や豊かな自然を活かした体験交流、ぬくもりある高齢者・子育て支援の充実など、各自治会・町内会や産業団体等との連携による「地域力」を育み、主体的な地域の活性化をめざします。

③　穂別地域計画答申書

平成 23 年 5 月 27 日

むかわ町長　山　口　憲　造　　様

鵡川地域自治区地域協議会
会長　　髙　橋　　金　正

むかわ町まちづくり計画に係る「地区計画」の策定について（答申）

平成 23 年 2 月 9 日付けむ総政号で諮問のありました事項について、平成 23 年 5 月 19 日に開催した穂別地域自治区第 2 期第 19 回地域協議会において協議した結果、下記のとおり答申致します。

記

1　諮問事項
むかわ町まちづくり計画の「地区計画のまとめ」について
～地区の特性を活かした「地区の目指す姿」と「地区づくりの指針」～

2　答申事項
次のとおり答申しますが、この間の協議により別添のとおり付帯意見を添付しますので、まちづくり委員会における協議に反映くださるようお願いいたします。

テーマ	笑顔とぬくもりのあるまち　ほべつ
目指すべき地域像	穂別地域自治区は、目指すべき地域像実現のために、 「健康福祉の充実」 「自然環境と調和した産業の振興」 「快適に暮らせるまちの推進」 を３つの柱に掲げ、恵まれた自然を活かし、健康で互いに支え合う安全・安心な故郷をめざします。

5　用　語　解　説

◆用語解説

※　ここで扱う用語解説は、関連法令、国語辞典、関係する専門書における語句説明、解説記事を踏まえ、文意の概要を記述しています。実際に引用して使う場合は、最新の法令、専門書、国語辞典などを直接、確認するようお願いします。（平成 24 年３月末時点）

【あ】

（あ）アダプト制度　＜59 ページ＞

行政が道路、公園、河川など特定の公共財について、住民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

（あ）アダプトプログラム　＜67 ページ＞

町民と行政が協働でまちの美化を進める活動、事業（プログラム）です。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」の意味。

（う）ウエブサイト　＜131 ページ＞

インターネット上のサービスのひとつである WWW（World Wide Web・・・ワールド・ワイド・ウェブ）を用いて提供される、一連の情報の集合体。

（え）ＡＥＤ機器　＜55 ページ＞

自動体外式除細動器の略称。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

（え）ＡＬＴ　＜98 ページ＞

ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）とは、外国語授業の補助を行うために、教育委員会から学校に配置される外国語指導助手のこと。

（え）ＮＰＯ法人　＜61 ページ＞

特定非営利活動促進法に基づいて特定された 20 分野を対象に社会一般のため非営利的な活動を行うことを目的に、同法の定めるところにより設立された法人のことです。

【か】

（か）学校教育アドバイザー　＜99 ページ＞

児童・生徒・学生本人との心理カウンセリングのほか、教職員や保護者への助言・援助などの

心理コンサルテーションを主な職務とする専門員のこと。

（か）合併調整期　＜５ページ＞

旧町の課題解決や一体感を促進するため、新町のまちづくりの基本的な基盤整備などを調整する期間。

（き）キャッチフレーズ　＜20 ページ＞

主に商品や映画作品などで、何らかの告知や宣伝に用いられる文章、特徴的な短い文章のこと。

（き）キャリア教育　＜103 ページ＞

キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

（き）救急用医療情報カード（マイカード）　＜55 ページ＞

患者の既往症や基礎疾患、アレルギーの有無などとともに、かかりつけ医および万一の場合の搬送依頼病院などを記した、各地の医師会で開発しているカードのこと。

（き）急性期医療　＜50 ページ＞

病気の進行を止める、病気の回復が見込める目処をつけるまでの間、提供する医療で、主に病気のなり始め、つまり症状の比較的激しい時期に行う医療措置です。

（く）クビナガリュウ　＜119 ページ＞

アンモナイトや恐竜が栄えていたころの大型の海生爬虫類。古生物学では「長頚竜類」といい、その化石はすべての大陸と周囲の島々から見つかっている。

（け）軽スポーツ　＜122 ページ＞

運動量、ルール、精神的疲労度などが、他のスポーツに比べて軽度なスポーツを示す。

（け）健康寿命　＜36 ページ＞

日常的に 介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のこと。

（け）減　災　＜７・52 ページ＞

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。

（こ）公営住宅長寿命化計画　＜65 ページ＞

公営住宅について、改修に力点をおき、住宅を長期に利用するための必要な整備計画を定めたもの。

（こ）公債費負担の適正化　＜５ページ＞

一般会計等に占める実質公債費比率が 18%以上となると、公債費負担適正化計画を策定し、実質公債費比率を 18%未満に低減、適正化すること。

（こ）公債費の負担比率　＜５ページ＞

公債費（借金の返済額）の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す。

（こ）高次加工体制　＜82 ページ＞

高品質な加工製品を安定的に供給する体制を確立すること。

（こ）交流人口　＜89 ページ＞

その地域に訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）と対になる概念。

（こ）交通弱者　＜57・58 ページ＞

自動車中心社会において、移動を制約される人、もしくは交通事故の被害に遭いやすい人という意味。

（こ）コーディネーショントレーニング　＜122 ページ＞

「運動神経が良くなる運動」です。どんな能力を運動神経というのか、初めて科学的に明らかにしたもので、運動神経を向上させる運動を体系化したもの。

（こ）コミュニティバス　＜60 ページ＞

明確な定義はないが、高齢者や身体障がい者等が公共施設・医療機関に行きやすくするなど、地域住民の交通の利便性向上を目的として、地方公共団体が何らかの形で運行に関与している乗合バス。

（こ）コントラクター　＜78 ページ＞

農作業の受託組織等のこと。

【さ】

（さ）財政健全化判断比率　＜133 ページ＞

市町村等の財政の健全性に関する指標の比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政措置を講じ、財政の健全化を図る数値指標。

（さ）財務諸表　＜133 ページ＞

企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類で、一般的には決算書と呼ばれることが多い。

（し）Ｊ－ＡＬＥＲＴ設備　＜52 ページ＞

緊急地震速報、津波警報等、時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁および消防庁）から直接、地方自治体およびその関連機関に瞬時に伝達することを目的としたシステム

（し）市街地回遊　＜88 ページ＞

顧客が店舗などを歩き回ること。

（し）資源循環型社会システム　＜63 ページ＞

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していくための社会システム。

（し）実需者　＜79 ページ＞

スーパー、外食、生協、百貨店、原料を仕入れて加工するメーカーなどの総称。商品、生産物などを自分で利用する目的で求める人、組織のこと。

（し）指導農業士　＜78 ページ＞

次代の農業の担い手となる者に対して実践的な研修等を通じて育成指導を行うことや、地域農業の振興等に対する助言・協力等を行う知事が認定した農業者のこと。

（し）住宅マスタープラン　＜63 ページ＞

市町村の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。

（し）循環システム　＜34 ページ＞

限りある資源を繰り返し利用する循環型社会の構築に向け、ゴミを一次処理し、再利用し、その生産物を消費者（ゴミの生産者）に提供する、資源循環の仕組み。

（し）省エネルギー化　＜33 ページ＞

同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られる様にすること。

（し）生涯学習推進アドバイザー　＜109 ページ＞

地方公共団体、教育委員会に任命され、社会教育に関する直接指導及び学習相談、社会教育関係団体の育成指導にあたる専門員のこと。

（し）情報モラル　＜103 ページ＞

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

（し）シルバーハウジング　＜42 ページ＞

高齢者向けの設備や構造を備え、緊急通報システムなどが組み込まれた集合住宅。

（し）森林認証　＜81 ページ＞

適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度。

（す）水源涵養　＜33 ページ＞

森林の土壌が降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

（す）スクールカウンセラー　＜103 ページ＞

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。もしくは、その任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある

（す）鈴木章（すずきあきら）　＜138 ページ＞

昭和５年（1930 年）9 月 12 日 生まれの日本の化学者。北海道大学名誉教授、日本学士院会員。旧鵡川町（現むかわ町）出身で現在は江別市に在住。

【た】

（た）体育指導委員　＜122 ページ＞

住民に対し、スポーツ振興を目的としスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う専門員のこと。平成 24 年度からスポーツ推進委員へ改称する予定。

（た）滞在型体験観光　＜87・89 ページ＞

観光地や特色ある地域に滞在し、地域の生産活動、行事、イベントに、地域住民と共に参加し体験する観光のこと

（た）田畑真紀（たばた まき）　＜138 ページ＞

昭和 49 年（1974 年）11 月 9 日生まれ。旧鵡川町（現・むかわ町）で生まれ。2010 年バンクーバーオリンピックの女子チームパシュートでは、銀メダルを獲得

（た）田んぼ de ミュージカル委員会　＜107・117・141 ページ＞

平成 15 年度からむかわ町穂別地区を中心にして住民参加、体験型の映画制作を行っている住民団体。

（ち）地域キャンパス　＜105 ページ＞

第１学年２学級以下の高校で、再編が困難、かつ地元進学率が高い場合に、センター高と連携し地域キャンパスと位置づけ、学校運営を行うこと。

（ち）地域主権時代　＜７ページ＞

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。

（ち）地域主権戦略会議　＜133 ページ＞

内閣府に設置された機関で、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施する政府機関。

（ち）地域総合型スポーツクラブ「むーブ」　＜107・122 ページ＞

地域の子どもたちとその親を対象に、平成 18 年、むかわ町に設立された総合型地域スポーツクラブのこと。

（ち）地域ブランド　＜145～147 ページ＞

地域を主に経済的な側面からとらえたときの、生活者が認識するさまざまな地域イメージの総体。

（ち）地域防災マスター　＜52 ページ＞

消防や市町村等で防災業務を経験してきた住民に地域の防災活動の中心になってもらう制度。

（ち）地域リーダー　＜79 ページ＞

既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想のできる地域活動のリーダーのこと。

（ち）地上デジタル放送　＜71 ページ＞

地上（陸上）のデジタル方式の無線局により行われるテレビ放送のこと。

（て）定住自立圏構想　＜135 ページ＞

5～10 万人規模の市を中心に都市と地方が支えあう共生の社会の実現をめざす考え方。

（て）ティーム・ティーチング　＜103 ページ＞

ＴＴ（ティーム・ティーチング）とは、複数の教員が役割分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

（て）デジタル化　＜54 ページ＞

紙・マイクロフィルム情報（文書・帳票・図面）・写真などのアナログデータをデジタル信号に変換して記録すること。

（て）デマンドバス　＜42・65 ページ＞

デマンド対応型交通方式、つまり、利用者の要求に対応して運行する形態のバスのこと。

（て）田園教育力再生協議会　＜107 ページ＞

鵡川をはじめとする自然やまちの文化を守り、後世に伝えるための活動を行う協議会。

（と）トップアスリート　＜123 ページ＞

水泳やスケートを中心した世界選手権レベルの超一流のスポーツ選手のこと。

【な】

（に）ニーズ　＜15・38・46 ページ＞

欲求、要求、需要のことで、厳密には欠乏の状態にあることを示す。

（に）認知症サポーター　＜41 ページ＞

認知症養成サポーター講座を受講し、認知症に対する正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守る応援者のこと。

（ね）ネイチャー研究会 in むかわ　＜107 ページ＞

1996 年に結成された自然愛好家グループで、鵡川の自然を四季折々に楽しみながら調査研究をし、子どもたちに自然体験をさせながら、自然保全活動を行っている団体。

（の）農業士　＜79 ページ＞

地域農業の振興等に対し、積極的に参加協力を行う知事が認定した農業者のこと。

（の）農業者戸別所得補償制度　＜77 ページ＞

米などの農産物の市場価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。

（の）農業センサス　＜75 ページ＞

農業に関する全般的な全数調査。

（の）ノーマライゼーション　＜43・45 ページ＞

障がいのある人と健常者が共に社会生活を送ることを目的に、1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。

【は】

（は）ハード・ソフト　＜122 ページ＞

ハード（ハードウェア）はソフト（ソフトウェア）の対比語であり、物理的な装置の対比語として使われる。

（は）パートナー　＜75 ページ＞

共同で仕事をする相手。相棒。ダンス・スポーツなどで二人一組のこと。

（は）パートナーシップ　＜111 ページ＞

２名以上の人、法人が金銭・役務などを出資して共同して事業を営む事業体。

（は）バイオマス　＜６ページ＞

バイオマスは、生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわしていて、動植物から生まれた再利用可能な資源のことを意味する。

（は）バイオマスエネルギー　＜34 ページ＞

動植物から生まれた再利用可能な資源（バイオマス）を原料 として作られるエネルギーのこと。

（は）ハザードマップ　＜53 ページ＞

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

（は）パシュート　＜122 ページ＞

追い抜き競技のこと。自転車のトラック競技の種目として始まり、スピードスケート、クロスカントリースキーなどでもおこなわれるようになっている

（は）ファミリーサポート事業　＜39 ページ＞

地域で子育てを応援する会員制の相互援助活動のこと。

（ひ）ビジネス・ストーリー　＜86 ページ＞

優れた起業の経営戦略の生成の物語で、思わず人に話したくなるような面白いストーリーのこと。

（ひ）人にやさしい道づくり　＜59 ページ＞

だれもが安全に、自分の意志で自由に動き回れる町や生活空間、地域社会をつくるため、車よりも人を優先した人にやさしい道づくりを歩行者の視点で推進する事業のこと。

（ふ）ブックスタート　＜115 ページ＞

すべての赤ちゃんのまわりで楽しく温かい一時が持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動です。

（ほ）ポータルサイト　＜71 ページ＞

インターネットを通し必要な情報にアクセスするときの入口となる仕掛けのこと。

（ほ）ホベツアラキリュウ　＜119 ページ＞

むかわ町穂別地区で見つかったクビナガリュウ。

（ほ）ボランティア　＜41・45 ページ＞

社会貢献活動（ボランティア活動）に携わる人のこと。

【ま】

（ま）マツカワ　＜119 ページ＞

全長 80cm に達する大型の鰈（かれい）で、むかわ沖など主に北海道太平洋沿岸に分布する。

（ま）マネジメント　＜３ページ＞

「組織目標を達成するために与えられた人、物、金、時間、情報（技術）といった経営資源をいかに効率的に活用していくかを考えていくこと（資源の有効活用）」を示す。

（む）鵡川高等学校硬式野球部（鵡川高校野球部）　＜122・138 ページ＞

むかわ町にある道立学校で、全日制普通科。野球部の活動が盛んであり、甲子園の常連となる。野球部は春のセンバツに過去３度出場し、現在２勝３敗である。

（む）むかわ町地域担い手育成センター　＜75 ページ＞

農業担い手対策の総合調整、後継者及び新規就農希望者に対する研修・就農等に関する事業を行う、町内関係機関団体により構成された組織のこと。

（め）メカニズム　＜36 ページ＞

本来は、機械の装置、仕掛けからくりを示すが、近年は、物事の仕組み、組織の意味でも使われる。

（も）木質バイオマス　＜82 ページ＞

木材に由来し、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

（も）木質ペレット　＜81 ページ＞

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。

（も）モササウルス　＜119 ページ＞

中生代白亜紀後期（約 7,900 万 － 約 6,500 万年前）に生息していた肉食海棲爬虫類の絶滅した属。現在のオオトカゲ類に近い仲間と考えられている。

【や】

（ゆ）ユニバーサルデザイン　＜45 ページ＞

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

【ら】

（ら）ライフサイクルコスト　＜62 ページ＞

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。訳語として生涯費用ともよばれ、英語の頭文字から LCC と略す。

（ら）ライフスタイル　＜19・35・127 ページ＞

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。消費者が、社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様をいう。

（り）緑農地還元　＜62 ページ＞

循環型社会構築の試みの一つとして、下水道の最終汚泥を乾燥、肥料化して、緑地や農地の肥料として利用すること。

（ろ）ローリング方式　＜３ページ＞

現実と計画のズレを埋めうめるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

（ろ）ロングスティ住宅　＜91 ページ＞

比較的長期にわたる滞在で、移住永住ではなく、帰ることを前提とし二週間以上の滞在型の住宅のことで、生活に必要な設備が整っている居住施設を保有もしくは、賃借する。

【わ】

（わ）ワークショップ　＜140 ページ＞

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。

むかわ町　まちづくり計画

平成24年３月

発行：むかわ町
編集：むかわ町役場　総務企画課

〒054-8660
北海道勇払郡むかわ町美幸２丁目８８番地
TEL　０１４５－４２－２４１１㈹
FAX　０１４５－４２－２７１１
URL　http://www.town.mukawa.lg.jp/1.htm

「人と自然が輝く清流と健康のまち」

充実した安全・安心なくらし

元気みなぎる産業・経済

未来につなぐ夢と希望

地域の特色・誇り